

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月29日

【発行者名】 CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド
(CSOP Asset Management Pte. Ltd.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼最高経営責任者 リー・ウェイ・ルーン
(Director/Chief Executive Officer, LEE Wei Loon)

【本店の所在の場所】 シンガポール 018960 マリーナ・ビュー 8 アジア・スクエア・タ
ワー 1 #36 - 05
(8 Marina View, #36-05 Asia Square Tower 1, Singapore
018960)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 上石 涼太
同 多加谷 慶一郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 CSOP米ドル・セレクト・マネー・マーケット・ファンド
(CSOP US Dollar Select Money Market Fund)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 100億米ドル（約1兆5,581億円）を上限とします。
（注）米ドルの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UF
J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=155.81円）によりま
す。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示は全てこれによ
るものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

CSOP米ドル・セレクト・マネー・マーケット・ファンド

（CSOP US Dollar Select Money Market Fund）

（注１）CSOP米ドル・セレクト・マネー・マーケット・ファンド（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるCSOPインベストメント・ファンド（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドです。

（注２）日本におけるサブ・ファンドの愛称として「CSOP米ドルMMF」を使用することがあります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

サブ・ファンドの受益証券（以下「受益証券」又は「ファンド証券」といいます。）については、券面は発行されていません。

CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付け、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です（すなわち、オープン・エンド型の投資信託です。）。

（３）【発行（売出）価額の総額】

100億米ドル（約1兆5,581億円）を上限とします。

（注１）ファンドは、シンガポールの法律に基づいて設立されていますが、受益証券は、米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

（注２）本書の中で金額及び比率を表示する場合、四捨五入しています。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

1口当たりの発行価格は、日本における販売会社により申込みが取り扱われた日（下記（７）（注２）をご参照ください。）に適用される受益証券1口当たり純資産価格

（注）発行価格は下記（８）記載の申込取扱場所に照会することができます。

（５）【申込手数料】

申込み手数料はありません。

（６）【申込単位】

（最低申込み）

初回の最低申込額：1,000米ドル以上、1セント単位

追加最低申込額：100ドル以上、1セント単位

（注１）管理会社は申込単位を放棄することができます。

（注２）日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026年11月12日（木曜日）から2027年6月30日（水曜日）まで

（注1）申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（注2）申込みの取扱い、各取引日でかつ日本における販売会社の営業日に行われます。日本における販売会社の申込締切時間は、原則として、日本時間午前10時までとし、当該締切時間以降に行われた申込みについては、翌取引日かつ翌営業日の申込みとして取り扱われます。

(8) 【申込取扱場所】

moomoo証券株式会社

東京都渋谷区渋谷1丁目2-5 MFPR渋谷ビル11階

ホームページ：<https://www.moomoo.com/jp>

（以下「日本における販売会社」又は「moomoo証券」といいます。）

(9) 【払込期日】

投資家は、販売会社に対して、申込金額を支払うものとします。払込期日は、日本における販売会社にお問い合わせください。

申込金額は、日本における販売会社によって、日本における販売会社により申込みが取り扱われた日の当日中に、シティバンク、エヌ・エイ シンガポール支店のファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。

「取引日」とは、各ファンド営業日及び/又は一般的に若しくは特定の受益証券のクラス若しくは複数のクラスについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

「ファンド営業日」とは、シンガポールの商業銀行が営業している日（土曜日、日曜日又は官報で告示された公休日を除きます。）又は管理会社及び受託会社が決定するその他の日をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

moomoo証券株式会社

東京都渋谷区渋谷1丁目2-5 MFPR渋谷ビル11階

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間で締結した日本における受益証券の販売及び買戻しに関する契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）に基づき、受益証券の募集を行います。

管理会社は、moomoo証券株式会社（以下「代行協会員」といいます。）をファンドに関して代行協会員に指定しています。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見書、決算報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者又は登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいいます。

(八) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、米ドル貨により支払うものとします。円貨で申

し込む場合、円と米ドルとの換算レートは外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定するものとし、また、別途の為替手数料がかかる場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。

申込金額は、日本における販売会社によって、日本における販売会社により申込みが取り扱われた日までの当日中、シティバンク・エヌ・エイ シンガポール支店のファンド口座に米ドル貨で払い込まれます。

(二) 日本以外の地域における発行

日本における募集と並行して、シンガポールにおいて受益証券の募集が行われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、現在、サブ・ファンドであるCSOP米ドル・セレクト・マネー・マーケット・ファンドにより構成されるシンガポールのアンブレラ型ユニット信託です。ユニット信託は、2025年10月24日付の信託証書（以下「本信託証書」といいます。）に従い、受託会社及び管理会社により設定されました。

サブ・ファンドは、オープン・エンド型ユニット信託です。サブ・ファンドは、米ドル建ての受益証券（ユニット）を発行します。サブ・ファンドの資産は、米ドル（ベース通貨）建てで評価されました。

サブ・ファンドの受益証券（ユニット）は、除外投資商品（投資商品の販売及び推奨に関するシンガポール金融管理局による通知（随時修正されます。）の付属書1に基づいて定義されます。）及び規定資本市場商品（2018年証券先物（資本市場商品）規則において定義されます。）として分類されます。

ファンドの管理会社は、CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッドです。管理会社は、シンガポール金融管理局により規制されます。

管理会社は、シンガポールにおいて、2018年4月30日に設立されました。管理会社は、シンガポール金融管理局により付与されるキャピタル・マーケット・サービスのライセンスを保有し、機関投資家及び個人投資家の両方に対して、ファンド運用及び投資助言サービスを提供します。

管理会社は、CSOPアセット・マネジメント・リミテッド（以下「CSOP AM」といいます。）により完全に所有されています。CSOP AMは、香港において、2008年1月に設立され、香港の証券及び先物条例の第5部に基づき、第1類型（証券取引）、第4類型（証券に関する助言）及び第9類型（資産管理）の規制活動を行うためのライセンスを有しています。

CSOP AMは、香港市場における主要な上場取引型金融商品の発行会社である。CSOP AMは、上場投資信託（以下「ETF」といいます。）、マネー・マーケットETF並びにレバレッジ及びインバース商品を含む幅広い取引型金融商品を管理しています。

中国南方アセット・マネジメント・リミテッドの子会社であるCSOP AMは、香港において、資産運用及び証券助言活動を行うために、中国大陸の投資信託会社により設立された香港で最初の子会社です。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産に対して、一般運用権限を有する。管理会社は、本信託証書において、適切かつ効率的に自らの事業を継続して行うために、最善の努力を尽くすことを誓約し、今後各サブ・ファンドが適切かつ効率的に継続して行われることを確保します。管理会社は、サブ・ファンドとの又は代理する全ての取引が対等に行われ又は今後行われるよう確保します。

管理会社は、該当するシンガポール証券先物法の規定及びその他全ての関連法、シンガポール金融管理局により発行される集団投資スキームに関するコード（以下「シンガポール集団投資スキームコード」といいます。）、本信託証書並びに全ての関連契約が順守されるよう確保する責任も負います。管理会社は、ユニットの信託受益者（以下「受益者」といいます。）との全ての通信に対する責任を負います。

(2)【ファンドの沿革】

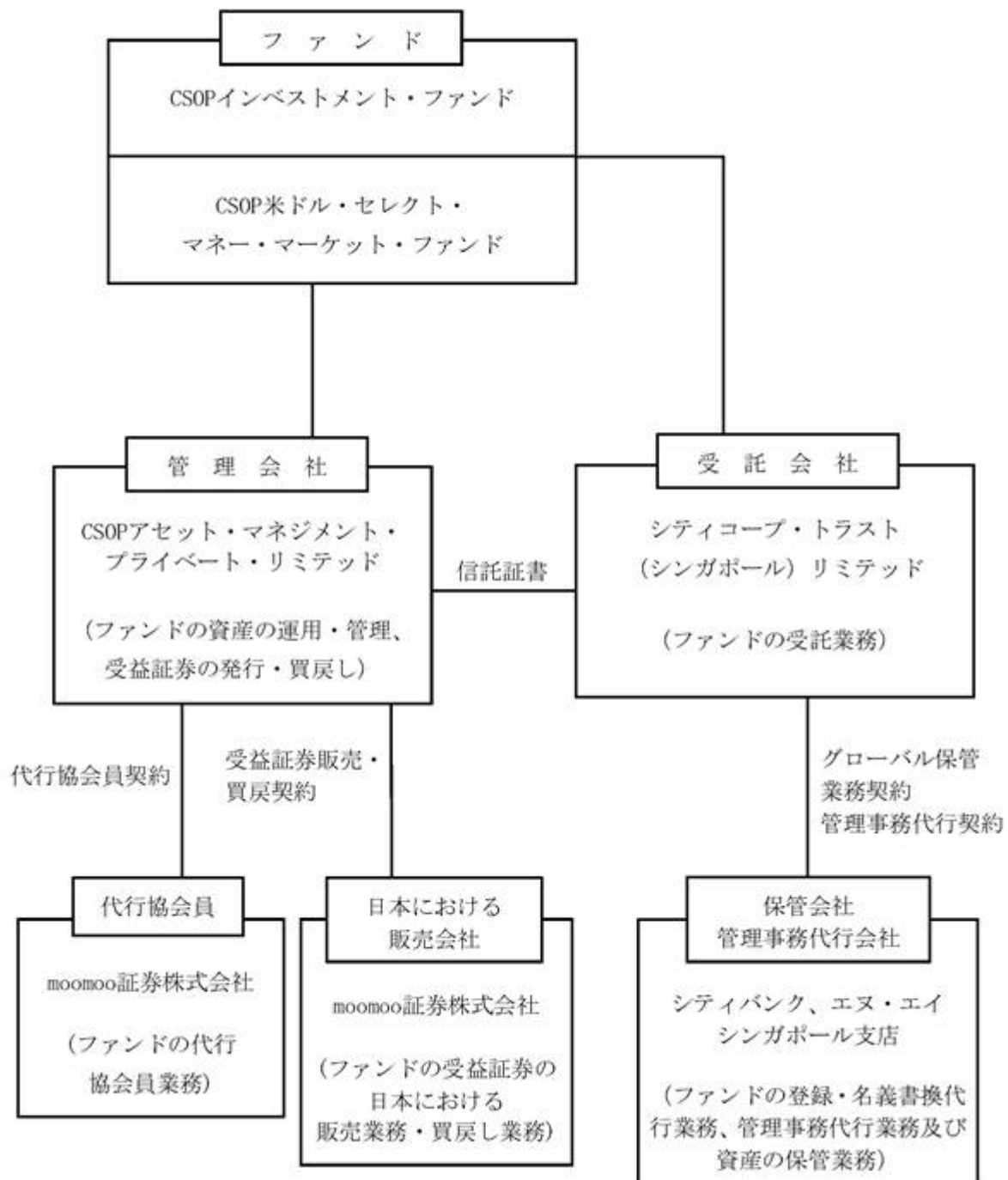
2018年4月30日 管理会社の設立

2025年10月24日 本信託証書締結

2026年2月26日 ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

| 名称 | ファンド 運営上の役割 | 契約等の概要 |
|--|----------------------|---|
| CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド (CSOP Asset Management Pte. Ltd.) | 管理会社 | 受託会社との間で締結された本信託証書において、ファンドの資産の運用、受益証券の発行並びにファンドの終了について規定しています。 |
| シティコープ・トラスト (シンガポール)リミテッド (Citicorp Trustee (Singapore) Limited) | 受託会社 | 管理会社との間で締結された本信託証書において、上記に加え、ファンドの受託及びファンドの資産の管理について規定しています。 |
| シティバンク、エヌ・エイ シンガポール支店 (Citibank, N.A., Singapore Branch) | 保管会社 管理事務代行 会社 | 保管会社と受託会社との間のグローバル保管業務契約（注1）において、保管会社として提供する業務について規定しています。 2026年2月11日付で管理会社との間で締結された管理事務代行契約（注2）において、ファンドの管理事務業務について規定しています。 |
| moomoo証券株式会社 | 代行協会員 | 2026年5月20日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約（注3）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。 |
| | 日本における 販売会社 | 管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。 |

（注1）グローバル保管業務契約とは、受託会社により任命された保管会社がファンドに対し、サブ・ファンドの預託財産を預託する保管口座の開設及び維持を含む保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表並びに日本法及び/又は日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売及び買戻業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

| | |
|---------|---|
| 管理会社： | CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド (CSOP Asset Management Pte. Ltd.) |
| 1．設立準拠法 | 管理会社は、シンガポール会社法（1967年）に基づき設立されました。 |
| 2．事業の目的 | 管理会社は、シンガポール金融管理局により付与されるキャピタル・マーケット・サービスのライセンスを保有し、機関投資家及び個人投資家の両方に対して、ファンド運用及び投資助言サービスを提供しています。 |
| 3．資本金の額 | 管理会社の2026年3月31日現在の資本金の額は、額面1シンガポールドルの株式6,500,000株に分割される、6,500,000シンガポールドル（約8億54万円）です。 |

| | | |
|----------|--|----------------------|
| 4．沿革 | 2018年4月30日設立 | |
| 5．大株主の状況 | CSOPアセット・マネジメント・リミテッド (CSOP Asset Management Limited) 香港 セントラル コンノートプレイス 8 エクスチェンジ クエア 2 (Two Exchange Square, 8 Connaught place, Central, Hong Kong) | 6,500,000株 (100%) |

(注) シンガポールドルの円貨換算は、2026年2月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1シンガポールドル=123.16円)によります。以下、別段の記載がない限り、シンガポールドルの円貨表示は全てこれによるものとします。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、コモンロー上の衡平法の原則に基づいて設立されていますが、1967年受託者法(以下「信託法」といいます。)が、シンガポールにおける信託を規律する主要な法律です。また、ファンドは、2001年証券先物法に基づき集団投資スキームとして規制されており、サブ・ファンドは2001年証券先物法第286条に基づき認可を受けています。

() 準拠法の内容

信託法

シンガポールの信託法は、英国コモンローの原則に根ざしていますが、受託者法(第337章)及び現地の法理に基づき独自の枠組みへと発展してきました。英国法も依然として説得力がある一方で、シンガポール法は法定義務を導入し、受託会社の権限を拡大しています。ユニット・トラスト構造において、投資家(受益者)は、信託財産の法的所有権を有し、受益者に対して受託者義務を負う受託会社が保有する資金を拠出します。投資運用会社は、信託財産について比例持分を有する受益者の利益のためにポートフォリオを管理します。受託会社は、通常の受託者義務を負い、受益者に対して説明責任を負います。受託会社の詳細な権限、義務及び責任は信託証書に定められ、受託者法及び衡平法の原則に基づく法律上の義務により補足されています。

シンガポール2001年証券先物法

シンガポールにおける集団投資スキーム(以下「CIS」といいます。)の募集は、シンガポール証券先物法の第13章第2節の下で規制されており、シンガポール証券先物法の監督当局はシンガポール金融管理局です。

シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポール籍のCISは、()シンガポール証券先物法の第286条に基づいて、シンガポール金融管理局により認定を受け、()同法の第296条に基づいて、英文目論見書をシンガポール金融管理局に提出し、シンガポール金融管理局により英文目論見書の登録を受けなければなりません。

シンガポール証券先物法の第286条に基づくユニット・トラストとして組成されたCISが認可を受けるための主要な要件は次のとおりです。

- (a) ファンド運用のためのキャピタル・マーケット・サービスのライセンス(そのCISが上場不動産投資信託である場合には、不動産投資信託運用のためのキャピタル・マーケット・サービスのライセンス)を取得している、又はシンガポールで許認可を取得した銀行、商業銀行、金融会社若しくは保険会社であるためにシンガポール証券先物法においてキャピタル・マーケット・サービスのライセンスの取得が免除されている、CISの管理会社が存在しなければなりません。
- (b) シンガポール証券先物法第289条に基づき認可されたCISのための受託者が存在しなければなりません。

(c) 所定の要件(かかる要件は、シンガポールの証券先物(投資募集)(集団投資スキーム)規則(Securities and Futures (Offers of Investments) (Collective Investment Schemes) Regulations) (以下「シンガポール証券先物規則」といいます。))に規定されています。)を遵守する、管理会社と受託者により締結された信託証書が存在しなければなりません。

(d) CIS、管理会社及び受託者は、シンガポール金融管理局により発布されたシンガポール証券先物法及びシンガポール集団投資スキームコードを遵守しなければなりません。

シンガポール証券先物法第296条に基づくCISの英文目論見書の登録に関する重要な要件は、英文目論見書が所定の開示要件(シンガポール証券先物規則の別紙3に規定されています。)及び適用されるシンガポール集団投資スキームコードにおける追加の開示要件を遵守しなければならないということです。

CISの管理会社は、シンガポール証券先物法第296条Aに従って、シンガポール証券先物規則及びシンガポール金融管理局により発布された商品ハイライト・シートに関する業務通達に則った商品ハイライト・シートの作成及び投資家に対する提供もしなければなりません。

シンガポール証券先物規則

シンガポール証券先物規則は、特に、認可されたCISに関する、信託証書に含まれるべき合意事項及び詳細項目、英文目論見書で開示することが必要な事項並びに広告の要件及び制限を規定します。

シンガポール集団投資スキームコード

シンガポール金融管理局が発布したシンガポール集団投資スキームコードは、とりわけシンガポール証券先物法の第286条に基づいて認可されるCISの管理会社及び受託者の各々の役割、責任及び業務上の義務について規定しています(CISの財産からのマーケティング費用支払いの禁止、関連会社との取引の制限、受益者に対する償還金の支払時期、受益者に対する報告書及び決算書の作成と送付に関する要件、受益者に対する重要な変更の通知の送付に関する要件、信託証書の修正のために受益者の集会が必要とされる状況、ファンド資産の評価方法に関するガイドライン、評価エラーに関する補償の要件、現金割戻し及びソフト・ダラーの受領に対する制限、ファンド名に関するガイドライン、金融デリバティブの使用に関する要件、ファンド(インデックス・ファンドを含みます。)の種類別の投資及び借入れに関するガイドライン及び制限並びに追加的な英文目論見書の開示要件を含みます。)。

（５）【開示制度の概要】

A．シンガポールにおける開示

（ ）英文目論見書の開示要件

シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポール籍の認可されたCISに関する各英文目論見書は、シンガポール金融管理局によって登録される前に、シンガポール証券先物規則の別紙3において記述される開示要件に従わなければなりません。それらの開示要件には、とりわけ、CISがユニット・トラストである場合、CISの名称、英文目論見書の登録及び有効期限、CISの設立場所、信託証書及び補足証書のリストに関連する開示が含まれ、それらの証書が閲覧され最新の年次・中間報告書及び決算書が取得される場合には、CISに適用される評価方法、管理会社の名称、住所及び実績、（もしあれば）サブ・管理会社の名称及び実績、受託者の名称、管理会社の各取締役及び重要な役員に関連する過去の実務経験、学歴、専門的な資格、専門分野又は責任、管理会社が第三者に何らかの職務を委任しているかどうか、当該代理人の名称及び委任された職務、受託者の名称、受託者及びカストディアンの財政上の監督機関、CISに関する保管契約、（もしあれば）投資アドバイザーの名称及び実績、並びに登録機関の名称に関連する開示が含まれ、受益者の受益者名簿が閲覧される場合には、CISの監査人の名称、CISの構造、管理会社の投資目的、焦点及びアプローチ方法、受益者及びCISが支払うべき手数料及び料金、CISへの投資における一般的及び特殊なリスク、引受の手順の説明、当初及び継続の引受金額、取引の期限（価格決定が将来か過去かを含みません。）、数値で表した引受の例、受益者に引受の確認書が発行される期間、（CISが異なるクラスに分けられている場合には）各クラスの特徴と権利及び義務に関する説明、定期積立プラン及び投資家が当該プランへの参加を中止する方法（もしあれば）、現金化の手順、保有及び現金化の最少金額、数値で表した現金化の例、受益者に現金化による収入が支払われる期間、ユニットの交換（適用される場合には）の手順、受益者によるユニット価格の取得方法に関する説明、ユニットの発行又は償還が停止される可能性のある例外的な状況、CISの過去の実績（適用される場合には）、CISの業績に関するベンチマーク（適用される場合には）、経費率及び回転率、ソフト・ダラー手数料、利益の相反、CISの会計年度末、受益者が報告書及び決算書を受け取る期間、管理会社に対する質問及び苦情の連絡先番号、並びにその他の重要な情報に関連する開示が含まれます。

さらに、シンガポール籍の認可されたCISに関する英文目論見書は、シンガポール集団投資スキームコードのうち、適用される開示要件にも従わなければなりません。かかる開示要件は、とりわけ、管理会社の社内信用評価基準（当該管理会社が信用格付機関が出す格付を使用している場合）、金融デリバティブの使用及び証券貸借取引／レポ取引活動の詳細に関する開示を含み、インデックス・ファンドについては指数の市場／セクター、指数算出手法、指数の特徴及び構成、指数の組入上位10構成銘柄の名称及び比重、指数トラッキング方法、トラッキング・エラーについての警告、指数提供者及び管理会社間の関係、指数の集中に関する警告、指数の構成の変更、市場の変化に適應するための管理会社の裁量権の欠如、指数の使用に関する重要な認可条件についての警告並びに指数が利用不能になった場合の危機管理計画に関する開示を含みます。

また、認可されたスキームの管理会社（ファンド管理のキャピタル・マーケット・サービスの免許を有していなければなりません。）は、ファンド管理会社の流動性リスク管理実務に関するガイドラインを遵守する必要があり、これにより当該管理会社は、特に当該管理会社が流動性リスク管理に関連して取る一般的なアプローチ、CISの構成書類で定めた流動性管理ツールの詳細及びかかるツールが投資家の償還を受ける権利に及ぼし得る影響を説明する明確な開示をCISの公募書類に含めなければなりません。

（ ）報告書及び決算書

シンガポール集団投資スキームコードに基づき、認可されたCISの管理会社に対しては下記を作成することが求められ、認可されたCISの受託者に対しては下記を送付すること（又は電子的手段により入手可能にすること）が求められます。

(a) CISの中間期終了後2か月以内に受益者に送付されるべき、半期報告書及び半期（未監査）決算書。

(b) CISの会計年度終了後3か月以内に受益者に送付されるべき、年次報告書及び年次監査済決算書。

認可されたCISに関する報告書には、少なくともシンガポール集団投資スキームコードにおいて定められた情報が記載されなければなりません。それらの情報には下記が含まれます（当てはまる場合には）。当該期間末の時点における投資対象の市場価格及びCISの純資産額（以下「NAV」といいます。）における割合、当該期間末の時点と前年の同時点における投資対象上位10の市場価格及びCISのNAVにおける割合、当該期間末の時点における金融デリバティブへのエクスポージャー、他のファンドに投資されているCISのNAVの金額及び比率、当該期間末の時点における借入金の金額及び対CISのNAV比率、当該期間中の償還及び引受の金額、当該期間中の関連当事者取引の金額、当該期間中及び前年の同期間中のCISの実績及びベンチマーク、経費率及び回転率、CISの評価に悪影響を及ぼす重要な情報、並びに受領されたソフト・ダラーに関する説明。さらに、CISが金融デリバティブを使用する場合、参照ポートフォリオ（又はベンチマーク）として相対的バリュエーション・アット・リスク・アプローチが使用されているときは、報告書に、グローバル・エクスポージャーの計算に使用した方法及び使用されたレバレッジ水準についての情報を含まなければならないものとします。さらに、CISが有価証券の貸付又は再購入取引を行う場合、当該CISの半期及び年次報告書には、譲渡可能な貸付有価証券の合計価格、貸付可能な資産合計における貸付有価証券の金額及び管理下にある当該CISの資産の金額、再購入取引の絶対量、担保保有の概要及び様態、当該CISが受領する担保有価証券の上位10位、有価証券の貸付及び再購入取引の相手方上位10位、非現金の担保の時価並びに資産クラス及び格付によるその内訳（当てはまる場合には）、現金担保で行われる投資の価格及び種類並びに資産クラス及び格付によるその内訳（当てはまる場合には）、有価証券の貸付及び再購入取引の（i）担保の種類、（ ）通貨、（ ）期間、（ ）相手方の地理的な位置、（ ）現金担保と非現金担保の比率、（ ）非現金担保の満期及び（ ）決済/精算（トライ・パーティー、二者間又は中央精算機関、当てはまる場合には）による内訳、受領担保のうち、再使用又は再抵当化されたものの割合と、最大認可額がある場合はその額との比較、及び証券の種類に関する制限に関する情報、担保を提供した相手方を特定する情報、カストディアンの数及び各カストディアンが保有する資産の量、カウンターパーティが保有する有価証券を受領する方法（すなわち隔離口座又は貯蓄口座）、CISの計算期間中、有価証券の貸付でCIS及び管理会社が得た収益（当てはまる場合には）並びに有価証券の貸付及び再購入取引から得た利益と現金担保再投資から得た利益の商に関する開示が含まれている必要があります。

() 投資家に対する通知

シンガポール集団投資スキームコードの下では、認可されたCISの管理会社は、CISに対してなされる重要な変更について、その変更が発効する1か月前までに受益者に通知するように求められます。重要な変更の例としては、投資目的、焦点又はアプローチ方法の変更、管理会社若しくは受託者に支払われる報酬の増額、CISから支払われるその他の手数料若しくは料金の大幅な増額、又は受益者が支払う手数料若しくは料金における重大な変更、CISの財産からの報酬又は経費の新たな支払形式を導入する信託証書又は英文目論見書の修正、新しい管理会社、サブ・管理会社、投資アドバイザー若しくは受託者の交替、解任若しくは任命、受益者に重大な不利益をもたらすことになる受

益者の権利若しくは義務の変更、並びに直接投資からフィーダー・ファンド構造への変更及びその逆の変更が含まれます。

さらに、インデックス・ファンドについて、シンガポール集団投資スキームコードは、指数算出手法若しくは特定の状況における原則の変更、指数の目的若しくは特徴の変更、又はCISの指数トラッキング方法の変更を含むインデックス・ファンドに関する重大な変更について、管理会社は可能な限り速やかに受益者に対して通知すべきことも要請します。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者及びその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社又は販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容及び理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容及び理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社又は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

シンガポール証券先物法の監督当局（すなわちシンガポールにおけるCISの募集に関する規制者）はシンガポール金融管理局です。シンガポール金融管理局は同国の中央銀行であり、その役割はシンガポールの中央銀行として活動すること（金融政策の実施、通貨の発行、支払システムの監視並びにシンガポール政府の銀行及び金融代理人としてのサービスの提供を含みます。）、総合的な金融サービスの監

督と金融安定の監視を実施すること、シンガポールの外貨準備を管理すること、並びにシンガポールを国際的な金融センターとして発展させることです。シンガポール金融管理局は中央銀行ですが、CISの募集に対する監督は、金融当局としてではなく、金融規制当局としての立場で行われています。

認可されたCISの管理会社及び受託者は、シンガポール金融管理局の監督に服します。シンガポール金融管理局は、ユニット・トラストである認可されたCISの管理会社に対し、シンガポール金融管理局が適切なシンガポール証券先物法に基づく管理のために随時必要とするCISに関する情報又は記録の提供を求めることができます。シンガポール金融管理局は、公衆の利益のため必要又は適切と考える命令を、認可されたCISの管理会社又は受託者に対し、発令する権限を有しています。認可されたCISの管理会社がシンガポール証券先物法又はシンガポール集団投資スキームコードに従わなかった場合は、シンガポール金融管理局は認可されたCISの受託者に対し、当該管理会社を解任し新たな管理会社を指名するよう指示することができます。シンガポール金融管理局がCISの認可を取り消した場合、シンガポール金融管理局は、自らが管理会社にとって適切と思われる命令を出すこともできます（投資家から出資された全ての金銭の返金命令、又は投資家に対して管理会社から全ての出資金の返金を受けるか若しくはユニットの償還を受けるかを選択する権利をシンガポール金融管理局が認めた条件により与える命令を含みません。）。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

サブ・ファンドは、米ドル建ての預金利率と同等の流動性及びリターンを提供することを目指します。

サブ・ファンドは、シンガポール集団投資スキームコードの付属書2を遵守する高品質な短期金融市場商品及び債務証券に投資します。これらは、国債及び社債、商業手形並びに適格金融機関への預金を含みます。具体的には、「金融市場商品」とは、米国財務省短期証券（T-Bill）、譲渡性預金（CD）、銀行引受手形及びコマーシャル・ペーパー（CP）を含む、流動性の高い金融商品を指します。また、「債務証券」とは、国債、社債、一般債（デベンチャー）、及び資産担保証券（ABS）を指します。これらの投資対象には、適格金融機関への預金も含まれる場合があります。シンガポール集団投資スキームコードの付属書2に従い、マネー・マーケット・ファンドは、ドル加重平均ポートフォリオ存続期間を12か月を超えない範囲に、またドル加重平均ポートフォリオ満期を6か月を超えない範囲に維持します。また、「高品質」な商品とは、Fitchによる「F-2」、Moody'sによる「P-2」、又はStandard and Poor'sによる「A-2」以上の短期格付け（又はそれらと同等のもの）、あるいは短期格付けがない場合は、発行体、発行体親会社又は保証人が同様の最低格付け要件を満たすものを指します。

管理会社は、シンガポール集団投資スキームコードの付属書2に従い、金融デリバティブ商品（以下「FDI」といいます。）をリスク管理のためにポートフォリオ内の既存のポジションをヘッジする目的に限定して利用することができ、投資目的、投機、又はレバレッジの創出のためには利用しません。当該利用は、除外投資商品及び所定の資本市場商品に該当する制限及び制約（下記「（5）投資制限」をご参照ください。）に遵守することを条件とします。いずれの場合も、サブ・ファンドの資産の10%以上は、FDIには投資されません。

本信託証書及びシンガポール集団投資スキームコードに従い、サブ・ファンドは、証券貸借取引及びレボ取引を行うことができます。ただし、サブ・ファンドが除外投資商品及び所定の資本市場商品（下記「（5）投資制限」をご参照ください。）である限りにおいて、これらの商品に適用される制限及び制約（下記「（5）投資制限」をご参照ください。）に従い、これを遵守することを条件とします。

管理会社は、内部与信判断基準を設立し、自らの投資対象がこれらの基準に従っており、及び要求に応じて、投資家が管理会社の与信判断基準プロセスに関する情報を利用できるよう確保するために、与信判断基準プロセスを導入しました。

サブ・ファンドはアクティブ運用型ファンドであるため、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較する適切なベンチマークはありません。管理会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有し、このプロセスにおいて、ベンチマークに制限されません。

(2)【投資対象】

上記「（1）投資方針」をご参照ください。

(3)【運用体制】

ポートフォリオの構成

ポートフォリオ構築の観点から、サブ・ファンドは、規制要件よりも厳格な内部統制と保護策を採用しています。サブ・ファンドの内部統制は、信用の質、集中及び流動性の3つに大別できます。

投資の遵守及びモニタリング

投資マニフェストと内部制限の遵守を確実にするため、管理会社はコンプライアンス部とリスク管理部に十分なリソースを割り当てています。コンプライアンス部は、ブルームバーグAIMに類似した社内システムによって毎日、取引前後のモニタリングを行っています。当該システム内では、ルールは投

資マンドに沿ってプログラムされています。取引前レベルでは、ルール違反はトレーディング・デスクに送られる前にコンプライアンス・レビューの対象となります。取引後レベルでは、違反はポートフォリオ・管理会社に上申され、説明及び即時の是正を求められます。リスク管理チームは、サブ・ファンドの流動性特性が内部基準内に収まっていることを確認するため投資先の流動性をモニタリングします。

取引の執行

コンプライアンスエンジンを通じた後の取引は、管理会社の最良の執行方針に従って、市場のトレーダーによりカウンターパーティとの間で執行されます。執行された取引の詳細は、取引注文管理システムに入力され、その後運用チームにより処理されます。管理会社は、あらゆる状況における取引業務の継続性を保証するため、シンガポールと香港の両方に取引チームを維持しています。

監督及びガバナンス

投資部門は投資委員会が監督し、委員会は毎月ファンドのパフォーマンスを検証します。ファンドの収益率と現行の米ドル預金レート又は競合ファンドのパフォーマンスとの間に大幅な乖離がある場合、ポートフォリオ・管理会社は投資アプローチを再評価し、適切な軽減策を実施前に提案します。

(4) 【分配方針】

管理会社は、サブ・ファンドに関して、いかなる分配も行いません。

(5) 【投資制限】

サブ・ファンドは、シンガポール集団投資スキームコードに基づき、投資及び借入ガイドラインに従います。

借入れの制限

シンガポール集団投資スキームコード及び本信託証書の規定に従うことを条件として、受託会社は、管理会社の書面による指図に基づき、いつでもサブ・ファンドの勘定において借入契約(当座貸越枠を含みます。)を締結することができます。ただし、シンガポール集団投資スキームコードの付属書1に従い、かかる借入れは1か月を超えず、かつ、もっぱら解約請求への対応及びつなぎ資金の要件を満たす目的で行われなければならない、借入総額は借入発生時においてサブ・ファンドの純資産総額の10%を超えてはなりません。

管理会社による追加の制限

管理会社は、常に、シンガポール集団投資スキームコードの規定(投資ガイドライン、制限及びシンガポール集団投資スキームコードに定める借入制限を含みますが、これらに限定されません。)及び本信託証書の規定に従い、随時、自らの裁量により適切だと考える、サブ・ファンドに適用するその他の投資対象及び借入制限を策定することができます。

証券貸借取引及びレポ取引の制限

サブ・ファンドの受益証券が除外投資商品及び規定資本市場商品として分類される範囲において、管理会社は、サブ・ファンドについての証券貸借取引又はレポ取引を行うことができます。ただし、その場合、かかる証券貸借取引又はレポ取引は、効率的なポートフォリオ管理のためのみに行われ、サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限額とし、及びシンガポール金融管理局により発行される2018年証券先物(資本市場商品)規則(その後の改正を含みます。)に従います。管理会社が行なう証券貸借取引又はレポ取引は、シンガポール集団投資スキームコードの付属書1に従うものとします。「除外投資商品(EIP)」とは、個人投資家にとって十分に平易で理解しやすく、複雑な組込デリ

バティブを含まない投資商品をいいます。「規定資本市場商品」とは、証券貸借取引又はレポ取引(但し、効率的なポートフォリオ管理のみを目的として当該取引が行われる場合は除きます。)を行わない集団投資スキームをいいます。これらの分類を維持するため、証券貸借取引又はレポ取引は、厳密に効率的なポートフォリオ運用の目的に限定され、かつ厳格な担保及びカウンターパーティ要件の対象となることで、非複雑なリスク特性が保全されることが確保されます。具体的には、シンガポール集団投資スキームコードの付属書1に基づき、カウンターパーティ(取引相手方)、担保及び運用に関する厳格な保護措置が義務付けられています。すなわち、取引は、最低でもMoody'sによる「A」以上、Standard and Poor'sによる「A」以上又はFitchによる「A」以上(それらのサブ・カテゴリーを含みます。)の長期信用格付けを有する金融機関であるカウンターパーティに限定されます(但し、カウンターパーティに格付けがない場合であっても、上記の格付けを有し、かつ維持している事業者が、当該カウンターパーティの債務不履行に起因して被った損失について補償を行う場合にはこの限りではありません。)。エクスポージャーを完全に保全するため、現金や組込デリバティブを含まない投資適格債券などの質の高い適格担保を取得し、これを毎日値洗い(時価評価)することが必須とされます。さらに、いつでも取引を終了し証券の返還を求める権利が保持され、これにより流動性及び解約請求に応じる能力が維持されることが確保されています。

投資対象の制限

サブ・ファンドは、シンガポール集団投資スキームコードの付属書2に定められるマネー・マーケット・ファンド投資ガイドライン及び制限に従います(このガイドラインは随時改正される可能性があります。)。更なる詳細は、上記「(1)投資方針」をご参照ください。

サブ・ファンドは、除外投資商品又は規定資本市場商品とみなされなくなる原因となるようないかなる商品への投資又は取引を行いません。

3【投資リスク】

リスク要因

サブ・ファンドは、以下の元本リスクの対象となることがあります。受益証券の市場価格及び受益証券1口あたり純資産価額は、下落又は上昇することがあります。受益証券への投資に対するリターン又は投下資本に対するリターンを達成することは保証されません。以下のリスクの一部又は全部は、該当するサブ・ファンドの純資産価額、利回り、トータル・リターン及び/又は自らの投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼすことがあります。投資家は、該当するサブ・ファンドへの投資に伴う以下のリスク要因に留意するべきであります。以下の記載は、当該リスクの一部の概要となることを意図していません。それらは決して包括的ではなく、サブ・ファンドへの投資の適合性に関する助言を提供しません。投資家は、サブ・ファンドの受益証券に投資するか否かを決定する前に、本書に含まれるその他の情報の全てと共に、以下に記載されるリスク要因を慎重に検討するべきです。サブ・ファンドへの投資は、随時、特別な性質を有するその他のリスクに晒されることがあることを認識するべきです。

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、サブ・ファンドに組み入れられた有価証券等の値動きにより変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。さらにサブ・ファンドの受益証券は、1口当たり純資産価格が米ドル建で算出されるため、円貨でお受取りの場合には、為替相場の影響も受け、米ドル建では投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算ベースでは損失を被ることがあります。

a．投資目的リスク

サブ・ファンドの投資目的が達成されることは保証されません。管理会社は、自らがサブ・ファンドの投資目的に対して適切であると考えられる戦略を実行する一方で、これらの戦略が成功を収めることは保証されません。投資家がサブ・ファンドにおける自らの投資対象の大部分又は全部を失うことは、起こり得ます。結果として、各投資家は、自らがサブ・ファンドへの投資のリスクを負うことができるか否かを慎重に検討するべきです。

b．集中リスク

特定の1つの地理的地域のパフォーマンスに連動するサブ・ファンドは、集中リスクの影響を受けることがあります。かかるサブ・ファンドは、該当する地域の不利な条件に起因する価額の変動に影響を受けやすいため、グローバル・エクイティ・ファンド又は地域別ファンドなどの広範囲にわたるファンドよりも不安定になる可能性が高いです。

c．サブ・ファンドによる借入れに関連するリスク

シンガポール集団投資スキームコードに従い、管理会社は、貸主がサブ・ファンドの口座への管理会社による借入れに関連して、証券を提供するよう要求する場合に、サブ・ファンドの資産を担保にすることができます。サブ・ファンドが元本又はかかる借入れに係る利息を返済することができない場合、担保資産は、貸主により処分されることがあります。貸主により受領された価格が貸主に支払うべき残高を全額返済するのに不十分である場合、サブ・ファンドは、貸主に対する不足分の支払のための現金を調達するために、自らの投資対象を処分しなければならないことがあります。かかる処分が一般市況が好ましくない期間に実行された場合、サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶことがあります。

d．税務リスク

サブ・ファンドへの投資は、各受益者の特定の状況により、受益者に課税されることがあります。潜在的な投資家には、サブ・ファンドへの投資に関して起こり得る税務上の影響について、自らの税務アドバイザー及び弁護士に相談することを強く推奨します。かかる税務上の影響は、投資家により異なることがあります。

e. 外国為替リスク

サブ・ファンドへの投資は、直接又は間接に為替レートリスクを伴うことがあります。投資される証券の通貨及びサブ・ファンドのベース通貨間の為替レートの変動は、サブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがあります。

現在、管理会社は、サブ・ファンドの外国為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを意図していません。かかる外国為替をヘッジする場合、管理会社は、パッシブヘッジ戦略を採用します。

f. 市場リスク

サブ・ファンドの受益証券の純資産価額は、サブ・ファンドが保有する証券の市場価額の変化に伴い変動します。受益証券の価格及びサブ・ファンドから生じる所得は、下落及び上昇します。投資家は、元本を取り戻すことができない可能性があります。サブ・ファンドの資本リターン及び所得は、発生した経費を除く、資本増価及び証券の所得に基づきます。サブ・ファンドのリターンは、かかる資本増価及び取得の変化に伴い変動することがあります。投資家は、利率リスク(金利上昇市場におけるポートフォリオ価額の下落リスク)、所得リスク(金利下落市場におけるポートフォリオから生じる所得の下落リスク)及び信用リスク(証券の原発行体による不履行リスク)等のリスクに晒されます。

g. 流動性リスク

サブ・ファンドの原投資対象における取引量は、市場心理により大きく変動することがあります。サブ・ファンドにより行われる投資は、市場開発、投資家心理の悪化又は規制上の及び政府による干渉(国内規制当局が行う広範囲にわたる取引停止の可能性を含みます。)に応じて、流動性が低下することがあります。市況によっては、投資対象に意欲的な買い手がいないことがあり、投資対象が希望時期又は価格にて容易に売却できず、その結果、該当するサブ・ファンドは、該当する投資対象を売却するために低価格を受け入れなければならない又は当該投資対象を全く売却できないことがあります。特定の投資対象又はサブ・ファンドの資産の一部を売却できないことにより、該当するサブ・ファンドの価額に悪影響を及ぼし又は該当するサブ・ファンドがその他の投資機会を活用することが妨げられる可能性があります。

管理会社は、サブ・ファンドの流動性リスクを特定、監視及び管理できるようにする流動性リスク管理方針を定めました。かかる方針は、利用可能な流動性管理手段を組み合わせ、受益者の公平な取扱いを達成すること、その他の投資家の償還行為から残存する受益者の利益を保護すること、及びシステミックリスクを軽減することを求めるものです。

管理会社の流動性リスク管理方針は、該当するサブ・ファンドの流動性条件、資産クラス、流動性手段及び規制上の要件を考慮します。

流動性リスクを管理するために利用可能な流動性リスク管理手段は、以下を含みます。

- (i) サブ・ファンドは、借入れが生じた時点で、該当するサブ・ファンドの最終利用可能純資産価額の10%(又はシンガポール集団投資スキームコードに定めるその他の割合)を上限として借り入れることができますが、借入期間は、1か月を超過してはならず、また、常にかつシンガポール集団投資スキームコードにおける借入制限に従う必要があります。

- () 管理会社は、本信託証書に従い、該当するクラス又はサブ・ファンドの受益証券の償還を停止、及び/又は換金請求(書面による受益証券の換金請求等)に関する資金の支払い及び証券の譲渡を遅延させることができます。
- () 管理会社は、該当する取引日において、受益証券の売却を求める全ての受益者に対して、売却請求額を按分で減額し、その時点で発行済の該当クラス又はサブ・ファンドの受益証券の総額の10%(又は管理会社が当該サブ・ファンドに関して定めるより高い割合)までの換金のみを行うことができます。

h. 信用リスク/カウンターパーティ・リスク

サブ・ファンドが投資する債券の発行体若しくは保証人又はデリバティブその他取引のカウンターパーティが、元利金の適時支払い又はその他債務を履行できない(又は履行しようとししない)リスクがあります。

i. デリバティブリスク

FDIの使用

管理会社は、2018年証券先物(資本市場商品)規則(サブ・ファンドの受益証券が除外投資商品及び規定資本市場商品である場合)、シンガポール集団投資スキームコード及び本信託証書に従い、サブ・ファンドを代理してFDIを使用又は投資することができます。かかるFDIは、先物取引、オプション取引、ワラント取引、先渡取引、差金決済取引、決済期間延長取引、スワップ取引又はスワップオプション取引を含みますが、これらに限定されません。2018年証券先物(資本市場商品)規則(サブ・ファンドの受益証券が除外投資商品及び規定資本市場商品である場合)、シンガポール集団投資スキームコード及び本信託証書に従い、管理会社は、ヘッジ、効率的なポートフォリオ管理、最適化リターン及び/又は3つ全てを組み合わせた目的のために、サブ・ファンドを代理してFDIを使用又は投資することができます。

FDIの使用に伴うリスク

FDIの賢明な使用は、有益になり得る一方で、かかる商品を適切に使用する能力は、管理会社の株価、利率、通貨換算レート又はその他の経済的要素及び流動市場の Availability における変動を正確に予測する能力に依存します。管理会社の予想が間違っている場合、又はFDIが予想通りに変動しない場合、サブ・ファンドは、かかるFDIを使用しなかった場合よりも大きな損害を被り得ます。

FDIへの投資の内在的リスクに加えて、サブ・ファンドは、とりわけ換金市場において取引されないFDIに関連して、取引を行うカウンターパーティについての信用リスクにも晒されます。かかる商品は、取引清算機関によるパフォーマンス保証等、換金市場において、かかるFDIを取引する市場参加者に対して提供される保護と同様のものを提供されません。サブ・ファンドは、取引を行うカウンターパーティの破産、倒産又は債務不履行の影響を受ける可能性があり、その場合は、サブ・ファンドに対して大きな損失となり得ます。

デリバティブへの投資は、市場が投資ポジションに反して変動する場合、早急な初期証拠金の預託及び証拠金の追加預託を要することがあります。要求された証拠金が所定の時間内に提供されない場合、サブ・ファンドの投資対象は、損失を伴って清算されることがあります。商品のデリバティブであるFDIの場合、かかる取引は、常に現金で決済されます。

FDIに対するエクスポージャー

管理会社は、サブ・ファンドのFDI又は組込FDIに対するグローバル・エクスポージャーが随時、当該サブ・ファンドの純資産価額の100%を超過しないことを確認します。デリバティブ商品に関連する

グローバル・エクスポージャーは、コミットメント・アプローチを用いて計算されます。サブ・ファンドのグローバル・エクスポージャーは、以下の合計額及びその再投資額として計算されます。

- (i) ネットティング又はヘッジの取決めに関連しない各個別金融派生商品のエクスポージャーの絶対価額
- () ネットティング又はヘッジの取決め後の各個別金融派生商品の純エクスポージャーの絶対価額
- () 以下に従い、受領した現金担保の価額の合計額
 - (a) OTC金融派生商品のカウンターパーティに対するエクスポージャーの減少額
 - (b) 証券貸借取引及びレポ取引に関連する効率的なポートフォリオ管理手段

リスク管理プロセス及びコンプライアンス統制

管理会社がサブ・ファンドを代理してFDIを使用する場合、管理会社は、FDIの使用に関連するリスクを統制及び管理するのに必要な専門知識を有すると考えられます。管理会社は、採用されるリスク管理並びにコンプライアンス手続及び統制が十分であり、実行され又は今後実行されること、並びに自らがFDIの使用に関連するリスクを統制及び管理するのに必要な専門知識を有することを確保します。

j . 証券貸借取引及びレポ取引

本信託証書の規定、シンガポール集団投資スキームコード並びに除外投資商品及び規定資本市場商品に適用される(もしあれば)制限及び/又は制約に従い、サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理の目的のために、以下の制限に従い、譲渡可能証券及びマネー・マーケット商品に関する証券貸借取引及びレポ取引を実行することができます。

- (i) 証券貸借取引又はレポ取引の担保は、譲渡可能証券又は譲渡されるマネー・マーケット商品の市場価額を超過してはなりません。
- () カウンターパーティは、証券貸借取引又はレポ取引について入札される適格担保の現在価額が要求される担保の要件を下回る場合、翌営業日の終業までにサブ・ファンド又はその代理人に対して、追加の担保を提供する必要があります。
- () 証券貸借取引又はレポ取引の目的のために、担保は、以下からによってのみ構成されます。
 - (a) 現金
 - (b) マネー・マーケット商品
 - (c) 社債

上記の目的のために、マネー・マーケット商品及び社債は、発行され、又はフィッチによるA、ムーディーズによるA又はS&PによるAの最低長期格付(それらのサブ・カテゴリー又はグレードを含みます。)(総称して、以下「適格担保」といいます。)を有する法人又は信託の元本保証を有すべきこととされています。

上記にもかかわらず、証券化債務商品及びマネー・マーケット商品又は組込金融派生商品付き社債は、担保として適格ではありません。

- () カウンターパーティは、自らの管轄地域において、金融監督機関によるプルデンシャル監督を受ける金融機関であり、ムーディーズによるA、S&PによるA又はフィッチによるAの最低長期格付(それらのサブ・カテゴリー又はグレードを含みます。)を有します。その代わりに、カウンターパーティが格付されない場合、上記の格付を保有及び維持する法人がカウンターパーティの不履行の結果として被る損害に対して、サブ・ファンドを補償することは許容されません。
- () レポ取引の満期は、6か月を超過してはなりません。

- () 管理会社は、関連企業及び/又は第三者に対して、サブ・ファンドの証券を貸し付けることができ、かかる取引は、アームス・レングスにて実行されます。サブ・ファンド及び管理会社間に収益分配の取決めはありません。

証券貸借取引又はレポ取引に関連するリスク

証券貸借取引又はレポ取引は、以下に記載されるカウンターパーティリスク、信用リスク、流動性リスク、担保リスクの十分性、担保投資リスク、デリバリーリスク及び運用リスクを伴います。

(a) カウンターパーティリスク

かかる証券貸借取引又はレポ取引に対するカウンターパーティは、破産又は取引を完了することができないことにより、自らの債務につき債務不履行となることがあります。

(b) 流動性リスク

カウンターパーティは、支払期日が到来した場合にかかる証券取引又はレポ取引に基づき、自らの債務を全額清算することができないことがあります。支払期日後の不特定日に清算することができます。これは、サブ・ファンドの償還義務及びその他の支払義務を充足する能力に影響することがあります。

(c) 担保リスクの十分性

カウンターパーティによる債務不履行後、サブ・ファンドは、貸付証券に代わる資金を調達するために、市場において、自らの担保を売却することができます。サブ・ファンドは、担保証券の価額が貸付証券に対して相対的に下落した場合、損失を被ります。

(d) 担保投資リスク

管理会社が現金担保を投資する証券の価額は、利率の変動又はその他の市場関連事象により下落することがあります。

(e) デリバリーリスク

デリバリーリスクは、証券が貸し付けられ、担保が貸付と同時に又は事前に受領されていない場合、及び担保が返還されているものの貸付けが受領されていない場合の両方で生じます。

(f) 運用リスク

保管会社又は貸付代理人は、合意どおりに証券貸借取引又はレガ取引を実行しないことがあります。これは、担保レベルの時価評価、追加証拠金の要求又は超過証拠金の返還及び所有に伴う全ての経済的利益を含む企業活動及び収益の反映の不履行を含みます。

サブ・ファンド特有のリスク

(i) 預金ではない投資対象

投資家は、サブ・ファンドにおける受益証券の申込又は購入が銀行又は預金受入会社に資金を預金することと同じではないことに留意すべきです。サブ・ファンドは、元本を保証せず、管理会社は、申込価額で受益証券を換金する義務を有しません。サブ・ファンドは、預金保証スキームによる保護もされていません。

() 銀行預金に伴うリスク

サブ・ファンドは、金融機関に預金する形で投資を行うことがあります。これらの預金は、該当する金融機関に関連する信用リスクの影響を受けます。当該預金は、預金保証スキームにより保護されず又はサブ・ファンドにより預金された全額の範囲で、預金保証スキームにより保護されないことがあります。従って、該当する金融機関が債務不履行となった場合、サブ・ファンドは、結果として、損失を被ることがあります。

() 償却原価に基づく評価に伴うリスク

サブ・ファンドの一定の投資対象は、償却原価で評価されます。従って、サブ・ファンドの純資産価額が公正価額に基づく評価と著しく異なる状況が生じることがあります。また、サブ・ファンドにおける受益証券が換金された場合、サブ・ファンドの資産は、通常、公正価額に基づく価格で売却されます。この価格は、一定の状況において、償却原価で決定されたサブ・ファンドの資産の価額を下回ることがあります。この差額（著しい場合があります。）は、サブ・ファンドにより負担され、従って、サブ・ファンドにおける受益証券の価格に影響します。

() 債務証券に伴うリスク

(a) 短期債務商品リスク：サブ・ファンドは、短期で短期債務商品に投資するため、サブ・ファンドの投資対象の回転率は、相対的に高く、これにより短期債務商品の購入又は売却に対する取引費用は、増加することがあります。

(b) 信用/カウンターパーティリスク：サブ・ファンドは、自らが投資する債務証券の発行会社の信用/カウンターパーティリスクに晒されます。

(c) 利率リスク：サブ・ファンドへの投資は、利率リスクの影響を受けます。一般的に、債務証券の価格は、利率が下落した場合に上昇し、一方で利率が上昇した場合に、その価格は下落します。

(d) ソブリン債リスク：政府により発行又は保証される債務商品へのサブ・ファンドの投資は、政治的、社会的及び経済的リスクに晒されることがあります。不利な状況において、ソブリン発行体は、期日が到来した場合に元本及び/又は利息を償還できない又は償還に消極的であることがあり、若しくはサブ・ファンドがかかる債務の再編に参加するよう要

求することがあります。サブ・ファンドは、ソブリン債発行体の債務不履行が生じた場合、大きな損失を被ることがあります。

- (e) 信用格付リスク及び格下げリスク：格付機関により与えられた信用格付は、制限の影響を受け、常に、証券及び/又は発行体の信用度を保証することができません。債務商品の信用格付又はその発行体は、格付機関により、事後に格下げされることがあります。かかる格下げの場合、サブ・ファンドの価額に悪影響が及ぶことがあります。管理会社は、格下げされている当該債務商品を処分する又は処分できないことがあります。
- (f) 評価リスク：サブ・ファンドの投資対象の評価は、不確実性を伴うことがあります。かかる評価が誤りであると判明した場合、サブ・ファンドの純資産価額の計算に影響することがあります。
- (g) 買戻合意に関連するリスク：担保が提供されたカウンターパーティが不履行となる場合、提供された担保の回復の遅延により若しくは担保の不正確な価格設定又は市場変動により、当初受領された現金がカウンターパーティに提供された担保を下回ることにより、サブ・ファンドは、損失を被ることがあります。

リスクに対する管理体制

管理会社は、階層的かつ機能的に独立したリスク管理部を有しています。リスク管理部は、商品全体にわたるリスクの評価、モニタリング、リスク問題のリスク管理委員会への報告及び上申について責任を負っています。リスク管理委員会は、最高経営責任者により任命されるその下位委員会である流動性リスク管理委員会及び公正価値委員会と共に、管理会社のリスク監視及びより広範なリスク管理体制を監督します。

リスク管理委員会は、取締役会が戦略リスク、オペレーショナル・リスク、外部リスクのマクロ・リスク及びミクロ・リスクの特定、評価及び軽減に関するコーポレート・ガバナンスの監督責任を履行することを支援します。同委員会は、管理会社のリスク管理体制及び関連する慣行のモニタリング及び承認について全般的責任を有します。

流動性リスク管理委員会は、流動性リスク管理方針の発行、監督及び実施、流動性リスクの監視、評価並びにファンドの流動性プロファイル/ストレス・テスト報告書の審査を行います。

公正価値委員会は、評価関連のリスクに重点を置いています。その目的は、各証券の価格設定時に公正価値が使用されていることを確認するために全てのポートフォリオ証券を評価すること、価格設定方法、評価方法、価格設定源、ベンチマークの選択、各通貨に適用されるスプレッド等の事項に関する指針を提供すること、最も流動性の低い証券の価格設定に使用されるマクロ経済モデルについて助言すること、及び評価に関連する方針を承認することを含みます。

リスクに関する参考情報

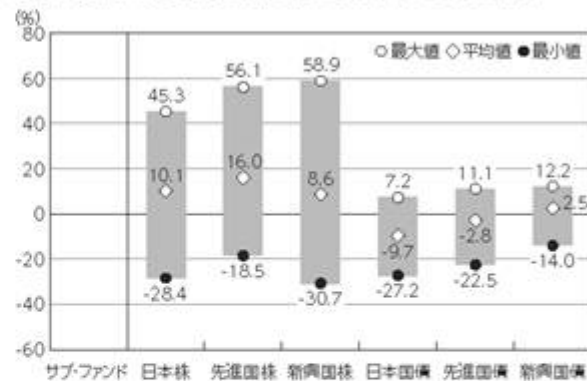
サブ・ファンド一口当たりの純資産価格・年間騰落率の推移

サブ・ファンドの運用は、2026年2月26日に開始したため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2021年4月～2026年3月

サブ・ファンドの運用は、2026年2月26日に開始したため、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。



出所: Bloomberg LPおよび指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業が作成

・代表的な資産クラスの年間騰落率は、2021年4月～2026年3月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出したものです。

・このグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための参考情報の一つとしてご利用ください。

(ご注意)

○全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込み)(米ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)(米ドルベース)

日本国債…FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債…FTSE世界国債指数(米ドルベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債指数(米ドルベース)

(注)日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

日本国内における申込手数料
日本において申込手数料はかかりません。

海外における申込手数料
海外において申込手数料はかかりません。

(2)【買戻し手数料】

日本国内における買戻し手数料
日本国内において、買戻し手数料はかかりません。

海外における買戻し手数料
海外において、買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

年間の報酬及び費用の総額は、純資産総額の年率0.5%を上限とし、そのうち、管理会社の報酬は年率0.1%、販売報酬及び代行協会員報酬の合計は年率0.3%を上限とします。

各報酬の支払い先及び役務の内容は以下のとおりです。

管理会社の報酬

ファンド資産の管理および運用等の業務の対価として、管理会社に支払われます。

受託会社の報酬

ファンド資産の受託業務の対価として、受託会社に支払われます。

保管会社の報酬

ファンドに関する管理事務代行業務およびファンド資産の保管業務の対価として、保管会社に支払われます。

販売報酬

受益証券の販売・買戻し業務等の対価として、日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表並びに日本法及び/又は日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務の対価として代行協会員に支払われます。

(4)【その他の手数料等】

ファンド管理及び評価報酬、監査報酬、会計報酬、印刷費用及び自己負担費用を含むその他の報酬並びに手数料は、上記の純資産総額の年率0.5%の範囲で支払われます。

（５）【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

本書提出日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドの日本の税法上の取扱いは必ずしも明確ではありませんが公募外国株式投資信託又は公募外国公社債等運用投資信託として取り扱われます。かかる場合、日本の受益者に対する課税については、いずれも以下のような取扱いとなります。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（３）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税又は申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本 において同じです。）の譲渡による所得及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

（４）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は所得税のみ15.15%の税率となります。）。

（５）ファンド証券の売買及び買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買及び買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

（６）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、（５）と同様の取扱いとなります。

（７）個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金並びに譲渡及び買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

シンガポール

以下は、サブ・ファンドに関連するシンガポールの一定の税効果の概要です。当該概要は、一般的な性質を有し、シンガポール所得税法（1947年）（以下「シンガポール所得税法」といいます。）の第13U条及びシンガポール所得税（ファンド管理会社によりシンガポールにおいて管理されるファンドから生じる所得の免除）規則（2010年）（以下「規則」といいます。）（以下、総称して「S13Uスキーム」といいます。）、シンガポール金融管理局により発行される通達並びに本書の日付現在における実務慣行を含む、該当するシンガポール税法の既存規定に基づいており、全ての規定は、事前又は事後のいずれかに、随時かつ異なる解釈をもって、修正の影響を受けます。当該概要は、包括的であることを意図しておらず、法的又は税務上の助言に該当しません。

所得税

シンガポール所得税は、シンガポール1947年所得税法に基づき免除されない限り、シンガポールにおいて生じる所得又はシンガポールに源泉を有する所得及びシンガポールにおいて受領される又は受領されると考えられる国外源泉所得に課されます。法人税の実効税率は17%です。

投資対象の処分に係る利益

シンガポールは、（a）第10L条に基づく対外資産の処分に係る利益に関するもの及び（b）シンガポール2024年多国籍企業（ミニマム課税）法に基づくものを除いて、キャピタルゲインに課税しません。ただし、投資対象の処分から生じる利益は、所得の性質を有し、シンガポール所得税の対象であると解釈されることがあります。投資対象の処分から生じる利益が自然所得又は自然資本であるかの決定は、各事例の事実関係及び状況の考慮に基づきます。

一般的に、投資対象の処分に係る利益は、シンガポールにおいて行われた取引又は事業の活動から生じる若しくは関連する場合、自然所得であり、シンガポールに源泉を有すると考えられます。

サブ・ファンドの資産の投資及び売却は、管理会社により管理されるため、サブ・ファンドは、シンガポールにおいて、取引又は事業の活動を行っているとして解釈されます。従って、サブ・ファンドにより得られる所得及び利益は、当該所得及び利益がシンガポールのタックス・インセンティブに従い、課税を免除されない限り、シンガポールにおいて生じる所得又はシンガポールに源泉を有する所得であり、シンガポール所得税の対象であると考えられることがあります。

シンガポール1947年所得税法の第10L条

シンガポールにおいて、十分な経済的実体を有さない関連グループ（注2）の企業（注1）により、2024年1月1日以降に、シンガポールにおいて受領されたシンガポール外に位置する動産又は不動産の売却若しくは処分から生じる利益は、一定の例外に従い、シンガポール所得税が課される所得として取り扱われます。本条は、2024年1月1日以降に発生し、及び利益が所得として取り扱われないはずであった又はシンガポール1947年所得税法に基づき課税を免除される場合の処分に係る利益に適用します。

（注1）企業は、自らの資産、債務、所得、経費及びキャッシュフローが以下の場合、企業グループの一員です。

a) 当該グループの親会社の連結財務諸表にそれぞれ含まれる場合。

b) 規模又は重要性若しくは当該企業が売却目的で保有されているという理由のみにより、当該グループの親会社の当該連結財務諸表から除外されている場合。

（注2）グループは以下の場合、関連グループとなります。

a) 当該グループの企業が全て単一の地域において、法人化、登記及び設立されていない場合。

b) 当該グループのいずれかの企業が1つ以上の地域に事業所を有する場合。

シンガポールにおいて受領される対外資産の売却に係る利益は、当該企業がシンガポールにおいて、十分な経済的実体を有する場合、課税対象であるべきではないこととなります（シンガポール1947年所得税法の第10L条に基づきます。）。シンガポール金融管理局は、一定のインセンティブ付きファンド（S13Uスキームの適用を受けるファンドを含みます。）がシンガポール金融管理局に年次報告書を提出し、該当するスキームについての適格基準（この場合は、上記のS13Uスキーム）を満たす場合、自動的に、経済的実体要件を満たしているとみなされることを明らかにしました。

S13Uスキーム

ファンドは、シンガポール1947年所得税法の第13U条及び規則に基づき、ETFについての免税スキームに基づき、「承認ファンド」になるための承認を求めます。

S13Uスキームに基づき、シンガポールの「ファンド管理会社」により管理されるファンドのうち、「承認ファンド」による「特定投資」から生じる「特定所得」は、一定の条件を満たした場合、シンガポール所得税から免除されます。

S13Uスキームの目的のための「ファンド管理会社」とは、ファンド管理について、シンガポール証券先物法に基づき、キャピタル・マーケット・サービスのライセンスを保有する又はシンガポール証券先物法に基づきかかるライセンスの保有を免除される会社をいいます。管理会社は、シンガポールにおいて、ファンド管理活動を行うために、キャピタル・マーケット・サービスのライセンスを保有しています。

特定投資から生じる特定所得

除外されない限り、承認ファンドにより「特定投資」から生じる全ての所得と利益は、「特定所得」と考えられます。除外所得及び利益は、以下のように定義されます（注3）。

- (i) シンガポール取引所に上場する不動産投資信託（注4）の受託会社により行われる分配
- () シンガポール1947年所得税法の第13D条、第13F条、第13L条又は第13U条に基づき、免税を受ける信託を除く、シンガポール居住法人又はシンガポールにおける恒久的施設である信託の受託会社により行われる分配
- () 上場パートナーシップ及び/又は非上場パートナーシップから得たシンガポールに源泉を有する又は有しているとみなされる所得又は利益であり、その場合、税金は、当該パートナーシップのかかる所得について、減額して又は減額せずに、シンガポールにおいて、支払われる若しくは支払われるべきです。
- () 有限責任会社から得たシンガポールに源泉を有する又は有しているとみなされる所得又は利益であり、その場合、税金は、当該有限責任会社のかかる所得について、減額して又は減額せずに、シンガポールにおいて、支払われる若しくは支払われるべきです。「特定投資」（以下「DI」といいます。）は、とりわけ、以下（注5）のことを意味すると定義されます。
 - (a) シンガポールの不動産の取引又は保有を行う非上場企業（不動産開発を行う企業を除きます。）により発行される不適格債務証券（注6）を除く、債務証券（社債、ノート、コマーシャルペーパー、米国財務省短期証券及び譲渡性預金等）
 - (b) いずれかの金融機関への預金
 - (c) 外国為替取引

（注3）2024年10月1日付でシンガポール金融管理局により発行された通達「ファンドに関するタックス・インセンティブ・スキーム」（通達番号：FDD Cir 2024年10月）（まだ法定化されていません。）に定められる変更の詳細に基づきます。

（注4）シンガポール1947年所得税法の第43（10）条において定義されるように、シンガポール証券先物法の第286条に基づいて許可される集団投資スキームとして解釈及びシンガポール取引所に上場される信託であり、不動産及び不動産関連資産に投資又は投資することを提案します。

（注5）2024年10月1日付でシンガポール金融管理局により発行された通達「ファンドに関するタックス・インセンティブ・スキーム」（通達番号：FDD Cir 2024年10月）（まだ法定化されていません。）に定められる変更の詳細に基づきます。

（注6）「不適格債務証券」とは、シンガポール1947年所得税法の第13（16）条に基づいて定義される「適格債務証券」の課税資格の適用を受けない債務証券をいいます。

S13Uスキームに基づいて承認されるファンドにより満たされる一定の条件

S13Uスキームに基づき、「承認ファンド」として承認されるために、ファンドは、下記に定める条件を満たすことを確約しなければなりません。ユニット・トラストであるファンドは、以下のことを満たさなければなりません。

- （i）申込時点及び毎会計年度（以下「会計年度」といいます。）の終了時点で、DIに投資された運用資産総額（以下「AUM」といいます。）について、最低50百万シンガポールドルのファンド規模を有すること。
- （ ）「ファンド管理会社」により、年度評価（以下「年度評価」といいます。）に関連する各基準期間を通して、直接管理又は助言されること。当該ファンド管理会社は、
 - （a）シンガポール証券先物法に基づき、ファンド管理の規制活動のためのキャピタル・マーケット・サービスのライセンスを保有し、又はシンガポール証券先物法に基づき、かかるライセンスを保有する要件から免除されること。
 - （b）月に3500シンガポールドル以上の所得を得て、適格活動に十分に従事するシンガポール在住投資専門家を少なくとも3人雇用すること。
- （ ）以下のとおり、各FYの終了時点で、DIにおけるAUMに相当する地域事業への支出（以下「LBS」といいます。）の最低価額を負担すること。

| 会計年度の終了時点でのDIにおけるAUM （シンガポールドル） | 年度評価の最低LBS（シンガポールドル） |
|------------------------------------|----------------------|
| AUM < 250百万 | 200,000 |
| 250百万 AUM < 20億 | 300,000 |
| AUM 2億 | 500,000 |

LBSとは、会計原則に基づいて認められた運用費用をいい、シンガポールの契約当事者に支払われます（報酬、ファンド管理報酬及びその他の運用費用を含みますが、これらに限定されません。）。

- （ ）投資目的のみに資すること^{（注7）}。
- （ ）同時にその他のタックス・インセンティブ・スキームの適用を受けないこと。
- （ ）S13Uスキームの目的のために、ファンドの承認に関する承認書に定めるその他の条件を満たすこと。

上記の条件は、ファンドがS13Uスキームに基づき、「承認ファンド」になるための承認を得る場合、ファンドの存続期間を通して満たされなければなりません。当該「承認ファンド」が基準期間において、上記の条件のいずれかを満たすことができない場合、当該「承認ファンド」は、当該基準期間において、「特定投資」から生じる「特定所得」に関する免税の適用を受けません。ただし、当該「承認ファンド」は、その後のいずれかの基準期間において、条件を満たすことができる場合、その後続期間において、かかる免税の適用を受け続けることができます。S13Uスキームに基づき、具体的に免除されたものを除いた所得は、課税対象となります。

管理会社は、S13Uスキームの適格要件を満たし、及び適格条件を満たすように、ファンドの取引を行うよう努めます。たし、管理会社は、継続して、ファンドがS13Uスキームについての全ての条件を満たすよう確保することができる保証はありません。かかる不適格をもって、ファンド（及びサブ・ファンド）は、法人税の実効税率で、自らの所得及び利益にシンガポール税が課されることがあります。

（注7）ファンドの投資目的/戦術は、当該ファンドが自らの英文目論見書又は投資管理契約（又はそれに相当するもの）を通じて、義務付けられたことの範囲内に収められるべきです。

報告義務

S13Uスキームに基づき、「承認ファンド」は、一定の報告義務を負う。「承認ファンド」は、シンガポールの税務当局の会計監査役に対して年間税務申告書、及びシンガポール金融管理局に対して年次報告書を提出する必要があります。年次報告書は、「承認ファンド」の会計年度の終了から4か月以内に提出されるべきです。

ファンド及び管理会社は、自らの絶対裁量で、S13Uスキームの目的又はファンドの課税に関連するその他の目的のために、適切であるとみなす情報を要求する権利を有します。

シンガポールにおける第2の柱によるトップアップ課税の実施

シンガポールは、多国籍企業（以下「多国籍企業」といいます。）による税源浸食及び利益移転に対処するために、OECD/G20包括的枠組みにより広められたグローバル税源浸食防止ルールの2つの構成要素を実施しました。それらは、所得合算ルール及び国内トップアップ税です。

概して、シンガポール2024年多国籍企業（ミニマム課税）法（以下「MMT体制」といいます。）は、2025年1月1日に施行され、750百万ユーロ以上の連結収益を有する多国籍企業グループ（それぞれ、以下「対象多国籍企業グループ」といいます。）に適用されています。本体制に基づき、多国籍企業トップアップ課税、及び所得合算ルールに相当する各国のルールは、シンガポール外で活動しているグループ企業の低課税所得に関して、対象多国籍企業グループに適用されます。一方、国内トップアップ税は、シンガポールにおいて活動しているグループ企業の低課税所得に関して、対象多国籍企業グループに適用されます。全体として、対象多国籍企業グループが活動する地域において得た所得について、少なくとも15%の実効レートで税金を支払うことを確保します。

MMT体制からの一定の除外は、最終親会社及び投資会社である投資ファンドに適用されます。投資家は、ファンド持分についての多国籍企業トップアップ課税及び国内トップアップ税の影響（もしあれば）に関して、税務アドバイザーに相談するべきです。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2026年2月末日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計(米ドル) | 投資比率(%) |
|------------------|---------|-----------------------|------------|
| 米国財務省短期証券 | 米国 | 1,496,380 | 2.72 |
| 譲渡性預金 | ケイマン諸島 | 4,894,318 | 8.90 |
| | シンガポール | 4,874,934 | 8.86 |
| | サウジアラビア | 14,714,181 | 26.75 |
| OTCノート | 香港 | 5,000,653 | 9.09 |
| 現預金その他の資産(負債控除後) | | 24,036,908 | 24,036,908 |
| 合計(純資産総額) | | 55,017,375(約8,572百万円) | 100.0 |

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年2月末日)

| | 銘柄 | 種類 | 発行国 | 利率 (クーポン レート) (%) | 償還日 | 数量/額面 | (米ドル) | | | 投資 比率 (%) |
|---|----------------------------------|---------------|---------|----------------------------|-------------|-----------|-----------|--------------|--------------|-----------------|
| | | | | | | | 額面金額 | 取得金額 | 時価 | |
| 1 | ALINMA 0 09/08/26 CORP | 譲渡性預金 | ケイマン諸島 | - | 2026年9月8日 | 5,000,000 | 97.886368 | 4,892,667.10 | 4,894,318.40 | 8.90% |
| 2 | B 03/24/26 CORP | 米国財務省 短期証券 | 米国 | - | 2026年3月24日 | 1,500,000 | 99.758667 | 1,495,927.50 | 1,496,380.01 | 2.72% |
| 3 | BSFR 0 09/01/26 CORP | 譲渡性預金 | サウジアラビア | - | 2026年9月1日 | 5,000,000 | 97.789677 | 4,887,691.70 | 4,889,483.85 | 8.89% |
| 4 | GFGCHK NOTE USD 4.70 05/26/26 | OTCノート | 香港 | 4.70% | 2026年5月26日 | 5,000,000 | 100 | 5,000,000.00 | 5,000,652.78 | 9.09% |
| 5 | NCBKSG 0 10/13/26 CORP | 譲渡性預金 | シンガポール | - | 2026年10月13日 | 5,000,000 | 97.49868 | 4,873,281.15 | 4,874,934.00 | 8.86% |
| 6 | RIBL 0 06/23/26 CORP | 譲渡性預金 | サウジアラビア | - | 2026年6月23日 | 5,000,000 | 98.561684 | 4,926,208.14 | 4,928,084.20 | 8.96% |
| 7 | RJHIAB 0 08/21/26 CORP | 譲渡性預金 | サウジアラビア | - | 2026年8月21日 | 5,000,000 | 97.93226 | 4,894,830.49 | 4,896,613.00 | 8.90% |

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2026年2月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2026年2月末日現在)。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

販売手続

サブ・ファンドのいずれの受益証券のクラスの申込みも、（該当する場合）管理会社から、管理会社に任命された代理人又は販売会社を通じて又はインターネット経由で入手することができる申込書のほか、管理会社が要求する証拠書類又は情報と共に、これを行うことができます。投資者は、受益証券の支払いを現金でのみ行うことができます。

最低当初申込額及び最低追加申込額

| 最低当初申込額 | 最低追加申込額 |
|------------|----------|
| 1,000米ドル*^ | 100米ドル*^ |

*又は、受益証券の販売時点における発行価格に基づき、1,000米ドル又は100米ドル（場合によります。）で購入された又は購入されていたであろう受益証券の口数。

管理会社は、その裁量により、最低当初申込額及び最低追加申込額を撤回することができます。

取引の締切及び価格設定の基準

取引締切時間は、取引日のシンガポール時間午前10時又は管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日時とします。受託会社が合理的に必要と判断した場合、取引締切時間の変更は受益者に通知されます。午前10時までに管理会社により受領及び承認された申込みに係る受益証券は、本信託証書に従って計算される該当する取引日の発行価格にて発行されます。午前10時を過ぎて又は取引日ではない日に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされます。

受益証券は、先物価格ベースで発行されるため、受益証券の発行価格は、申込時点では確定しません。

当初販売期間終了後、各取引日におけるサブ・ファンドの1口あたりの発行価格は、当該取引日に係る評価時点^{（注）}における本信託証書に規定されるサブ・ファンドの受益証券1口あたりの純資産価額と同額とします。管理会社は、受託会社の事前承認を得た上で、本信託証書に規定される発行価格の算定方法を変更することができ、受託会社は、当該変更について受益者に通知すべきか否かを決定します。

サブ・ファンドの純資産価額は、下記の「純資産価額の計算」の項に記載される評価規定に従い、サブ・ファンドの資産を評価することにより計算されます。その結果得られた合計額を、該当する取引日の直前において発行済みの又は発行済みとみなされるサブ・ファンドの受益証券数で除し、その結果得られた金額（小数点以下4桁又は管理会社が受託会社の承認を得て随時決定するその他の小数点以下の桁数まで計算します。）を、当該取引日におけるサブ・ファンドの受益証券の純資産価額とします。

（注）「評価時点」とは、各取引日の正午、又は管理会社が受託会社の事前承認を得て決定するその他の時刻をいい、当該変更について受益者に通知すべきか否かは受託会社が決定するものとします。ただし、受益証券の募集及び償還が停止されている場合を除き、各取引日には常に評価時点が設定されます。

購入の確認

受益証券の申込みを受領及び承認した日から10営業日以内に、投資金額及び投資者に割り当てられたサブ・ファンドの受益証券数を記載した確認書が送付されます。

取消及び手取額の返金にあたって発生する適用される銀行手数料及び関連費用はいずれも、投資者の負担とします。

拋出金の返還

申込書の受領にかかわらず、管理会社は、本信託証書の規定に従い、受益証券の申込みを承認又は拒否する絶対的な裁量権を留保する。管理会社が受益証券の申込みを拒否した場合、申込代金は、管理会社又はその関連する授權された代理人若しくは販売会社が定める方法により、合理的な期間内に投資者へ（利息を付さずに）返金されます。

（2）日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - （7）申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。申込みの取扱いは、各取引日かつ日本における販売会社の営業日に行われます。日本における販売会社の申込締切時間は、原則として、日本時間午前10時までとし、当該締切時間以降に行われた申込みについては、翌取引日かつ翌営業日の申込みとして取り扱われます。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

最低申込み単位は、以下のとおりです。

初回の最低申込額：1,000米ドル以上、1セント単位

追加最低申込額：100ドル以上、1セント単位

ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。

申込金額及び申込手数料は、米ドル貨により、支払われるものとし、円貨で申し込む場合、米ドルとの換算レートは外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定するものとし、また、別途の為替手数料がかかる場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

換金手続

投資者は、サブ・ファンドの存続期間中いつでも、全受益証券数の換金又は少なくとも受益証券10口（又はその倍数によるより多い数）の一部換金を求める請求（以下「換金請求」といいます。）を書面にて行うことができます。換金請求には、換金対象となるサブ・ファンドの受益証券数を明記し、管理会社が随時定める様式に従い、管理会社が随時要求する書類及び情報を添付しなければなりません。

全受益者の利益を保護する観点から、管理会社は、受託会社の承認を得て、かつ本信託証書に従い、受益者がサブ・ファンドに関して換金できる受益証券の総数を、その時点で発行済みの受益証券の総数の10%に制限することができます。かかる制限は、該当する取引日に有効に換金を請求したサブ・ファンドの全受益者に対して比例配分により適用されます。

最低保有口数及び最低換金額

受益者は、サブ・ファンドの受益証券を全部又は一部換金することができます。サブ・ファンドの受益証券の一部換金は、最低100口の受益証券の保有を条件とし、かつ10口以上、又は管理会社が随時定める受益証券数でなければならない、また受託会社への事前通知を条件とする管理会社の単独の裁量による

ものとして、換金された受益証券については、管理会社の選択により換金手数料が課される場合があります。ただし、管理会社は現在、換金手数料を課していません。

取引の締切り及び価格設定の基準

受益者は、いかなる取引日においても、受益証券を換金することができます。換金請求に関し、管理会社がシンガポール時間午前10時まで（又は管理会社が、受託会社と協議の上、随時決定するその他の時間。取引締切時間の変更については、受託会社が合理的に必要と判断した場合、受益者に通知されます。）に受領及び承認した受益証券は、該当する取引日の営業終了時間が最も遅い関連市場における営業終了時に算定された換金価格で、先物価格ベースで換金される。換金価格は、申請時点では明らかとなりません。午前10時を過ぎて、又は取引日ではない日に受領された換価請求は、翌取引日に受領されたものとみなされます。

サブ・ファンドの各クラスの各取引日における受益証券1口あたりの換金価格は、当該取引日に関連する評価時点におけるサブ・ファンドの当該クラスの受益証券1口あたり純資産価額（本信託証書に規定されます。）と同額とし、小数点以下4桁まで又は管理会社が受託会社の承認を得て随時決定するその他の小数点以下の桁数で計算され、該当する場合、換金手数料を考慮に入れるものとして、当該受益証券の換金により投資者に支払われる金額は、受益証券1口あたりの換金価格（換金手数料、財務及び販売手数料^{（注）}、実績報酬（もしあれば）、及びそれに関連する端数処理を差し引いた金額）とします。

管理会社は、受託会社の事前の承認を得た上で、本信託証書に規定される換金価格の算定方法を変更することができ、受託会社は、当該変更について受益者に通知すべきか否かを決定するものとして、

注：財務及び販売手数料とは、サブ・ファンドの預託財産の構成、サブ・ファンドの預託財産の増加又は受益証券の創設、発行、販売、交換若しくは購入又は認可投資対象の売買その他に関連するかどうかを問わず、全ての印紙税その他の課徴金、税金、政府手数料、仲介手数料、手数料、銀行手数料、振替手数料、登録手数料、その他の課徴金及び手数料で、当該課徴金及び手数料の支払義務が発生した取引に関連して、又はその前若しくはその際に支払われる可能性のあるものをいいますが、受益証券の販売及び買戻しに関して代理人に支払われる手数料は含まれません。

換金手取金の支払い

- (i) 下記の「取引及び純資産価額の算定の一時停止」の項に従って受益証券の換金が一時停止されない限り、換金手取金は、管理会社が換金請求を受領及び承認した日から7営業日以内に支払われます。
- () 現金で受益証券を購入した投資者の場合、当該受益証券に関して当該投資者に支払われるべき代金は、適用される銀行手数料及び関連費用を差し引いた後、指定銀行口座へ電信送金により支払われます。
- () シンガポール国外に居住する投資者の場合、管理会社は、当該投資家への購入代金として支払われるべき総換金手取金から、実際に発生した費用が、当該投資者がシンガポール居住者であった場合に発生したであろう費用額を上回る金額を控除する権利を有する。換金手取金の支払に伴い発生する適用される銀行手数料及び関連費用はいずれも、投資者の負担とします。

強制的換金

管理会社は（受託者と協議の上）、以下の者が保有するサブ・ファンドの受益証券を強制的に換金する権利を有します。

- (i) 受益者で、
 - (a) その受益証券の申込み又は保有が、管理会社の見解において、あらゆる法域において適用される法令に違反している、又は違反するおそれがあるとされる者、又は

- (b) 当該換金が、管理会社の見解において、管理会社又はサブ・ファンドがあらゆる法域において適用される法令又は規制(規制上の免除条件を含む。)を遵守するために必要又は望ましいとされる者。
- () 受益者で、その保有が、管理会社の見解において、
- (a) サブ・ファンドが、あらゆる管轄区域のあらゆる規制当局からの認可又は登録の地位を失う原因となる可能性がある者、又は
- (b) サブ・ファンドの受益証券の売出、サブ・ファンド、英文目論見書、本信託証書、管理会社又は受託会社が、他のあらゆる法域における法令に基づく認可、承認、許可又は登録要件の対象となる可能性がある者。
- () 受益者で、その保有が、管理会社の見解において、
- (a) サブ・ファンドのあらゆる法域における税務上の地位又はサブ・ファンドの受益者の税務上の地位に悪影響を及ぼす可能性がある者、又は
- (b) サブ・ファンド又はサブ・ファンドの他の受益者が、そうでなければ被らなかつたであろうその他の法的、金銭的又は行政上の不利益を被る結果となる可能性がある者。
- () マネー・ロンダリング防止、テロ資金供与防止又は顧客確認(KYC)チェックのいずれかに合格しなかつた受益者、又は管理会社がマネー・ロンダリング防止、テロ資金供与防止又は顧客確認(KYC)チェックの目的で要求した情報及び/又は文書による証拠を提供できない若しくは提供を拒否する受益者。
- () サブ・ファンド又はクラスに関して英文目論見書に規定された要件のいずれかに違反した受益者。

こうした強制的換金は、管理会社が、受益者への事前通知なしに、いかなる取引日においても実行することができ、かつ、換金に関する本信託証書に従って、本信託証書に基づき算定された換金価格で実行されます。

(2) 日本における買戻し手続等

日本の受益者は、取引日でかつ日本における販売会社の営業日に買戻しを請求することができます。日本における販売会社の買戻し請求の申込締切時間は、日本時間午前10時又は販売会社が別途定める時刻までとし、当該締切時間以降に行われた申込みについては、翌取引日かつ翌営業日の申込みとして取り扱われます。

買戻し価格は、日本における販売会社により買戻し請求の申込みが取り扱われた日に適用される受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻し単位は、10口以上、10,000分の1口単位です。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。

買戻し代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて米ドル貨で支払われます。円貨での払いを希望する場合、円と米ドルとの換算レートは外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定するものとし、また、別途の為替手数料がかかる場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせください。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻しの全部又は一部を延期することができます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 純資産総額の計算

特に別段の定めがある場合を除き、かつ常にシンガポール集団投資スキームコードの要件に従うことを条件として、以下に該当する認可投資対象に関して、各サブ・ファンドに組み入れられる資産の価額は、

- (A) 銀行その他の金融機関に預け入れられた預金又は銀行手形の場合、当該認可投資対象の額面金額及び該当する期間における未収利息を参照して算定されます。
- (B) ユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド又は集団投資スキームの受益証券又は投資証券の場合、直近に公表された又は入手可能な受益証券又は投資証券の1口あたり純資産価額で評価されますが、受益証券又は投資証券の1口あたり純資産価額が公表されていない又は入手不可能な場合には、直近の入手可能な換算価格で評価されます。
- (C) 許容投資対象（シンガポール集団投資スキームコードの付属書2に定義され、かつ上記（A）及び（B）で言及される預金、銀行手形又はオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券若しくは投資証券以外のもの）の場合、調整係数（以下に定義されます。）を加減した後の購入原価で評価されます。「調整係数」は、購入原価と満期償還価額との差額を、満期までの残存期間（日数で計算）にわたり定額法で償却することにより算出されます。当該投資対象の購入原価に対して、満期償還価額が購入原価を下回る場合には調整係数を加算し、満期償還価額が購入原価を上回る場合には調整係数を控除します。
- (D) 非上場の投資対象（上記（A）及び（B）で言及される預金、銀行手形又はオープン・エンド型集団投資スキームの受益証券若しくは投資証券以外のもの）の場合、特定の投資対象が取引される関連市場の取引終了時に、当該投資対象の取引又は市場形成を行っている和管理会社が判断した個人、企業又は機関が提示した買値と売値の平均値を参照して計算されます。ただし、当該提示価格が入手不可能な場合、当該投資対象の額面金額、現行の金利期間構造及び該当する期間における未払利息を参照して価額を算定します。
- (E) 上場の投資対象の場合、認知された取引所における公式終値、判明している最終取引価格又は最終取引価格のいずれかを参照して計算され、公式終値、判明している最終取引価格又は最終取引価格が存在しない場合には、認知された取引所における買値と売値の平均値を参照して計算されます。

ただし、上記（B）、（C）、（D）及び（E）で言及される価格が利用できない場合、又は（A）、（B）、（C）、（D）又は（E）に記載された方法で決定された認可投資対象の価額が、管理会社の見解において、代表制を欠く場合、その価額は、管理会社が相当の注意を払い、誠実に、状況下で公正価格とみなす価額で、かつ受託会社が承認した価値とします。受託会社は、当該価額の変更を投資者に通知する通知書の送付が必要か否かを決定します。このただし書の目的上、「公正価値」は、シンガポール集団投資スキームコードに従い、承認された証券会社又は承認された鑑定人と協議し、受託会社の承認を得て、管理会社が決定します。

上記ただし書により付与された裁量権を誠実に行使するにあたり、管理会社は、シンガポール集団投資スキームコードの規定に従うことを条件として、ファンド又はいかなるサブ・ファンドに対しても一切の責任を負わず、受託会社は、管理会社の見解を受け入れるにあたり、事実が後に管理会社の想定したものと異なることが判明した場合であっても、いかなる責任も負いません。

サブ・ファンドの純資産価額又はその一部の計算においては、以下のとおりとします。

- (i) 管理会社が発行を承諾したサブ・ファンドに関連する受益証券はいずれも、発行済みとみなされ、かつサブ・ファンドの預託財産には、受託会社が保有する現金その他の資産に加え、発行が承諾されたサブ・ファンドの受益証券に関して受領予定の現金、債券の未収利息その他の資

産の価値、及び(認可投資対象の権利確定に対して発行される受益証券の場合)本信託証書に基づき預託財産から支払われるべき金銭の価値を含むものとみなされます。

- () 認可投資対象について、購入その他の取得又は売却が合意されているものの、当該購入、取得又は売却が完了していない場合、当該認可投資対象は、含まれるか除外され、また、総購入額、総取得額又は純売却額は、当該購入、取得又は売却が適切に完了したものとみなして、必要に応じて、考慮から除外されるか含まれます。
- () 本信託証書に基づき書面による通知又は請求がなされた結果、サブ・ファンドの受益証券の取消によるファンドの減少が実行されるべき場合であっても、当該減少が完了していないときは、当該受益証券は発行済みとみなされず、現金で支払われるべき金額及びサブ・ファンドの預託財産から移転されるべき認可投資対象の価額は、サブ・ファンドの純資産価額から控除されます。

サブ・ファンドの純資産価額を計算するにあたり、上記に規定されていない金額で、サブ・ファンドの預託財産から支払われるべきものは、以下の順序で控除されます。

- (a) 管理会社報酬、受託会社報酬、実績報酬(もしあれば)、計算代理人報酬、登録名義書換事務代行会社報酬、証券取引手数料、その他予備費用の償却、及びサブ・ファンドに帰属する発生し未払いのまま残っている費用。
- (b) サブ・ファンドに帰属する、発生し未払いのまま残っている純キャピタルゲイン(未実現キャピタルゲインに対する引当金を含みます。)に対する税額(もしあれば)。
- (c) 評価が行われる前に実現した純キャピタルゲインに対する税額(もしあれば)で、管理会社の見積もりにおいて、サブ・ファンドに帰属するものとして支払われるべきもの。
- (d) サブ・ファンドの口座において本信託証書に基づき実行された借入金の現時点における未払いの総額、並びに本信託証書に基づき発生し未払いのまま残っている当該借入金に係る利息及び費用の額。
- (e) サブ・ファンドの預託財産の純資産価額の計算時点までに生じた所得に関連する課税に関して、管理会社の見積もりにおいて、支払われるべき、又は還付されるべき金額が考慮されます。
- (f) サブ・ファンドに帰属する、回収可能と見込まれながら未受領のキャピタルゲインに対する税額(もしあれば)を加算されます。
- (g) 米ドル以外の通貨建ての価額(認可投資対象又は現金のいずれかを問いません。)及び米ドル以外の借入金は、管理会社が受託会社と協議の上、又は受託会社が承認した方法に従い、関連するプレミアム又はディスカウント、為替コスト等を考慮した上で状況に応じ適切と判断するレート(公定レートその他のレートのいずれかを問いません。)により米ドルに換算されるものとする。
- (h) 認可投資対象の現在の価格が配当金、利息その他の支払の控除後で提示されている場合であっても、当該配当金、利息その他の支払を受け取っていないときは、当該配当金、利息その他の支払の金額を考慮に入れるものとします。

サブ・ファンドが複数のクラスで構成される場合、各クラスの純資産価額は、サブ・ファンドの純資産価額(本項に従い算定され、かつ当該サブ・ファンドの全クラスに共通しない費用、手数料その他の金額の控除又は加算を行いません。)をクラス間で按分し、その後、各クラスの純資産価額から当該クラスに帰属する費用、手数料その他の金額(該当する場合、通貨ヘッジ費用を含みます。)を控除又は加算します。疑義を避けるために付言すると、本信託証書に基づきクラスの純資産価額から控除される、又はクラスに支払われる費用、手数料その他の金額がサブ・ファンドの特定のクラスにのみ帰属する場合、当該金額は当該クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産価額についてのみ控除又は加算され、サブ・ファンド内の他のクラスに帰属するサブ・ファンドの部分又は複数の部分の計算又は純資産価額に影響を及ぼしません。

（ ）取引及び純資産価額の算定の一時停止

シンガポール集団投資スキームコードの規定に従い、かつ受託会社の事前の承認を得た上で、管理会社は、以下の状況において、その裁量により、受益証券の募集及び／又は換金の一時的停止、並びに換金請求に関する金銭の支払及び有価証券の移転の遅延を行うことができ、かつ、サブ・ファンドの純資産価額の算定の一時停止を宣言できます。

- （ a ）サブ・ファンドの投資の通常の処分及び／又は購入を禁止する、長期にわたる異常な状況が存在する場合、
- （ b ）サブ・ファンドの口座のために保有又は契約された有価証券を、管理会社及び受託者の見解において、合理的に換金できないと認められる状況、又は当該サブ・ファンドの受益者の利益を著しく損なうことなく当該換金を行うことが不可能であると認められる状況が存在する場合、
- （ c ）該当するサブ・ファンドの純資産価額又は該当するクラスの受益証券1口あたり純資産価額を算定するために通常用いられる方法に支障が生じた場合、又はその他の理由により、サブ・ファンド内の有価証券その他の資産の価額を、管理会社の見解において、合理的、迅速かつ公正に確定できない場合、
- （ d ）サブ・ファンドの有価証券その他の財産の換金若しくは支払、又は該当するクラスの受益証券の募集又は換金に関連して生じる、又は生じうる資金の送金又は本国送金が遅延し、又は管理会社及び受託会社の見解において、迅速に又は通常の為替レートで実行できない場合、
- （ e ）サブ・ファンド又はサブ・ファンドのクラスの受益者による集会、又はその延期された集会の開催日の48時間（又は管理会社及び受託会社が定めるそれより長い期間）以内、
- （ f ）シンガポール金融管理局が発出した命令又は指示に基づき受益証券の取引が停止されている期間中、
- （ g ）管理会社若しくは受託会社又は該当するサブ・ファンドにおける受益証券の募集／換金を実行するために管理会社が依拠する委託先の事業活動が、疫病、戦争行為、テロリズム、反乱、革命、内乱、暴動、ストライキ又は不可抗力の結果として、又はこれらに起因して、実質的に中断又は停止される期間中、
- （ h ）該当するサブ・ファンドの資産の重要な部分の市場価格又は公正価格を算定できない期間、又は
- （ i ）シンガポール集団投資スキームコードの規定に基づき必要とされるあらゆる状況。

シンガポール集団投資スキームコードの定めるところにより、純資産価額の算定の一時停止は、以下のいずれか早い時点で終了します。

- （ a ）管理会社による一時停止の終了の宣言、
- （ b ）一時停止から起算して21日間の期間の満了、又は
- （ c ）（ a ）一時停止の原因となった状況が消滅し、かつ（ b ）本信託証書に基づき一時停止が認められるその他の状況が存在しない最初の取引日。

上記にかかわらず、管理会社は（受託会社の同意を得て）当該延長が受益者の最善の利益に適合すると判断した場合、一時停止期間を延長できます。

シンガポール集団投資スキームコードに従い、管理会社は、一時停止を宣言するたびに、受益者及びシンガポール金融管理局に対し直ちに通知します。管理会社は、純資産価額の算定の一時停止及び／又は取引の一時停止に関する情報を記載した公告を自社のウェブサイトに掲載します。

一時停止期間中は、いかなる時点においても、受益証券の設定又は発行は行われません。管理会社は、受益証券の発行によりサブ・ファンドがシンガポール集団投資スキームコードの規定に違反する

こととなる場合、受益者及びシンガポール金融管理局への通知をもって、いつでも受益証券の発行を一時停止することができ、受益者が受益証券を償還する権利の一時停止に関する関連規定は、本信託証書の規定に従い同様に適用されます。

一時停止が終了した場合、管理会社は受益者に対し、受託会社はシンガポール金融管理局に対し、受益証券の取引再開を通知します。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

本信託証書により設立されたファンドは、存続期間が定められておらず、本信託証書に定める条件に従い終了させることができます。

受託会社又は管理会社は、相手方に対する書面による3か月以上の事前通知をもって、その絶対的裁量により、ファンドを終了させることができます。受託会社又は管理会社は、前述の書面による通知により、関連する期日の少なくとも3か月前までに、その手数料が受託会社又は管理会社の満足のいく形で改定されることを条件に、当該期日を超えてファンドを継続させることができます。ファンドが終了又は廃止される場合、管理会社は、全受益者に対し、少なくとも3か月前までにその旨を通知します。上記を条件として、ファンドは、下記の各号に定める方法により終了するまで存続します。

シンガポール証券先物法第295条の規定に従い、受託会社は、特に以下のいずれかの事由が生じた場合に、書面による通知をもってファンドを終了させることができます。

- (i) 管理会社が清算に入る場合（受託会社が事前に書面で承認した条件に基づく再建又は合併を目的とする任意清算を除きます。）、又はその資産のいずれかについて管財人が選任された場合、
- () 管理会社に対して司法管理人が選任された場合、又は担保権者がその資産のいずれかを占有した場合、
- () 管理会社が事業を停止した場合、
- () 法律が制定され、認可が取り消され若しくは撤回され、又はシンガポール金融管理局により指示が発出され、それによりファンドの継続が違法となるか、又は受託会社の見解において、実行不可能若しくは不適切となる場合、
- () 受託会社が書面により管理会社に辞任の意向を表明した日から3か月以内に、管理会社が本信託証書の定めに従い新たな受託会社を任命しなかった場合、及び
- () 受託会社が管理会社を解任した日から3か月以内に、受託会社が本信託証書の定めに従い新たな管理会社を任命しなかった場合。

本項に定めるいずれかの事由が生じた場合における受託会社の決定は、最終的なものであり、関係当事者全員に対して拘束力を有しますが、受託会社は、本項その他に基づきファンドを終了させなかったことによるいかなる責任も負いません。管理会社は、受託会社の決定を受け入れ、受託会社を当該決定に基づく一切の責任から免除し、損害賠償その他の救済を求めるいかなる請求についても受託会社を免責します。

- (i) サブ・ファンド又はサブ・ファンドのクラスの預託財産の純資産価額の合計額が500万米ドルを下回る場合、又は() 法律が制定され、認可が取り消され若しくは撤回され、又はシンガポール金融管理局により指示が発出され、それによりサブ・ファンド又はサブ・ファンドのクラスの継続が違法となるか、又は管理会社の見解において、実行不可能若しくは不適切となる場合、管理

会社は、書面による通知をもって、その絶対的裁量により、サブ・ファンド又はサブ・ファンドのクラスを終了させることができます。(i) 全サブ・ファンドの預託財産の純資産価額の合計額が500万米ドルを下回る場合、又は() 法律が制定され、認可が取り消され若しくは撤回され、又はシンガポール金融管理局により指示が発出され、それによりファンドの継続が違法となるか、又は管理会社の見解において、実行不可能若しくは不適切となる場合、管理会社は、書面による通知をもって、その絶対的裁量により、ファンドを終了させることができます。

ファンド、該当するサブ・ファンド又はサブ・ファンドのクラスを終了させる当事者は、当該終了が効力を生じる日付を定めて投資者に通知するものとし、当該日付は、本信託証書に定める当該通知の送付後の該当する期間を下回ってはならず、管理会社は当該終了の少なくとも7日前までに、当該終了について書面による通知をシンガポール金融管理局に提出します。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年12月31日です。

（５）【その他】

ファンドの解散

上記「（３）信託期間」をご参照下さい。

本信託証書の変更

受託会社及び管理会社は、本信託証書の補遺により、かつ関係当局の事前承認を得て（該当する場合）、本信託証書の規定を、いかなる目的のためにも、その適切と認める方法及び範囲において修正、変更又は追加する権利を有します。ただし、受託会社が、かかる修正、変更又は追加が、（a）受益者の利益を著しく損なわず、かつ受託会社又は管理会社の受益者に対する責任を実質的に免除するものでないこと、（b）適用される財政上、法令上又は公的要件（法的効力を有するか否かを問いません。）を遵守するために必要であること、又は（c）廃止された規定の削除又は明らかな誤りの修正のために行われるものであることを書面にて証明しない限り、当該変更、修正又は追加は、ファンドの受益者集会、又は当該変更、修正又は追加がサブ・ファンドの受益者にのみ影響を及ぼす場合には、該当するサブ・ファンドの受益者集会において、別紙1の規定に従い適式に招集され開催された臨時決議による承認を得なければ行われません。

ただし、かかる修正、変更又は追加は、いかなる保有者に対しても、その受益証券に関して追加の支払を義務付けるものではなく、また、それに関連するいかなる責任も負わせるものではありません。管理会社は、本信託証書の規定に対するいかなる変更、修正又は追加（以下「本修正」といいます。）についても、本修正が管理会社の見解において（受託会社の同意を得て）重要な意義を有すると認められない場合を除き、保有者に対し通知を行います。当該通知の形式及び時期は、管理会社が受託会社と協議の上決定します。

関係法人との契約の更改等に関する手続

グローバル保管業務契約

いずれの当事者も、他方当事者に60日以上前に書面による通知を行うことにより、グローバル保管業務契約を終了させることができます。60日の期間中に、受託会社は適切な後任の保管会社を確保するものとされています。

管理事務代行契約

管理事務代行会社又は受託会社のいずれも、他方当事者に180暦日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了させることができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社又は受託会社は、相手方当事者に同契約上の義務の重大な違反が生じた場合には、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了させることができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了させることが可能です。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社又は代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により解除されない限り、解除される時まで有効に存続します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、いずれかの当事者が1か月前に他の当事者に対し書面により通知することで解約されます。本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社及び受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社及び受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次のとおりです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、本信託証書の規定及び本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社及び受託会社に対し、本信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、シンガポールにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社又はファンドに対する、法律上の問題及び日本証券業協会の規則上の問題につて一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

() 日本における受益証券の募集販売及び買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人及び金融庁長官に対する届出代理人は、下記のとおりとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 樋口航

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

第1期の監査済財務書類は、2026年12月31日に終了する期間について作成されます。サブ・ファンドの会計監査は、アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーが行います。なお、アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーは、公認会計士法（昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年2月末日現在)

| | 米ドル | 円 |
|------------------|---------------|----------------|
| ・資産総額 | 55,019,129米ドル | 8,572,530,489円 |
| ・負債総額 | 1,755米ドル | 273,447円 |
| ・純資産総額(-) | 55,017,375米ドル | 8,572,257,199円 |
| ・発行済口数 | 5,500,000口 | |
| ・1口当たり純資産価格(/) | 10.0032米ドル | 1,559円 |

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次のとおりです。

取扱機関 シティコープ・トラスト（シンガポール）リミテッド

取扱場所 シンガポール共和国 486026 チャンギ・ビジネス・パーク・クレセント 3 #08 - 00

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

(ロ) 受益者集会

ファンドの全サブ・ファンドの受益者による集会が、本信託証書の別紙の規定に従い適式に招集され開催された場合、特別決議（当該決議に対する賛成及び反対の総投票数の75%以上の多数により提案され可決される決議をいいます。）により以下を行うことが認められます。

- (i) 本信託証書に定めるところにより受託会社と管理会社が合意した本信託証書に定める規定に対するあらゆる修正、変更又は追加を承認すること、
- () 年間管理会社報酬の最大許容割合を引き上げる本信託証書の補遺を承認すること、
- () 本信託証書に定めるところによりファンドを終了させること、
- () 本信託証書に定めるところにより監査人を解任させること、
- () 本信託証書に定めるところにより受託会社を解任させること、
- () 本信託証書に定めるところにより管理会社を解任させること、
- () 受託会社に対し、シンガポール証券先物法第295条に基づき、あらゆる措置（ファンドの終了を含みます。）を講じるよう指示すること、
- () ファンドに影響を及ぼす合併、統合、解散のいずれかの方法による再建計画を承認すること、及び
- () 受託会社及び/又は管理会社が受益者集会に付議する必要があると認めるその他の事項を承認すること。

ファンドの全サブ・ファンドの受益者による集会は、これ以上の又はその他の権限を有しません。

本信託証書の別紙の規定に従い適式に招集され開催されたサブ・ファンドの受益者集会は、特別決議により以下を行うことが認められます。

- (i) 本信託証書に定めるところにより受託会社と管理会社が合意した本信託証書に定める規定に対するあらゆる修正、変更又は追加について、当該修正、変更又は追加が関連するサブ・ファンドの受益者に影響を及ぼす範囲において、これを承認すること、
- () 該当するサブ・ファンドに係る年間管理会社報酬の最大許容割合又は受託会社の最大許容割合若しくは最大許容額を引き上げる本信託証書の補遺を承認すること、
- () 本信託証書に定めるところにより該当するサブ・ファンドを終了させること、
- () 該当するサブ・ファンドの合併、統合又は解散のいずれかの方法による再建計画を承認すること、
- () 受託会社に対し、シンガポール証券先物法第295条に基づき、あらゆる措置（サブ・ファンドの終了を含みます。）を講じるよう指示すること、及び
- () 受託会社及び/又は管理会社が受益者集会に付議する必要があると認めるその他の事項を承認すること。

サブ・ファンドの受益者による集会は、これ以上の又はその他の権限を有しません。

本信託証書の別紙の規定に従い適式に招集され開催された受益者集会は、特別決議により以下を行うことが認められます。

- (i) 本信託証書に定めるところにより受託会社と管理会社が合意した本信託証書に定める規定に対するあらゆる修正、変更又は追加について、当該修正、変更又は追加が関連するクラスの受益者に影響を及ぼす範囲において、これを承認すること、
- () 該当するクラスに係る管理会社報酬の最大許容割合、実績報酬又は受託会社の最大許容割合若しくは最大許容額を引き上げる本信託証書の補遺を承認すること、
- () 本信託証書に定めるところにより該当するクラスを終了させること、
- () 受託会社及び/又は管理会社が受益者集会に付議する必要があると認めるその他の事項を承認すること。

受益者による集会は、これ以上の又はその他の権限を有しません。

(八) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2026年3月30日現在、管理会社の払込済み資本金は6,500,000シンガポールドル（約8億54万円）です。

過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

取締役会

管理会社の業務は、取締役によって管理され、又は、取締役の指示若しくは監督の下にあるものとされています。管理会社の定款（以下「本定款」といいます。）により明示的に付与される権限等に加え、取締役は、管理会社が行使し得る権限又は行いうる行為のうち、総会で、管理会社により行使し又は行うことが明示に指示又は要求されていない、全ての権限を行使し、全ての行為等を行うことができます。かかる場合、シンガポール会社法及び本定款の規定並びに総会で管理会社が随時定める規制に従いますが、当該規制の制定は、当該規制が定められなければ有効であった、取締役の事前の行為を無効にするものではありません。ただし、取締役は、提案が総会で管理会社により承認されない限り、管理会社の事業又は財産の全部又は実質的に全部の処分の提案を実施しません。

取締役は、業務の処理のために参集し、解散し、又はその他自己が適切と考えるところに従い会議を運営することができます。本定款の規定に従って、会議で発生する問題は、過半数の投票で決議することができます。票が同数の場合は、会議の議長が2度目の投票又は決定投票を行います。取締役はいつでも取締役会を招集することができます。また取締役の要求に応じて秘書役はいつでも招集します。取締役の業務の取引に必要な定足数は、取締役が決定することができます。決定しない場合は2名とします。定足数を充たす取締役会は、取締役がその時点において行使することができる全ての権限及び裁量を行使する資格があります。

シンガポール会社法の規定に従って、取締役（全て自然人とします。）の数は、2名未満となつてはならず、総会で別途定めない限り、7名を超過してはなりません。総会で管理会社が別途決定しない限り、また決定するまでは、取締役は総会の構成員であることを要せず、持株資格を有することを要求されないものの、総会に参加し意見を述べる権利を有します。

取締役は、一時的な欠員を補充するため、又は追加的な取締役とするために、いつでも、また随時、いずれかの者を取締役に任命する権限を有するものの、取締役の合計人数が、その当時の取締役が定めた、本定款に従った人数の上限を超過しないものとします。本定款の規定又は管理会社及び当該取締役との合意にかかわらず、管理会社は、通常決議で任期満了前に取締役を解任することができます。解任された取締役の後任として、別の者を任命することができます。

株 主

管理会社の支払済みの発行済株式資本は、2026年3月30日現在、6,500,000シンガポールドル（約8億54万円）であり、1株1シンガポールドルの普通株式6,500,000株から構成されます。

シンガポール会社法の規定に従い、管理会社は、当該年度の他の会議に加え、毎年、年次総会として総会を開催し、管理会社の各計算期間終了後6か月後以内に開催されます。年次総会を除く全ての総会は、臨時総会と呼びます。総会の時期及び場所は、取締役が決定します。取締役は、適切と考えるときはいつでも、臨時総会を招集することができます。シンガポール会社法に定める、総会において議決権を有する預託日現在、請求の預託日に支払済みの株式総数の少なくとも10%を保有する構成員の請求に応じてもまた臨時総会が招集されます。

特別決議及び特別通知に関するシンガポール会社法の規定に従い、総会毎に少なくとも14日前の書面による通知が行われます。ただし、シンガポール会社法の求めるところに従い、（ ）年次総会及び決議の場合、参加する権利のある全ての構成員によって、並びに（ ）臨時総会及び決議の場合、参加する権利のある構成員の過半数（参加する権利のある全ての構成員の議決権の合計95%以上を合計して有します。）によって同意された場合は、それよりも短い通知がなされたとしても、当該総会は適切に招集されたとみなされます。

定足数が充たされない限り、いかなる総会においても、問題は処理されません。別途定める場合を除き、2名の構成員が定足数となりますが、管理会社の発行済資本の全部に対する持分を有する法人の場合は、当該法人の正当に権限が与えられた代理人1名は、通過することが求められているいかなる通常又は特別決議も管理会社の総会によって又は管理会社の総会において通過したとみなされる旨の議事録に署名することができます。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、2018年4月30日にシンガポールで設立されました。管理会社は、シンガポール金融管理局から付与されたにより付与されるキャピタル・マーケット・サービスのライセンスを保有し、機関投資家及び個人投資家の両方に対して、ファンド運用及び投資助言サービスを提供しています。

2026年2月末日現在、管理会社が運用するファンドは以下のとおりです。

| 国別（設立国） | 種別 | 本数 | 純資産の合計（通貨別） |
|---------|-----|----|------------------|
| シンガポール | ETF | 7 | 843,214,853米ドル |
| | MMF | 2 | 1,812,508,696米ドル |

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで及び2024年1月1日から2024年12月31日まで）の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によってシンガポール財務報告基準に準拠して作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるデロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類はシンガポールドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年2月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポールドル=123.16円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

(1) 【貸借対照表】

CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド

財政状態計算書

2024年12月31日現在

| | 注記 | 2024年 シンガポールドル | 2023年 シンガポールドル |
|------------------|----|-------------------|-------------------|
| 資産 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金および現金同等物 | 10 | 4,089,199 | 1,756,030 |
| 売掛金 | 11 | 2,119,477 | 1,292,687 |
| 関係会社に対する債権 | 12 | 5,305,492 | 2,716,342 |
| その他の債権および前払金 | 13 | 321,541 | 621,849 |
| 流動資産合計 | | 11,835,709 | 6,386,908 |
| 非流動資産 | | | |
| 有形固定資産 | 8 | 32,859 | 67,935 |
| 使用権資産 | 9 | 215,346 | 584,512 |
| 非流動資産合計 | | 248,205 | 652,447 |
| 資産合計 | | 12,083,914 | 7,039,355 |
| 負債および資本 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 関係会社に対する債務 | 12 | - | 175,657 |
| 買掛金および未払費用 | 14 | 3,974,711 | 2,148,051 |
| 未払GST | | 64,800 | 39,416 |
| リース負債 | 9 | 226,128 | 375,306 |
| 未払税金 | | 183,118 | - |
| 流動負債合計 | | 4,448,757 | 2,738,430 |
| 非流動負債 | | | |
| リース負債 | 9 | - | 226,128 |
| 資本および剰余金 | | | |
| 株式資本 | 15 | 6,500,000 | 6,500,000 |
| 利益剰余金 / (累積損失) | | 1,135,157 | (2,425,203) |
| 資本合計 | | 7,635,157 | 4,074,797 |
| 負債および資本合計 | | 12,083,914 | 7,039,355 |

財務書類に対する注記を参照のこと。

| | 注記 | 2024年 千円 | 2023年 千円 |
|-----------------|----|-------------|-------------|
| 資産 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金および現金同等物 | 10 | 503,626 | 216,273 |
| 売掛金 | 11 | 261,035 | 159,207 |
| 関係会社に対する債権 | 12 | 653,424 | 334,545 |
| その他の債権および前払金 | 13 | 39,601 | 76,587 |
| 流動資産合計 | | 1,457,686 | 786,612 |
| 非流動資産 | | | |
| 有形固定資産 | 8 | 4,047 | 8,367 |
| 使用権資産 | 9 | 26,522 | 71,988 |
| 非流動資産合計 | | 30,569 | 80,355 |
| 資産合計 | | 1,488,255 | 866,967 |
| 負債および資本 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 関係会社に対する債務 | 12 | - | 21,634 |
| 買掛金および未払費用 | 14 | 489,525 | 264,554 |
| 未払GST | | 7,981 | 4,854 |
| リース負債 | 9 | 27,850 | 46,223 |
| 未払税金 | | 22,553 | - |
| 流動負債合計 | | 547,909 | 337,265 |
| 非流動負債 | | | |
| リース負債 | 9 | - | 27,850 |
| 資本および剰余金 | | | |
| 株式資本 | 15 | 800,540 | 800,540 |
| 利益剰余金 / (累積損失) | | 139,806 | (298,688) |
| 資本合計 | | 940,346 | 501,852 |
| 負債および資本合計 | | 1,488,255 | 866,967 |

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）【損益計算書】

CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド

純損益および包括利益計算書

2024年12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2024年 | 2023年 |
|--|----|-------------|-------------|
| | | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 収益 | | | |
| 受取手数料 | 4 | 12,667,924 | 7,914,122 |
| 受取利息 | | 48,349 | 7,927 |
| その他の収益 | 5 | 400,453 | 327,331 |
| 営業収益 | | 13,116,726 | 8,249,380 |
| 費用 | | | |
| 広告宣伝費、販売促進費および販売費 | 6 | (2,250,342) | (1,244,359) |
| 管理費 | 6 | (6,153,819) | (5,972,471) |
| ファンド運営費用 | 6 | (951,429) | (1,632,481) |
| 財務費用 | | (17,658) | (32,709) |
| 税引前利益 / (損失) | | 3,743,478 | (632,640) |
| 税金 | 7 | (183,118) | - |
| | | 3,560,360 | (632,640) |
| 当期純利益 / (損失) (当期包括利益 / (損失) 合計) | | 3,560,360 | (632,640) |

| | 注記 | 2024年 | 2023年 |
|--|----|-----------|-----------|
| | | 千円 | 千円 |
| 収益 | | | |
| 受取手数料 | 4 | 1,560,182 | 974,703 |
| 受取利息 | | 5,955 | 976 |
| その他の収益 | 5 | 49,320 | 40,314 |
| 営業収益 | | 1,615,456 | 1,015,994 |
| 費用 | | | |
| 広告宣伝費、販売促進費および販売費 | 6 | (277,152) | (153,255) |
| 管理費 | 6 | (757,904) | (735,570) |
| ファンド運営費用 | 6 | (117,178) | (201,056) |
| 財務費用 | | (2,175) | (4,028) |
| 税引前利益 / (損失) | | 461,047 | (77,916) |
| 税金 | 7 | (22,553) | - |
| | | 438,494 | (77,916) |
| 当期純利益 / (損失) (当期包括利益 / (損失) 合計) | | 438,494 | (77,916) |

財務書類に対する注記を参照のこと。

CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド

持分変動計算書

2024年12月31日に終了した事業年度

当社の持分所有者に帰属

| | 株式資本 | 利益剰余金 / (累積損失) | 資本合計 |
|---------------------------------|-----------|-------------------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 2022年12月31日および 2023年1月1日現在残高 | 3,000,000 | (1,792,563) | 1,207,437 |
| 株式資本の発行 | 3,500,000 | - | 3,500,000 |
| 当期包括損失合計 | - | (632,640) | (632,640) |
| 2023年12月31日現在 株式資本の発行 | 6,500,000 | (2,425,203) | 4,074,797 |
| 当期包括利益合計 | - | 3,560,360 | 3,560,360 |
| 2024年12月31日現在 | 6,500,000 | 1,135,157 | 7,635,157 |

当社の持分所有者に帰属

| | 株式資本 | 利益剰余金 / (累積損失) | 資本合計 |
|---------------------------------|---------|-------------------|----------|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2022年12月31日および 2023年1月1日現在残高 | 369,480 | (220,772) | 148,708 |
| 株式資本の発行 | 431,060 | - | 431,060 |
| 当期包括損失合計 | - | (77,916) | (77,916) |
| 2023年12月31日現在 株式資本の発行 | 800,540 | (298,688) | 501,852 |
| 当期包括利益合計 | - | 438,494 | 438,494 |
| 2024年12月31日現在 | 800,540 | 139,806 | 940,346 |

財務書類に対する注記を参照のこと。

CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日に終了した事業年度

| | 注記 | 2024年 シンガポールドル | 2023年 シンガポールドル |
|--------------------------------|----|-------------------|-------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前利益 / (損失) | | 3,743,478 | (632,640) |
| 調整額： | | | |
| 使用権資産の減価償却費 | 9 | 369,166 | 369,166 |
| 有形固定資産の減価償却費 | 8 | 40,292 | 43,622 |
| リース負債に係る金利費用 | 9 | 17,658 | 32,709 |
| 運転資本変動考慮前の営業活動による キャッシュ・フロー | | 4,170,594 | (187,143) |
| 運転資本変動： | | | |
| 売掛金の(増加) / 減少 | | (826,790) | 1,753 |
| 関係会社に対する債権の(増加) | | (2,589,150) | (1,990,601) |
| 関係会社に対する債務の(減少) / 増加 | | (175,657) | 175,657 |
| その他の債権および前払金の減少 | | 300,308 | 137,938 |
| 買掛金および未払費用の増加 / (減少) | | 1,826,660 | (212,765) |
| 未払GSTの増加 / (減少) | | 25,384 | (53,540) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 2,731,349 | (2,128,701) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー： | | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 8 | (5,216) | (75,707) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | (5,216) | (75,707) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー： | | | |
| 普通株式の発行による収入 | 15 | - | 3,500,000 |
| リース負債に係る利息の支払額 | 9 | (17,658) | (32,709) |
| リース負債の元本返済額 | 9 | (375,306) | (360,254) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | (392,964) | 3,107,037 |
| 現金および現金同等物の純増減額 | | 2,333,169 | 902,629 |
| 期首現在の現金および現金同等物 | | 1,756,030 | 853,401 |
| 期末現在の現金および現金同等物 | 10 | 4,089,199 | 1,756,030 |

財務書類に対する注記を参照のこと。

| | 注記 | 2024年 | 2023年 |
|--------------------------------|----|-----------|-----------|
| | | 千円 | 千円 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前利益 / (損失) | | 461,047 | (77,916) |
| 調整額： | | | |
| 使用権資産の減価償却費 | 9 | 45,466 | 45,466 |
| 有形固定資産の減価償却費 | 8 | 4,962 | 5,372 |
| リース負債に係る金利費用 | 9 | 2,175 | 4,028 |
| 運転資本変動考慮前の営業活動による キャッシュ・フロー | | 513,650 | (23,049) |
| 運転資本変動： | | | |
| 売掛金の(増加) / 減少 | | (101,827) | 216 |
| 関係会社に対する債権の(増加) | | (318,880) | (245,162) |
| 関係会社に対する債務の(減少) / 増加 | | (21,634) | 21,634 |
| その他の債権および前払金の減少 | | 36,986 | 16,988 |
| 買掛金および未払費用の増加 / (減少) | | 224,971 | (26,204) |
| 未払GSTの増加 / (減少) | | 3,126 | (6,594) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 336,393 | (262,171) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー： | | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 8 | (642) | (9,324) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | (642) | (9,324) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー： | | | |
| 普通株式の発行による収入 | 15 | - | 431,060 |
| リース負債に係る利息の支払額 | 9 | (2,175) | (4,028) |
| リース負債の元本返済額 | 9 | (46,223) | (44,369) |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | (48,397) | 382,663 |
| 現金および現金同等物の純増減額 | | 287,353 | 111,168 |
| 期首現在の現金および現金同等物 | | 216,273 | 105,105 |
| 期末現在の現金および現金同等物 | 10 | 503,626 | 216,273 |

財務書類に対する注記を参照のこと。

CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド

財務書類に対する注記

2024年12月31日現在

1. 企業の概要

CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド（以下「当社」という。）は、2018年4月30日に、シンガポールにおいて有限責任の下で設立された非公開有限責任会社である。2024年12月31日現在の当社の登録事務所は、シンガポール 039192、テマセック・アベニュー 1、ミレニア・タワー#18-03である。その後、当社は、シンガポール018960、マリーナ・ビュー 8、アジア・スクエア・タワー1 #36-05に移転した。

当社は、香港で設立された有限責任会社であるCSOPアセット・マネジメント・リミテッドの完全子会社である。当社の最終的な持株会社は、中華人民共和国で設立されたチャイナ・サザン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（最終持株会社）である。
当社の主たる活動は、投資信託運用サービスの提供である。

1.1 作成基準

当社の財務書類は、重要性がある会計方針情報で開示されているものを除き、取得原価ベースで作成されており、シンガポールの1967年会社法および財務報告基準（以下「FRS」という。）の規定に従って作成されている。

本財務書類は、当社の機能通貨であるシンガポールドルで表示されている。

1.2 新基準および改訂基準の適用

当社が採用している会計方針は、当社が当事業年度において適用した、2024年1月1日以後に開始する事業年度に適用されるすべての新基準および改訂基準ならびに解釈指針を除き、前事業年度の会計方針と同一である。

これらの新基準および改訂基準の適用は、本財務書類の開示または計上金額に重要な影響を及ぼしていない。

1.3 発効前の公表済み基準

当社に適用される以下のFRSの規定が公表されているが、発効前であるため、当社はこれらの規定を適用していない。

| 内容 | 適用開始時期 |
|--|----------------------|
| FRS第21号の修正：「交換可能性の欠如」 | 2025年1月1日以後に開始する事業年度 |
| FRS第109号およびFRS第107号の修正： 「金融商品の分類および測定」の修正 | 2026年1月1日以後に開始する事業年度 |
| FRSの年次改善 - 第11集 | 2026年1月1日以後に開始する事業年度 |
| FRS第118号：「財務諸表における表示および開示」 | 2027年1月1日以後に開始する事業年度 |

経営者は、以下の新基準を除き、上記の基準の適用が、初度適用年度において当社の財務書類に重要な影響を及ぼすことはないと思込んでいる。

FRS第118号「財務諸表における表示および開示」

FRS第118号は、FRS第1号「財務諸表の表示」に代わるものであり、FRS第1号における多くの要求事項を変更することなく引き継ぐとともに、新たな要求事項を追加している。加えて、FRS第1号の一部の項は、FRS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」およびFRS第107号「金融商品：開示」に移管されている。さらに、FRS第7号「キャッシュ・フロー計算書」およびFRS第33号「1株当たり利益」について、軽微な修正が行われている。

FRS第118号は、以下に関する新たな要求事項を導入している。

- ・ 純損益計算書において、特定の区分および定義された小計を表示すること。
- ・ 財務書類に対する注記において、経営者が定義した業績指標（以下「MPM」という。）を開示すること。
- ・ 集約および分解方法を改善すること。

企業は、FRS第118号を2027年1月1日以後に開始する事業年度から適用することが要求されており、早期適用も認められている。FRS第7号の修正ならびに改訂されたFRS第8号およびFRS第107号は、企業がFRS第118号を適用する時点で発効する。FRS第118号は、一定の経過措置を設けた上での遡及適用を要求している。

当社は、特に当社の純損益計算書の構成およびMPMに関して要求される追加的な開示を中心に、新基準の影響を評価中の段階である。

2. 重要性がある会計方針情報

以下は、財務書類の作成にあたり採用された重要性がある会計方針および報告方針の要約である。

2.1 外貨建取引

当社の財務書類は、当社が事業活動を行っている主要な経済環境の通貨（機能通貨）により測定および表示されている。

外貨建取引は、当社の機能通貨により測定されており、当初認識時において、取引日現在の実勢為替レートに近似する為替レートで機能通貨に換算のうえ、計上されている。外貨建貨幣性資産および負債は、報告期間の末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建で取得原価により測定される非貨幣性項目は、当初取引日現在の為替レートをを用いて換算される。外貨建で公正価値により測定される非貨幣性項目は、公正価値の算定日現在の為替レートをを用いて換算される。

貨幣性項目の決済時、または報告期間の末日における貨幣性項目の換算により生じる為替換算差額は、純損益に認識される。

2.2 金融商品

(a) 金融資産

当初認識および測定

金融資産は、企業が金融商品の契約条項の当事者になった場合に、かつ、その場合にのみ、認識される。

当初認識時に、当社は、金融資産を公正価値で測定する。純損益を通じて公正価値で測定するもの（以下「FVPL」という。）ではない金融資産の場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算する。FVPLで計上した金融資産の取引コストは、純損益に費用計上される。

事後測定

負債性金融商品に対する投資

負債性金融商品の事後測定は、当社が当該資産を管理するための事業モデルおよび当該資産の契約上のキャッシュ・フローの特性によって決まる。負債性金融商品の分類に係る3つの測定区分は、償却原価で測定するもの、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVOCI）およびFVPLである。当社は、償却原価で測定する負債性金融商品のみ保有している。

契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されている金融資産は、当該キャッシュ・フローが元本および利息の支払のみを表している場合においては、償却原価で測定される。金融資産は、実効金利法を用いた償却原価により、減損控除後の金額で測定される。利得および損失は、当該資産の認識の中止時または減損時、および償却の過程において純損益に認識される。

当社の償却原価で測定する金融資産には、現金および現金同等物、関係会社に対する債権ならびにその他の債権が含まれる。

認識の中止

金融資産は、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した時に、認識の中止が行われる。金融資産全体について認識の中止が行われた場合には、帳簿価額と、受領した対価の合計額（および、該当する場合には、その他の包括利益に認識されていた利得または損失の累計額）との差額が、純損益に認識される。

(b) 金融負債および資本

負債または資本としての分類

負債性および資本性金融商品は、契約上の取決めの実質ならびに金融負債および資本性金融商品の定義に基づき、金融負債または資本に分類される。

資本性金融商品

資本性金融商品とは、すべての負債を控除した後の企業の資産に対する残存持分を証する契約をいう。当社が発行した資本性金融商品は、直接発行費用控除後の受取対価により認識される。

当初認識および測定

金融負債は、当社が金融商品の契約条項の当事者になった場合に、かつ、その場合にのみ、認識される。当社は、その金融負債の分類を当初認識時に決定する。

すべての金融負債は、当初認識時に公正価値で測定される。FVPLではない金融負債の場合には、直接起因する取引コストを加算する。

当社の償却原価で測定する金融負債には、関係会社に対する債務および未払費用が含まれる。

事後測定

FVPLで計上されていない金融負債は、当初認識後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

利得および損失は、当該負債の認識の中止時、および償却の過程において純損益に認識される。

認識の中止

金融負債は、当該負債に係る債務が免責、取消し、または失効となった時に認識の中止が行われる。現存する金融負債が、同一の貸手からの別の金融負債により大幅に異なる条件で置き換えられた場合、または現存する負債の条件が大幅に変更された場合には、当該交換または条件変更は、当初の負債の認識の中止および新しい負債の認識として会計処理され、両者の帳簿価額の差額は、純損益に認識される。

2.3 金融資産の減損

当社は、FVPLではないすべての負債性金融商品について、予想信用損失（以下「ECL」という。）に係る引当金を認識している。ECLは、契約に基づき受け取る契約上のキャッシュ・フローと、当社が受領すると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利の近似値で割り引いて算定される。

当該期待キャッシュ・フローには、保有している担保の売却または契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローが含まれる。

ECLは、2つのステージに区分して認識される。当初認識以降に信用リスクの著しい増大がなかった信用エクスポージャーについては、今後12か月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる信用損失に対してECLが計上される（12か月のECL）。当初認識以降に信用リスクの著しい増大があった信用エクスポージャーについては、債務不履行事象の発生時期にかかわらず、当該エクスポージャーの残存期間にわたって予想される信用損失に対して損失評価引当金が認識される（全期間のECL）。

当社は、預入資産のECLの算定に簡便法を採用している。

そのため、当社は、信用リスクの変動を追跡することはせず、各報告日において全期間のECLに基づき損失評価引当金を認識している。当社は、過去の信用損失の実績に基づき、債務者固有の将来予測的な要因および債務者の支払能力に影響を及ぼし得る経済環境を調整した引当マトリクスを設定している。

当社は、契約上の支払が60日の期日経過となった場合に、金融資産について債務不履行が生じたものとみなしている。ただし、特定の場合、例えば当社が保有する信用補完を考慮する前に契約上の未回収残高を全額回収できる可能性が低いことを内部または外部情報が示す場合にも、金融資産について債務不履行が生じたものとみなすことがある。契約上のキャッシュ・フローを回収する合理的な見込みがない場合、当該金融資産は貸倒償却処理される。

2.4 有形固定資産

すべての有形固定資産項目は、当初認識時に取得原価で計上される。取得原価には、有形固定資産の一部を取り替えるためのコストおよび、適格有形固定資産の取得、建設または生産に直接起因する借入コストが含まれる。有形固定資産項目の取得原価は、当該項目に関連する将来の経済的便益が当社に流入する可能性が高く、かつ、当該項目の取得原価が信頼性をもって測定できる場合にのみ、資産として認識される。

当初認識後、有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定される。資産の減価償却は、当該資産が使用可能となった時に開始され、以下の見積耐用年数にわたり定額法で算定される。

| | |
|------------------|-------|
| 建物付属設備 | リース期間 |
| 器具および備品 | 5年 |
| コンピューターおよびソフトウェア | 3～5年 |

有形固定資産項目は、処分時またはその使用もしくは処分から将来の経済的便益が何ら期待されなくなった時に、認識の中止が行われる。資産の認識の中止から生じる利得または損失は、当該資産の認識が中止された事業年度の純損益に計上される。

有形固定資産の帳簿価額については、事象または状況変化により当該帳簿価額が回収不能となる可能性が示唆される場合に、減損テストが実施される。

残存価額、耐用年数および減価償却方法は、各事業年度末に見直しが行われ、必要に応じて将来に向かって調整される。

2.5 リース

当社は、契約時に、契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定している。すなわち、当該契約が特定された資産の使用を支配する権利が一定期間にわたり対価と交換に移転するかどうかを判定している。

借手としてのリース

当社は、短期リースおよび少額資産のリースを除くすべてのリースに対して、単一の認識および測定アプローチを適用している。当社は、リース料を支払うためのリース負債および原資産を使用する権利を表す使用権資産を認識している。

(a) 使用権資産

当社は、リースの開始日（すなわち、原資産が利用可能となる日）に、使用権資産を認識している。使用権資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除し、リース負債の再測定について調整した金額で測定される。使用権資産の取得原価には、認識されたリース負債の金額、発生した当初直接コスト、および開始日以前に支払ったリース料から、受け取ったリース・インセンティブを控除したものが含まれる。使用権資産は、各契約に係るリース期間と見積耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法により減価償却される。

リース資産の所有権がリース期間の終了時に当社に移転する場合、または取得原価が購入オプションの行使を反映している場合には、減価償却費は当該資産の見積耐用年数を用いて計算される。

使用権資産も減損の対象である。セクション2.10「非金融資産の減損」に記載の会計方針を参照のこと。

(b) リース負債

リース開始日において、当社は、リース期間にわたり支払うべきリース料の現在価値で測定したリース負債を認識している。当該リース料には、固定リース料（実質上の固定リース料を含む）から受け取るリース・インセンティブを控除した金額、変動リース料のうち指数またはレートに応じて決まる金額、および残価保証に基づいて支払が見込まれる金額が含まれる。また、当該リース料には、購入オプションを当社が行使することが合理的に確実である場合の、当該オプションの行使価格、およびリースの解約のためのペナルティの支払（リース期間が当社がリースを解約するオプションを行使することを反映している場合）も含まれる。指数またはレートに応じて決まるものではない変動リース料は、当該変動リース料が発生する契機となった事象または状況が生じた期間において、費用として認識される。

リース料の現在価値を計算するにあたり、当社は、リースの計算利率が容易に算定できないため、リース開始日現在の当社の追加借入利率を用いている。開始日後においては、リース負債の金額は、金利の累積を反映するように増額され、支払われたリース料を反映するように減額される。また、リースの条件変更、リース期間の変化、リース料の変動（例えば、将来のリース料の算定に使用される指数またはレートの変動による当該リース料の変動）または原資産を購入するオプションについての判定の変化が生じた場合には、リース負債の帳簿価額は再測定される。当社のリース負債については、注記9を参照のこと。

2.6 収益

収益は、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に当社が権利を得ると見込んでいる対価（第三者のために回収する金額を除く）に基づき測定される。

収益は、当社が約束した財またはサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に認識される。これは、顧客が当該財またはサービスに対する支配を獲得した時点である。履行義務は、一時点で充足される場合もあれば、一定の期間にわたり充足される場合もある。認識する収益の金額は、充足した履行義務に配分された金額である。

管理報酬

管理報酬は、すべての運用ファンドの出資申込金額または当初運用資産残高（AUM）に対する、当社とその管理対象ファンドとの間であらかじめ定められた料率に基づき、発生主義により、かつ履行義務が充足された時点で認識される。

ファンド経費手数料

ファンド経費手数料は、分離ポートフォリオとしてのファンドの設定、ならびに当該分離ポートフォリオとしてのファンドにサービスを提供する業者に対して支払われる継続的な費用に関連して、ファンドから受領する手数料である。

業務委託手数料

業務委託手数料は、サービスが履行され、かつ顧客による受入れに関するすべての要件が充足された時点で、認識される。

2.7 従業員給付-確定拠出制度

当社は、確定拠出型年金制度であるシンガポールの中央積立基金（Central Provident Fund、以下「CPF」という。）制度に拠出を行っている。これらの拠出金は、関連するサービスが提供された会計期間において費用として認識される。

2.8 株式資本

普通株式の発行による収入は、株式資本として資本に認識される。普通株式の発行に直接起因する増分コストは、株式資本から控除される。

2.9 税金

(a) 当期法人所得税

当期および過去の期間の当期法人所得税資産および負債は、税務当局から還付される、または税務当局に納付されると予想される額で測定される。当該金額の算定に使用される税率および税法は、報告期間の末日において制定されている、または実質的に制定されている税率および税法である。

当期法人所得税は純損益に認識される。ただし、当該税金がその他の包括利益にまたは資本に直接認識される項目に関連する場合は除く。

(b) 繰延税金

繰延税金は、資産および負債の税務上の基準額と財務報告上の帳簿価額との差額から生じる、報告期間の末日現在の一時差異について、負債法で引当計上される。

繰延税金負債は、以下の場合を除き、すべての一時差異について認識される。

- 繰延税金負債が、のれんの当初認識から生じている、または企業結合ではない取引であり、取引時に会計上の利益にも課税所得もしくは税務上の欠損金にも影響を与えない取引における資産もしくは負債の当初認識から生じている場合。
- 子会社および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連して生じる将来加算一時差異について、当該一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、かつ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合。

繰延税金資産は、すべての将来減算一時差異、繰越税額控除および税務上の繰越欠損金について、将来減算一時差異、繰越税額控除および税務上の繰越欠損金を活用できる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で認識される。ただし、以下の場合を除く。

- 当該将来減算一時差異に関連する繰延税金資産が、企業結合ではない取引であり、取引時に会計上の利益にも課税所得または税務上の欠損金にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識から生じている場合。
- 子会社および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連して生じる将来減算一時差異について、当該一時差異が予測可能な期間内に解消し、かつ、当該一時差異を活用できる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内でのみ、繰延税金資産が認識される。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日現在で再検討され、繰延税金資産の一部または全部を実現させるのに十分な課税所得を稼得する可能性がもはや高くはなくなった範囲で減額される。過去に未認識であった繰延税金資産は、各報告期間の末日現在で再検討され、将来の課税所得が繰延税金資産の回収を可能にする可能性が高くなった範囲で認識される。

繰延税金資産および負債は、報告期間の末日現在に制定されている、または実質的に制定されている税率（および税法）に基づいて、資産が実現する事業年度または負債が決済される事業年度に適用されると予想される税率で算定される。

純損益の外で認識される項目に関連する繰延税金は、純損益の外で認識される。繰延税金項目は、基礎となる取引に応じて、その他の包括利益にまたは直接資本に認識される。

繰延税金資産と繰延税金負債は、当期法人所得税資産と当期法人所得税負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産と繰延税金負債とが同一の納税主体および同一の税務当局に関連する場合、相殺される。

(c) 財・サービス税（以下「GST」という。）

収益、費用および資産は、以下の場合を除き、GSTを控除した金額で認識される。

- 資産またはサービスの購入に係るGSTの還付を税務当局から受けることができない場合には、GSTは、該当する場合に応じて、資産の取得原価または費用項目の一部として認識される。
- GSTの金額を含めて表示される債権および債務。

税務当局から還付される、または税務当局に納付されるGSTの純額は、財政状態計算書において、債権または債務の一部を含めて開示される。

2.10 非金融資産の減損

当社は、各報告日において、非金融資産の帳簿価額を見直し、減損損失の兆候の有無を検討している。そのような兆候が存在する場合には、減損損失（該当する場合）の金額を算定するため、当該資産の回収可能価額を見積っている。個別資産の回収可能価額の見積りが可能でない場合には、当社は、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を見積っている。

資産または資金生成単位の回収可能価額とは、その処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い金額をいう。使用価値の見積りは、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間価値と当該資産に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の割引率により現在価値に割り引いて算定される。

資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額については、減損損失として、直ちに純損益に認識される。ただし、関連する資産が再評価額で計上されている場合には、当該減損損失は再評価減として処理される。

その後、減損損失が戻入れられる場合には、資産（資金生成単位）の帳簿価額は、増加後の帳簿価額が過去の期間において当該資産（資金生成単位）について認識した減損損失がなかったとした場合の帳簿価額を超えない範囲で、修正後の回収可能価額の見積額まで増額される。減損損失の戻入れは、直ちに純損益に認識される。ただし、関連する資産が再評価額で計上されている場合には、当該減損損失の戻入れは再評価額の増加として処理される。

2.11 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、現金および銀行預金、ならびに容易に既知の金額の現金に換金可能であり、かつ、価値の変動リスクが僅少な定期預金（当初満期が3か月以内）から構成される。

2.12 政府補助金

政府補助金は、補助金が受領される、かつすべての付帯条件が遵守されるという合理的な保証がある場合に、債権として認識される。

補助金が費用項目に関連する場合には、補助金で補償することを意図している関連コストが費用として認識される期間にわたり規則的に収益として認識される。補助金が資産に関連する場合には、財政状態計算書において繰延収益として公正価値で認識され、関連する資産の見積耐用年数にわたり均等額で収益として認識される。

政府または関連機関から、現在の市場金利よりも低利で融資またはその他の援助が提供される場合には、当該有利な金利による効果は、追加的な政府補助金として取り扱われる。

3. 重要性がある会計上の判断および見積りの不確実性の主な要因

当社の財務書類を作成するにあたり、経営者は、各報告期間末現在の財務書類の報告金額や添付注記に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。これらの仮定や見積りに関する不確実性により、将来の期間において、関連する資産または負債の帳簿価額に重要な修正が必要となる可能性がある。

重要性がある会計方針を適用する際に行った重要な判断

会計方針を適用する過程で、経営者は以下の判断を行った（財務書類での認識額に最も重要な影響を与える見積りを伴うものを除く）。

更新オプションおよび解約オプションの付された契約のリース期間の決定

当社は、解約不能なリース期間に、リースの延長オプションが行使されることが合理的に確実な場合にはその対象期間を、またはリースの解約オプションが行使されないことが合理的に確実な場合にはその対象期間を含めてリース期間を決定している。

当社は、延長オプションおよび解約オプションを含むリース契約を締結している。当社は、リースを更新または解約するオプションを行使すること、あるいは行使しないことが合理的に確実かどうかを評価する際に、判断を適用している。つまり、更新オプションまたは解約オプションのいずれかを行使する経済的インセンティブを生み出す関連要因をすべて考慮している。リース開始日後において、更新または解約のオプションを行使する能力または行使しない能力に影響を与える、当社の支配の及ぶ範囲内の重要な事象または状況の変化があった場合には、当社はリース期間を再評価する。

当社は、事務所のリース契約について、経営者が評価時点においてはリースの更新を見込んでいないため、更新期間をリース期間には含めていない。解約オプションについては、当該オプションの行使が合理的に確実な場合にのみ、リース期間の評価に考慮される。

2024年12月31日現在、将来の潜在的な（割引前）キャッシュ・アウトフロー約1,178,892シンガポールドル（2023年：1,178,892シンガポールドル）は、リースの延長が合理的に確実ではないため、リース負債には含まれていない。

見積りの不確実性の主な要因

翌事業年度において資産および負債の帳簿価額に重要な調整を生じさせる重大なリスクを有する、報告期間末現在の将来に関する主要な仮定および見積りの不確実性のその他の主な要因については、以下の通りである。当社は、財務書類作成時点で入手可能なパラメータに基づいて、仮定および見積りを行っている。しかしながら、既存の状況および将来の展開に関する仮定は、市場の変化または当社の支配の及ばない状況により変化する可能性がある。そのような変更が生じた場合は、仮定に反映される。

(a) リースの追加借入利率の見積り

当社は、リースに内在する金利を容易に決定することができないため、リース負債の測定には追加借入利率（以下「IBR」という。）を使用している。IBRとは、当社が、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率である。したがって、IBRは、当社が「支払わなければならないであろう」利率を反映するものであり、観察可能な利率が入手できない場合や、リース条件を反映するために利率を調整する必要がある場合には、見積りが必要となる。当社は、入手可能な場合には観察可能なインプット（市場金利等）を用いてIBRを見積っており、信用格付を含む特定の見積りを行う必要がある。

4. 収益

当社の収益は主に収益認識の時期により区分されており、FRS第115号の要求事項に従い、内訳は以下の表の通りである。

| | 2024年 | 2023年 |
|------------------------|------------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 一定の期間にわたり提供されるサービス： | | |
| - 管理報酬 | 6,915,157 | 4,463,436 |
| - ファンド経費手数料 | 288,289 | 378,811 |
| - 業務委託手数料 [*] | 5,464,478 | 3,071,875 |
| | 12,667,924 | 7,914,122 |

^{*} 当社は、CSOPアセット・マネジメント・リミテッドおよびCSOPインディシーズ・カンパニー・リミテッドから、サポート・サービス提供の対価として業務委託収入を受領している。

5. その他の収益

| | 2024年 | 2023年 |
|--------------|----------|----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 補助金収入(a) | 336,088 | 324,800 |
| 為替差益 | 42,218 | - |
| CITリベート現金補助金 | 2,000 | - |
| その他 | 20,147 | 2,531 |
| | 400,453 | 327,331 |

(a) 当事業年度において、雇用拡大奨励金（Jobs Growth Incentive）に基づき2024年3月までの対象期間に適格従業員に支払われた賃金に対し、シンガポール政府からゼロシンガポールドル（2023年：7,200シンガポールドル）の政府補助金を受領した。当社は受領した全額を補助金収入として認識した。これらの補助金には、未充足の条件や付随する偶発条件はない。

シンガポール金融管理局（MAS）は、公開市場への上場を支援するためのシンガポール株式市場補助金（Grant for Equity Market Singapore）制度、および変動資本会社（VCC）の設立に関連してシンガポール国内で実施された適格業務についてシンガポールを拠点とするサービス提供者への支払額を一部負担するための変動資本会社補助金（Variable Capital Grant）制度を導入した。当社は、336,088シンガポールドル（2023年：270,000シンガポールドル）およびゼロシンガポールドル（2023年：47,600シンガポールドル）を、それぞれ補助金収入として認識した。

6. 性質別費用内訳

重要な営業費用：

| | 2024年 | 2023年 |
|-----------------------|-----------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 広告宣伝費 | 436,984 | 401,219 |
| 監査報酬 | 34,000 | 33,266 |
| 支払手数料（トレーラー・フィー・リベート） | 1,813,358 | 843,140 |
| 従業員報酬 | 4,134,866 | 3,960,429 |
| 有形固定資産の減価償却費 | 40,292 | 43,622 |
| 使用権資産の減価償却費 | 369,166 | 369,166 |
| 交際費 | 22,935 | 41,687 |
| ファンド運営費用 | 951,429 | 1,632,481 |
| 保険費用 | 45,121 | - |
| 弁護士・専門家報酬 | 31,600 | 5,156 |
| 交通費 | 73,173 | 62,998 |
| 業務委託費 | 916,745 | 871,452 |
| その他 | 485,921 | 584,695 |

7. 税金

2024年および2023年12月31日に終了した事業年度の法人所得税費用の主な内訳は以下の通りである。

| | 2024年 | 2023年 |
|-----------------|----------|----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 利益に帰属する税金費用の内訳： | | |
| 当期税金 | 183,118 | - |

2024年および2023年12月31日に終了した事業年度における、会計上の（損失）/利益に適用税率を乗じた値から税金費用への調整は以下の通りである。

| | 2024年 | 2023年 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 税引前利益 / （損失） | 3,743,478 | (632,640) |
| 法定税率17%（2023年：17%）に基づく税金費用 / （収益） | 636,391 | (107,549) |
| 調整： | | |
| 益金不算入項目 | (4,642) | (1,224) |
| 損金不算入項目 | 5,600 | 10,700 |
| 過年度に繰延認識されていない | | |
| 税務上の欠損金の利用 | (368,171) | - |
| 税制上の優遇措置 | (86,060) | 98,073 |
| 損益認識された法人所得税費用 | 183,118 | - |

報告年度末現在、当社には未使用の税務上の欠損金がおおよそゼロシンガポールドル（2023年：2,165,712シンガポールドル）あり、税務当局高官（Comptroller of Income Tax）の同意が得られれば、将来の課税所得と相殺することが可能である。

2024年12月31日現在、シンガポールは、多国籍企業最低税法（Multinational Enterprise (Minimum Tax) Act 2024）を制定しており、グローバル税源浸食防止（GloBE）モデルルール（第2の柱）を施行するための関連下位法令を公表している。これは、いずれも2025年1月1日から効力が生じる所得合算ルール（IIR）に基づくトップアップ税および国内トップアップ税（DTT）に関連するものである。

当社は、第2の柱モデルルールから生じる繰延税金に関する会計処理の要求事項の一時的例外を適用している。このため、当社は第2の柱に関連する繰延税金資産および負債を認識しておらず、情報開示も行っていない。

2024年12月31日現在、当社は、第2の柱の適用が当社の財務書類に及ぼす財務上の影響に重要性はないと考えている。この情報は、当社の財務書類作成の過程において算出された利益および税金費用に基づく推定であり、法令を適用した場合に必要な特定の調整のみを考慮している。実効税率の計算は年度ごとに行われ、当年度は第2の柱の適用範囲外であるため、第2の柱を適用した場合に当社の業績が受ける実際の影響は大きく異なる可能性がある。

8. 有形固定資産

| | コンピューター | | | 合計 |
|---------------|-----------|----------|----------|----------|
| | およびソフトウェア | 器具および備品 | 建物付属設備 | |
| | シンガポールドル | シンガポールドル | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 取得原価： | | | | |
| 2023年1月1日現在 | 136,096 | 15,586 | 226,298 | 377,980 |
| 追加取得 | 17,026 | 6,069 | 52,612 | 75,707 |
| 2023年12月31日現在 | 153,122 | 21,655 | 278,910 | 453,687 |
| 追加取得 | 3,516 | 1,700 | - | 5,216 |
| 2024年12月31日現在 | 156,638 | 23,355 | 278,910 | 458,903 |
| 減価償却累計額： | | | | |
| 2023年1月1日現在 | 109,200 | 6,632 | 226,298 | 342,130 |
| 2023年度の減価償却費 | 15,940 | 3,568 | 24,114 | 43,622 |
| 2023年12月31日現在 | 125,140 | 10,200 | 250,412 | 385,752 |
| 2024年度の減価償却費 | 10,309 | 3,677 | 26,306 | 40,292 |
| 2024年12月31日現在 | 135,449 | 13,877 | 276,718 | 426,044 |
| 帳簿価額： | | | | |
| 2024年12月31日現在 | 21,189 | 9,478 | 2,192 | 32,859 |
| 2023年12月31日現在 | 27,982 | 11,455 | 28,498 | 67,935 |

9. リース / 使用权

当社には事務所のリース契約があり、リース期間は3年である。

認識された使用权資産の帳簿価額および期中の変動は以下の通りである。

| | 2024年 | 2023年 |
|----------|-----------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 取得原価： | | |
| 1月1日現在 | 584,512 | 953,678 |
| 減価償却費 | (369,166) | (369,166) |
| 12月31日現在 | 215,346 | 584,512 |

リース負債の帳簿価額および期中の変動は以下の通りである。

| | 2024年 | 2023年 |
|----------|-----------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 1月1日現在 | 601,434 | 961,688 |
| 利息の増加 | 17,658 | 32,709 |
| 支払額 | (392,964) | (392,963) |
| 12月31日現在 | 226,128 | 601,434 |

| | 2024年 | 2023年 |
|----------|----------|----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 流動 | 226,128 | 375,306 |
| 非流動 | - | 226,128 |
| 12月31日現在 | 226,128 | 601,434 |

リース負債の満期分析は注記18(d)に開示されている。

損益認識額は以下の通りである。

| | 2024年 | 2023年 |
|--------------|----------|----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 使用权資産の減価償却費 | 369,166 | 369,166 |
| リース負債に係る金利費用 | 17,658 | 32,709 |
| 損益認識額合計 | 386,824 | 401,875 |

当社のリースに係るキャッシュ・アウトフロー合計は2024年度においては392,964シンガポールドル（2023年：392,964シンガポールドル）であった。

財務活動から生じた負債の調整

以下の表は、現金および現金以外の変動を含む、財務活動から生じた当社の負債の変動の詳細を示している。財務活動から生じた負債とは、キャッシュ・フローが当社のキャッシュ・フロー計算書において財務活動によるキャッシュ・フローとして分類されたもの、または将来のキャッシュ・フローが将来的にそのように分類される予定のものである。

| | 2024年 | 財務キャッシュ | 金利費用 | 2024年 |
|-------|----------|-----------|----------|----------|
| | 1月1日現在 | ・フロー | | 12月31日現在 |
| | シンガポールドル | シンガポールドル | シンガポールドル | シンガポールドル |
| リース負債 | 601,434 | (392,964) | 17,658 | 226,128 |

| | 2023年 | 財務キャッシュ | 金利費用 | 2023年 |
|-------|----------|-----------|----------|----------|
| | 1月1日現在 | ・フロー | | 12月31日現在 |
| | シンガポールドル | シンガポールドル | シンガポールドル | シンガポールドル |
| リース負債 | 961,688 | (392,963) | 32,709 | 601,434 |

10. 現金および現金同等物

| | 2024年 | 2023年 |
|------|-----------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 銀行現金 | 1,404,079 | 1,756,030 |
| 定期預金 | 2,685,120 | - |
| | 4,089,199 | 1,756,030 |

2024年12月31日現在、当社はまた、当初通貨ベースで1,000,000米ドル（金利3.88%）、600,000米ドル（金利4.5%）、500,000シンガポールドル（金利2.7%）の定期預金を保有しており、いずれも預入期間は3か月である。

2024年12月31日および2023年12月31日現在の外貨建の現金および現金同等物は以下の通りである。

| | 2024年 | 2023年 |
|-------|-----------|----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 中国人民元 | 244,377 | 212,473 |
| 香港ドル | 1,453 | 126 |
| 米ドル | 2,882,419 | 483,225 |

11. 売掛金

| | 2024年 | 2023年 |
|-----------------------|-----------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 管理報酬およびファンド経費手数料に係る債権 | 2,119,477 | 1,292,687 |

当社の管理報酬およびファンド経費手数料に係る債権に含まれるのは、当社の管理下にあるファンドが債務者となっている債権で、支払期日未到来かつ履行状況が正常なものである。

これらの回収可能性は、債務者の信用状況を参照し、2024年および2023年12月31日現在の予想信用損失はわずかであると評価している。

2024年および2023年12月31日現在、管理報酬およびファンド経費手数料に係る債権に減損は認識されていない。当社はこの残高に対して担保を保有していない。

12. 関係会社に対する債権 / 債務

| | 2024年 | 2023年 |
|----------|------------------|------------------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 債権： | | |
| - 関係会社 | 720,808 | - |
| - 直接持株会社 | 4,584,684 | 2,716,342 |
| | <u>5,305,492</u> | <u>2,716,342</u> |
| 債務： | | |
| - 関係会社 | - | 175,657 |

関係会社に対する債権、直接持株会社に対する債権および関係会社に対する債務は、取引に関連する、無担保、無利息かつ要求払いのものである。

これらの回収可能性は、関係会社の信用状況を参照し、2024年および2023年12月31日現在の予想信用損失はわずかであると評価されている。

2024年および2023年12月31日現在、関係会社に対する債権に減損は認識されていない。当社はこの残高に対して担保を保有していない。

13. その他の債権および前払金

| | 2024年 | 2023年 |
|---------|----------|----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 払戻可能な預金 | 206,473 | 206,473 |
| その他の債権 | 27,022 | 318,817 |
| | 233,495 | 525,290 |
| 前払金 | 88,046 | 96,559 |
| | 321,541 | 621,849 |

14. 買掛金および未払費用

| | 2024年 | 2023年 |
|-------|-----------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 買掛金 | 2,136,614 | 880,491 |
| 未払人件費 | 1,572,616 | 1,105,004 |
| その他 | 265,481 | 162,556 |
| | 3,974,711 | 2,148,051 |

15. 株式資本

| | 2024年 | 2023年 | 2024年 | 2023年 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 株式数 | 株式数 | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 全額払込済の発行済株式： | | | | |
| 期首および期末現在 | 6,500,000 | 3,000,000 | 6,500,000 | 3,000,000 |
| 普通株式の発行 | - | 3,500,000 | - | 3,500,000 |
| | 6,500,000 | 6,500,000 | 6,500,000 | 6,500,000 |

普通株式の保有者は、当社が宣言した場合に配当金を受け取る権利を有する。普通株式はすべて1株につき1票の議決権が付されており、いかなる制限もない。普通株式は無額面株式である。

当事業年度において、当社は配当金の宣言および支払いは行っていない。

16. 関連当事者取引

財務書類の他の箇所に開示されている関連当事者情報に加え、当社は以下の通り関係会社および関連会社と当事者間での合意した条件に基づく取引を実施した。

| | 2024年 | 2023年 |
|----------------------------------|-----------|-----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 関係会社から請求された業務委託費 | 916,745 | 871,452 |
| 関係会社に請求した / に変わって回収した 業務委託手数料 | 5,464,478 | 3,071,875 |

経営幹部の報酬

| | 2024年 | 2023年 |
|-----------|-----------|----------|
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 給与および短期給付 | 1,043,782 | 524,240 |
| CPFへの拠出 | 20,399 | 14,640 |

17. 金融商品

(a) 金融商品の分類

以下の表は、財政状態計算書の金融資産および金融負債を、それらが分類される金融商品のカテゴリ別に分析したものである。

| | 償却原価で測定する金融資産 シンガポールドル |
|--------------|---------------------------|
| <u>2024年</u> | |
| 金融資産： | |
| 現金および現金同等物 | 4,089,199 |
| 売掛金 | 2,119,477 |
| 関係会社に対する債権 | 5,305,492 |
| 前払金を除くその他の債権 | 233,495 |
| 金融資産合計 | 11,747,663 |
| 負債合計： | |
| 買掛金および未払費用 | 3,974,711 |
| リース負債 | 226,128 |
| 金融負債合計 | 4,200,839 |
| <u>2023年</u> | |
| 金融資産： | |
| 現金および現金同等物 | 1,756,030 |
| 売掛金 | 1,292,687 |
| 関係会社に対する債権 | 2,716,342 |
| 前払金を除くその他の債権 | 525,290 |
| 金融資産合計 | 6,290,349 |
| 負債合計： | |
| 関係会社に対する債務 | 175,657 |
| 買掛金および未払費用 | 2,148,051 |
| リース負債 | 601,434 |
| 金融負債合計 | 2,925,142 |

(b) 公正価値

現金および現金等価物、関係会社に対する債権、売掛金および前払金を除くその他の債権、関係会社に対する債務、未払費用およびリース負債を含む当社の金融資産および金融負債の公正価値は、それらが短期間で回収もしくは決済されることから概ね帳簿価額と一致している。

18. 金融リスク管理目的および方針

取締役会は、当社の主なリスクは信用リスク、為替リスクおよび流動性リスクであると考えている。これらのリスクは、以下に要約した継続的な見直しと監視プロセスを通じて管理されている。

(a) 信用リスク

信用リスクとは、顧客が期日に債務を履行しないリスクであり、信用リスクへのエクスポージャーは継続的に監視されている。

現金および現金同等物、関係会社に対する債権、売掛金およびその他の債権の帳簿価額は、当社の信用リスクに対する最大エクスポージャーを表している。

現金および現金同等物は、信用力のある銀行に預け入れられている。関係会社に対する債権、売掛金およびその他の債権について、当社は、取引相手の直近の経営成績および財政状態を評価し、取引相手が事業を運営する業界の将来見通しに関する調整を加えた上で、ECLに重要性はないと結論付けた。期日経過または減損している金融資産はなく、期日経過または減損の恐れのある金融資産もない。

(b) 為替リスク

当社は、機能通貨以外の為替レートの変動に対するエクスポージャーを有している。外貨建の金融資産および金融負債の価額は為替レートの変動に伴い変動するため、当社は為替リスクにさらされている。

報告期間末現在、当該リスクを生じさせる通貨は主に中国人民元、香港ドルおよび米ドルである。当社は当該エクスポージャーをヘッジしていない。

以下の表は、中国人民元、香港ドルおよび米ドルの対当社機能通貨為替レートの合理的可能性のある変動に対する、当社の損益の感応度を示している（他のすべての変数を一定として）。

| | 為替レートの変動 | 損益への影響 |
|----------------------|----------|----------|
| | | シンガポールドル |
| <u>2024年12月31日現在</u> | | |
| 中国人民元 | +/-5% | (13,755) |
| 香港ドル | +/-5% | 73 |
| 米ドル | +/-5% | 176,135 |
| <u>2023年12月31日現在</u> | | |
| 中国人民元 | +/-5% | 10,624 |
| 香港ドル | +/-5% | 6 |
| 米ドル | +/-5% | 24,161 |

(c) 金利リスク管理

当社の金利エクスポージャーは、主に現金および現金同等物から生じている。

当社の定期預金の金利および返済条件は注記10に開示されている。

利付金融商品に関して合理的可能性のある金利の変動が当社の損益に重要な影響を与えることは想定されていないため、報告期間末現在の感応度分析は実施していない。

(d) 流動性リスク

流動性リスクとは、通常の下況下および厳しい状況下において、当社が期日の到来した返済義務を履行することが困難となるリスクである。当社の戦略は、流動資本を随時監視することにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小化することである。当社の金融負債は、関係会社に対する債務および未払費用で構成されている。関係会社に対する債務および未払費用は、契約上の満期はないが、通常、取引日から30日から60日以内に決済される。

当期および過年度の金融負債は、開示されているものを除き、すべて要求払いまたは報告日から1年以内に返済期日が到来するものであり、無利息である。

| | 帳簿価額 シンガポールドル | 1年未満 シンガポールドル | 1年から5年 シンガポールドル | 契約上の |
|--------------|------------------|------------------|--------------------|-----------------------|
| | | | | キャッシュ・フロー シンガポールドル |
| <u>2024年</u> | | | | |
| リース負債 | 226,128 | 229,229 | - | 229,229 |
| <u>2023年</u> | | | | |
| リース負債 | 601,434 | 392,964 | 229,229 | 622,193 |

19. 公正価値測定

公正価値は、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。その価格が直接観察可能であるのか他の評価技法を用いて見積られるのかは関係がない。

当社の金融資産および金融負債の公正価値は、当該金融商品が短期間で回収もしくは決済されることから概ね帳簿価額に一致している。

20. 資本管理

当社の資本は、株主に帰属する純資産で表されている。当社の資本管理の主な目的は、投資アドバイザー・サービスの提供を継続できるよう、継続企業としての当社の存続能力を維持することである。当社の経営者は資本構成を監視し、必要に応じて調整を行っている。2024年12月31日現在、当社の資本構成に変更はない。

当社は、シンガポール証券先物法に基づく資本市場サービス免許保有者であるため、財務資源が証券先物法に規定された金額を常に下回らないようにしなければならない。当社は事業年度を通じて、外部から課される規制資本要件をすべて遵守している。

21. 組替えおよび比較数値

当年度の財務書類との比較可能性を高めるため、前年度の財務書類に特定の組替えを行っている。運用ファンドは当社の関連当事者ではないというグループの方針に整合させるための組替えである。

このため、財政状態計算書、キャッシュ・フロー計算書および関連する財務書類に対する注記において、一部の科目が修正されている。比較数値は当年度の表示に合わせて調整されている。

以下の科目の組替えが行われた。

| | 2023年12月31日現在 | |
|---------------------|---------------|-------------|
| | 過年度報告額 | 組替再表示 |
| | シンガポールドル | シンガポールドル |
| 財政状態計算書 | | |
| 売掛金 | - | 1,292,687 |
| 関係会社に対する債権 | 4,009,029 | 2,716,342 |
| キャッシュ・フロー計算書 | | |
| 売掛金の減少 | - | 1,753 |
| 関係会社に対する債務の増加 | (1,988,848) | (1,990,601) |

22. 財務書類の承認

2024年12月31日に終了した事業年度の当社の財務書類は、2025年8月29日の取締役会決議により発行が承認された。

[次へ](#)

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
31 December 2024

| | Note | 2024 S\$ | 2023 S\$ |
|--|------|-------------------|------------------|
| <u>ASSETS</u> | | | |
| Current assets | | | |
| Cash and cash equivalents | 10 | 4,089,199 | 1,756,030 |
| Trade receivables | 11 | 2,119,477 | 1,292,687 |
| Amounts due from related companies | 12 | 5,305,492 | 2,716,342 |
| Other receivables and prepayments | 13 | 321,541 | 621,849 |
| Total current assets | | 11,835,709 | 6,386,908 |
| Non-current assets | | | |
| Plant and equipment | 8 | 32,859 | 67,935 |
| Right-of-use assets | 9 | 215,346 | 584,512 |
| Total non-current assets | | 248,205 | 652,447 |
| Total assets | | 12,083,914 | 7,039,355 |
| <u>LIABILITIES AND EQUITY</u> | | | |
| Current liabilities | | | |
| Amounts due to related companies | 12 | - | 175,657 |
| Trade payables and accrued expenses | 14 | 3,974,711 | 2,148,051 |
| GST payable | | 64,800 | 39,416 |
| Lease liabilities | 9 | 226,128 | 375,306 |
| Tax payable | | 183,118 | - |
| Total current liabilities | | 4,448,757 | 2,738,430 |
| Non-current liability | | | |
| Lease liabilities | 9 | - | 226,128 |
| Capital and reserves | | | |
| Share capital | 15 | 6,500,000 | 6,500,000 |
| Retained Earnings/(Accumulated losses) | | 1,135,157 | (2,425,203) |
| Total equity | | 7,635,157 | 4,074,797 |
| Total liabilities and equity | | 12,083,914 | 7,039,355 |

See accompanying notes to financial statements

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

Year ended 31 December 2024

| | <u>Note</u> | <u>2024</u> | <u>2023</u> |
|--|-------------|------------------|------------------|
| | | S\$ | S\$ |
| Revenue | | | |
| Fee income | 4 | 12,667,924 | 7,914,122 |
| Interest income | | 48,349 | 7,927 |
| Other income | 5 | 400,453 | 327,331 |
| Operating income | | 13,116,726 | 8,249,380 |
| Expenses | | | |
| Advertising, promotion and selling expenses | 6 | (2,250,342) | (1,244,359) |
| Administrative expenses | 6 | (6,153,819) | (5,972,471) |
| Fund operating expenses | 6 | (951,429) | (1,632,481) |
| Finance costs | | (17,658) | (32,709) |
| Profit/(loss) before taxation | | 3,743,478 | (632,640) |
| Taxation | 7 | (183,118) | - |
| | | <u>3,560,360</u> | <u>(632,640)</u> |
| Net profit/(loss) for the year, representing total comprehensive income/(loss) for the year | | <u>3,560,360</u> | <u>(632,640)</u> |

See accompanying notes to financial statements

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
Year ended 31 December 2024

| | Attributable to equity holder of the Company | | |
|---|--|--|--------------|
| | Share capital | Retained earnings / (Accumulated losses) | Total equity |
| | S\$ | S\$ | S\$ |
| Balance at 31 December 2022 and at 1 January 2023 | 3,000,000 | (1,792,563) | 1,207,437 |
| Issue of share capital | 3,500,000 | - | 3,500,000 |
| Total comprehensive loss for the year | - | (632,640) | (632,640) |
| At 31 December 2023 | 6,500,000 | (2,425,203) | 4,074,797 |
| Issue of share capital | - | - | - |
| Total comprehensive income for the year | - | 3,560,360 | 3,560,360 |
| At 31 December 2024 | 6,500,000 | 1,135,157 | 7,635,157 |

See accompanying notes to financial statements

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

STATEMENT OF CASH FLOWS
Year ended 31 December 2024

| | Note | 2024 S\$ | 2023 S\$ |
|--|------|------------------|--------------------|
| Cash flows from operating activities | | | |
| Profit/(loss) before taxation | | 3,743,478 | (632,640) |
| Adjustments for: | | | |
| Depreciation on right-of-use asset | 9 | 369,166 | 369,166 |
| Depreciation on plant and equipment | 8 | 40,292 | 43,622 |
| Interest expense on lease liabilities | 9 | 17,658 | 32,709 |
| Operating cash flows before movements in working capital | | <u>4,170,594</u> | <u>(187,143)</u> |
| Changes in working capital: | | | |
| (Increase)/decrease in trade receivables | | (826,790) | 1,753 |
| (Increase) in amount due from related companies | | (2,589,150) | (1,990,601) |
| (Decrease)/increase in amount due to related companies | | (175,657) | 175,657 |
| Decrease in other receivables and prepayments | | 300,308 | 137,938 |
| Increase/(decrease) in trade payables and accrued expenses | | 1,826,660 | (212,765) |
| Increase/(decrease) in GST payable | | 25,384 | (53,540) |
| Net cash generated/(used in) from operations activities | | <u>2,731,349</u> | <u>(2,128,701)</u> |
| Cash flows from investing activity: | | | |
| Purchases of plant and equipment | 8 | (5,216) | (75,707) |
| Net cash flows used in investing activity | | <u>(5,216)</u> | <u>(75,707)</u> |
| Cash flows from financing activities: | | | |
| Issuance of ordinary shares | 15 | - | 3,500,000 |
| Interest paid on lease liabilities | 9 | (17,658) | (32,709) |
| Payment of principal portion of lease liabilities | 9 | (375,306) | (360,254) |
| Net cash (used in)/generated from financing activities | | <u>(392,964)</u> | <u>3,107,037</u> |
| Net increase in cash and cash equivalents | | 2,333,169 | 902,629 |
| Cash and cash equivalents at beginning of year | | <u>1,756,030</u> | <u>853,401</u> |
| Cash and cash equivalents at end of year | 10 | <u>4,089,199</u> | <u>1,756,030</u> |

See accompanying notes to financial statements

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****31 December 2024****1. CORPORATE INFORMATION**

CSOP Asset Management Pte. Ltd. (the "Company") is a limited private company incorporated in Singapore with limited liability on 30 April 2018. As at 31 December 2024, the registered office of the Company is located at 1 Temasek Avenue, #18-03 Millenia Tower, Singapore 039192. Subsequently, the Company relocated to 8 Marina View, #36-05 Asia Square Tower 1, Singapore 018960.

The Company is wholly-owned by CSOP Asset Management Limited, which is a limited liability company incorporated in Hong Kong. The Company's ultimate holding company is China Southern Fund Management Co. Ltd., (the "ultimate holding company"), which is incorporated in the People's Republic of China.

The principal activity of the Company is the provision of fund management services.

1.1 Basis of preparation

The financial statements of the Company have been prepared on the historical cost basis, except as disclosed in the material accounting policy information, and are drawn up in accordance with the provisions of the Companies Act 1967 and Financial Reporting Standards in Singapore ("FRSs").

The financial statements are presented in Singapore Dollars ("S\$"), which is the Company's functional currency.

1.2 Adoption of new and revised standards

The accounting policies adopted are consistent with those of the previous financial year except that in the current financial year, the Company has adopted all the new and revised standards and interpretations which are effective for annual financial periods beginning on or after 1 January 2024.

The adoption of these new and revised standards has not had any material impact on the disclosures or on the amounts reported in these financial statements.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

1. CORPORATE INFORMATION (CONT'D)

1.3 Standards issued but not yet effective

The Company has not yet adopted the following FRS pronouncements applicable to the Company that have been issued but are not yet effective:

| Descriptions | Effective for annual periods beginning on or after |
|---|--|
| Amendments to FRS 21: <i>Lack of Exchangeability</i> | 1 January 2025 |
| Amendments to FRS 109 and FRS 107: <i>Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments</i> | 1 January 2026 |
| Annual Improvements to FRSs – Volume 11 | 1 January 2026 |
| FRS 118: <i>Presentation and Disclosure in Financial Statements</i> | 1 January 2027 |

Management do not expect that the adoption of the standards listed above will have a material impact on the financial statements of the Company in the period of initial adoption, except for the following:

FRS 118 Presentation and Disclosures in Financial Statements

FRS 118 replaces FRS 1 Presentation of Financial Statements, carrying forward many of the requirements in FRS 1 unchanged and complementing them with new requirements. In addition, some FRS 1 paragraphs have been moved to FRS 8 Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates, Errors and FRS 107 Financial Instruments: Disclosures. Furthermore, minor amendments to FRS 7 Statement of Cash Flows and FRS 33 Earnings per Share have been made.

FRS 118 introduces new requirements to:

- present specified categories and defined subtotals in the statement of profit or loss.
- provide disclosures on management-defined performance measures (MPMs) in the notes to the financial statements.
- improve aggregation and disaggregation.

An entity is required to apply FRS 118 for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2027, with earlier application permitted. The amendments to FRS 7, as well as the revised FRS 8 and FRS 107, become effective when an entity applies FRS 118. FRS 118 requires retrospective application with specific transition provisions.

The Company is still in the process of assessing the impact of the new standards, particularly with respect to the structure of the Company's statement of profit or loss and additional disclosures required for MPMs.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024**2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION**

The following is a summary of the significant accounting and reporting policies used in preparing the financial statements:

2.1 Foreign currency transactions

The financial statements of the company are measured and presented in the currency of the primary economic environment in which the company operates (its functional currency).

Transactions in foreign currencies are measured in the functional currency of the Company and are recorded on initial recognition in the functional currency at exchange rates approximating those ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rate of exchange ruling at the end of the reporting period. Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated using the exchange rates as at the dates of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was determined.

Exchange differences arising on the settlement of monetary items or on translating monetary items at the end of the reporting period are recognised in profit or loss.

2.2 Financial instruments**(a) Financial assets****Initial recognition and measurement**

Financial assets are recognised when, and only when the entity becomes party to the contractual provisions of the instrument.

At initial recognition, the Company measures a financial asset at its fair value plus, in the case of a financial asset not at Fair Value through Profit or Loss ("FVPL"), transaction costs that are directly attributable to the acquisition of the financial asset. Transaction costs of financial assets carried at FVPL are expensed in profit or loss.

Subsequent measurement***Investments in debt instruments***

Subsequent measurement of debt instruments depends on the Company's business model for managing the asset and the contractual cash flow characteristics of the asset. The three measurement categories for classification of debt instruments are amortised cost, Fair Value through Other Comprehensive Income ("FVOCI") and FVPL. The Company only has debt instruments at amortised cost.

Financial assets that are held for the collection of contractual cash flows where those cash flows represent solely payments of principal and interest are measured at amortised cost. Financial assets are measured at amortised cost using the effective interest method, less impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the assets are derecognised or impaired, and through the amortisation process.

The Company's financial assets at amortised cost include cash and cash equivalents, amounts due from related companies and other receivables.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****31 December 2024****2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (CONT'D)****2.2 Financial assets and financial liabilities (cont'd)****(a) Financial assets (cont'd)**Derecognition

A financial asset is derecognised when the contractual right to receive cash flows from the asset has expired. On derecognition of a financial asset in its entirety, the difference between the carrying amount and the sum of the consideration received (and, where applicable, any cumulative gain or loss that has been recognised in other comprehensive income) is recognised in profit or loss.

(b) Financial liabilities and equityClassification as debt or equity

Debt and equity instruments are classified as either financial liabilities or as equity in accordance with the substance of the contractual arrangements and the definitions of a financial liability and an equity instrument.

Equity instruments

An equity instrument is any contract that evidences a residual interest in the assets of an entity after deducting all of its liabilities. Equity instruments issued by the company are recognised at the proceeds received, net of direct issue costs.

Initial recognition and measurement

Financial liabilities are recognised when, and only when, the Company becomes a party to the contractual provisions of the financial instrument. The Company determines the classification of its financial liabilities at initial recognition.

All financial liabilities are recognised initially at fair value plus in the case of financial liabilities not at FVPL, directly attributable transaction costs.

The Company's financial liabilities at amortised cost include amounts due to related companies and accrued expenses.

Subsequent measurement

After initial recognition, financial liabilities that are not carried at FVPL are subsequently measured at amortised cost using the effective interest method.

Gains and losses are recognised in profit or loss when the liabilities are derecognised, and through the amortisation process.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**
31 December 2024**2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (CONT'D)****2.2 Financial assets and financial liabilities (cont'd)****(b) Financial liabilities and equity****Derecognition**

A financial liability is derecognised when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expires. When an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and the recognition of a new liability, and the difference in the respective carrying amounts is recognised in profit or loss.

2.3 Impairment of financial assets

The Company recognises an allowance for expected credit losses ("ECLs") for all debt instruments not held at FVPL. ECLs are based on the difference between the contractual cash flows due in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at an approximation of the original effective interest rate.

The expected cash flows will include cash flows from the sale of collateral held or other credit enhancements that are integral to the contractual terms.

ECLs are recognised in two stages. For credit exposures for which there has not been a significant increase in credit risk since initial recognition, ECLs are provided for credit losses that result from default events that are possible within the next 12-months (a 12-month ECL). For those credit exposures for which there has been a significant increase in credit risk since initial recognition, a loss allowance is recognised for credit losses expected over the remaining life of the exposure, irrespective of timing of the default (a lifetime ECL).

For deposit, the Company applies a simplified approach in calculating ECLs.

Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date. The Company has established a provision matrix that is based on its historical credit loss experience, adjusted for forward-looking factors specific to the debtors and the economic environment which could affect debtors' ability to pay.

The Company considers a financial asset in default when contractual payments are 60 days past due. However, in certain cases, the Company may also consider a financial asset to be in default when internal or external information indicates that the Company is unlikely to receive the outstanding contractual amounts in full before taking into account any credit enhancements held by the Company. A financial asset is written off when there is no reasonable expectation of recovering the contractual cash flows.

2.4 Plant and equipment

All items of plant and equipment are initially recorded at cost. Such cost includes the cost of replacing part of the plant and equipment and borrowing costs that are directly attributable to the acquisition, construction or production of a qualifying plant and equipment. The cost of an item of plant and equipment is recognised as an asset if and only if, it is probable that future economic benefits associated with the item will flow to the Company and the cost of the item can be measured reliably.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (CONT'D)**2.4 Plant and equipment (cont'd)**

Subsequent to recognition, plant and equipment are measured at cost less accumulated depreciation and accumulated impairment losses. Depreciation of an asset begins when it is available for use and is computed on a straight-line basis over the estimated useful lives of the assets as follows:

| | | |
|------------------------|---|-----------------|
| Leasehold improvements | - | over lease term |
| Furniture and fixtures | - | 5 years |
| Computer and software | - | 3 to 5 years |

An item of plant and equipment is derecognised upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gain or loss on derecognition of the asset is included in the profit or loss in the year the asset is derecognised.

The carrying values of plant and equipment are reviewed for impairment when events or changes in circumstances indicate that the carrying value may not be recoverable.

The residual value, useful life and depreciation method are reviewed at each financial year-end, and adjusted prospectively, if appropriate.

2.5 Leases

The Company assesses at contract inception whether a contract is, or contains, a lease. That is, if the contract conveys the right to control the use of an identified asset for a period of time in exchange for consideration.

Company as a lessee

The Company applies a single recognition and measurement approach for all leases, except for short-term leases and leases of low-value assets. The Company recognises lease liabilities to make lease payments and right-of-use assets representing the right to use the underlying assets.

(a) Right-of-use assets

The Company recognises right-of-use assets at the commencement date of the lease (i.e., the date the underlying asset is available for use). Right-of-use are measured at cost, less any accumulated depreciation and impairment losses, and adjusted for any remeasurement of lease liabilities. The cost of right-of-use assets includes the amount of lease liabilities recognised, initial direct costs incurred, and lease payments made at or before the commencement date less any lease incentives received. Right-of-use assets are depreciated on straight-line basis over the shorter of the lease term and the estimated useful lives of the respective contracts.

If ownership of the leased asset transfers to the Company at the end of the lease term or the cost reflects the exercise of a purchase option, depreciation is calculated using the estimated useful life of the asset.

The right-of-use assets are also subject to impairment. Refer to the accounting policies in section 2.10 Impairment of non-financial assets.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (CONT'D)**2.5 Leases (cont'd)****(b) Lease liabilities**

At the commencement date of lease, the Company recognises lease liabilities measured at the present value of lease payments to be made over the lease term. The lease payments include fixed payments (including in-substance fixed payments) less any lease incentives receivable, variable lease payments that depend on an index or a rate, and amounts expected to be paid under residual value guarantees. The lease payments also include the exercise price of a purchase option reasonably certain to be exercised by the Company and payments of penalties for terminating the lease, if the lease term reflects the Company exercising the option to terminate. Variable lease payments that do not depend on an index or a rate are recognised as expenses in the period in which the event or condition that triggers the payment occurs.

In calculation of the present value of lease payments, the Company uses its incremental borrowing rate at the lease commencement date because the interest rate implicit in the lease is not readily determinable. After the commencement date, the amount of lease liabilities is increased to reflect the accretion of interest and reduced for the lease payments made. In addition, the carrying amount of lease liabilities is remeasured if there is a modification, a change in the lease term, a change in the lease payments (e.g., changes to future payments resulting from a change in an index or rate used to determine such lease payments) or a change in the assessment of an option to purchase the underlying asset.

For the Company's lease liabilities, please refer to Note 9.

2.6 Revenue

Revenue is measured based on the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for transferring promised goods or services to a customer, excluding amounts collected on behalf of third parties.

Revenue is recognised when the Company satisfies a performance obligation by transferring a promised good or service to the customer, which is when the customer obtains control of the good or service. A performance obligation may be satisfied at a point in time or over time. The amount of revenue recognised is the amount allocated to the satisfied performance obligation.

Management fee

Management fee is recognised based on pre-defined rates over the subscription value or initial asset under management ("AUM") of all managed funds as determined between the Company and the funds under its management on an accrual basis and when the performance obligations are completed.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****31 December 2024****2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (CONT'D)****2.6 Revenue (cont'd)***Fund expense fee*

Fund expense fee is received from the funds in respect of the establishment of the Segregated Portfolio and the ongoing costs and expenses of service providers to the funds in respect of the Segregated Portfolio.

Outsourcing service fee

Outsourcing service fee is recognised when the services are performed and all criteria for acceptance by the customer have been satisfied.

2.7 Employee benefits - defined contribution plans

The Company makes contributions to the Central Provident Fund ("CPF") scheme in Singapore, a defined contribution pension scheme. These contributions are recognised as an expense in the financial period in which the related service is performed.

2.8 Share capital

Proceeds from issuance of ordinary shares are recognised as share capital in equity. Incremental costs directly attributable to the issuance of ordinary shares are deducted against share capital.

2.9 Taxes**(a) Current income tax**

Current income tax assets and liabilities for the current and prior periods are measured at the amount expected to be recovered from or paid to the taxation authorities. The tax rates and tax laws used to compute the amount are those that are enacted or substantively enacted at the end of the reporting period.

Current income taxes are recognised in profit or loss except to the extent that the tax relates to items recognised directly in other comprehensive income or directly in equity.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (CONT'D)

2.9 Taxes (cont'd)

(b) *Deferred tax*

Deferred tax is provided using the liability method on temporary differences at the end of the reporting period between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amount for financial reporting purposes.

Deferred tax liabilities are recognised for all temporary differences, except:

- Where the deferred tax liability arises from the initial recognition of goodwill or of an asset or liability in a transaction that is not a business combination and, at the time of the transaction, affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss; and
- In respect of taxable temporary differences associated with investments in subsidiaries, associates and interests in joint ventures, where the timing of the reversal of the temporary differences can be controlled and it is probable that the temporary differences will not reverse in the foreseeable future.

Deferred tax assets are recognised for all deductible temporary differences, carry forward of unused tax credits and unused tax losses, to the extent that it is probable that taxable profit will be available against which the deductible temporary differences, and the carry forward of unused tax credits and unused tax losses can be utilised except:

- Where the deferred tax asset relating to the deductible temporary difference arises from the initial recognition of an asset or liability in a transaction that is not a business combination and, at the time of the transaction, affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss; and
- In respect of deductible temporary differences associated with investments in subsidiaries, associates and interests in joint ventures, deferred tax assets are recognised only to the extent that it is probable that the temporary differences will reverse in the foreseeable future and taxable profit will be available against which the temporary differences can be utilised.

The carrying amount of deferred tax assets is reviewed at the end of each reporting period and reduced to the extent that it is no longer probable that sufficient taxable profit will be available to allow all or part of the deferred tax asset to be utilised. Unrecognised deferred tax assets are reassessed at the end of each reporting period and are recognised to the extent that it has become probable that future taxable profit will allow the deferred tax asset to be recovered.

Deferred tax assets and liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply to the financial year when the asset is realised or the liability is settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted at the end of the reporting period.

Deferred tax relating to items recognised outside profit or loss is recognised outside profit or loss. Deferred tax items are recognised in correlation to the underlying transaction either in other comprehensive income or directly in equity.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****31 December 2024****2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (CONT'D)****2.9 Taxes (cont'd)****(b) Deferred tax (cont'd)**

Deferred tax assets and deferred tax liabilities are offset, if a legally enforceable right exists to set-off current income tax assets against current income tax liabilities and the deferred taxes relate to the same taxable entity and the same taxation authority.

(c) Goods and Service Tax (GST)

Revenues, expenses and assets are recognised net of the amount of GST except:

- where the GST incurred on purchase of assets or services is not recoverable from the taxation authority, in which case the GST is recognised as part of the cost of acquisition of the asset or as part of the expense item as applicable; and
- receivables and payables that are stated with the amount of GST include.

The net amount of GST recoverable from, or payable to, the taxation authority is included as part of receivables or payables in the statement of financial position.

2.10 Impairment of non-financial assets

The Company reviews the carrying amounts of its non-financial assets as at each reporting date to assess for any indication of impairment loss. If any such indication exists, the recoverable amount of the asset is estimated in order to determine the extent of the impairment loss (if any). Where it is not possible to estimate the recoverable amount of an individual asset, the Company estimates the recoverable amount of the cash-generating unit to which the asset belongs.

The recoverable amount of an asset or cash-generating unit is the higher of its fair value less costs to sell and its value in use. In assessing value in use, the estimated future cash flows are discounted to their present value using a pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the asset.

An impairment loss for the amount by which the asset's carrying amount exceeds the recoverable amount is recognised immediately in profit or loss, unless the relevant asset is carried at a revalued amount, in which case the impairment loss is treated as a revaluation decrease.

Where an impairment loss subsequently reverses, the carrying amount of the asset (cash-generating unit) is increased to the revised estimate of its recoverable amount, but so that the increased carrying amount does not exceed the carrying amount that would have been determined had no impairment loss been recognised for the asset (cash-generating unit) in prior years. A reversal of an impairment loss is recognised immediately in profit or loss, unless the relevant asset is carried at a revalued amount, in which case the reversal of the impairment loss is treated as a revaluation increase.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****31 December 2024****2. MATERIAL ACCOUNTING POLICY INFORMATION (CONT'D)****2.11 Cash and cash equivalents**

Cash and cash equivalents comprise cash and bank balances, and fixed deposits (with original maturities of three months or less) that are readily convertible to a known amount of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value.

2.12 Government grants

Government grants are recognised as a receivable when there is reasonable assurance that the grant will be received and all attached conditions will be complied with.

When the grant relates to an expense item, it is recognised as income on a systematic basis over the periods that the related costs, for which it is intended to compensate, are expensed. When the grant relates to an asset, the fair value is recognised as deferred income on the statement of financial position and is recognised as income in equal amounts over the expected useful life of the related asset.

When loans or similar assistance are provided by governments or related institutions with an interest rate below the current applicable market rate, the effect of this favourable interest is regarded as additional government grant.

3. CRITICAL ACCOUNTING JUDGEMENTS AND KEY SOURCES OF ESTIMATION UNCERTAINTY

The preparation of the Company's financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the reported amounts of financial statements and accompanying notes at the end of each reporting period. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcome that requires a material adjustment to the carrying amount of the asset or liability affected in the future periods.

Critical judgements made in applying material accounting policies

In the process of applying the Company's accounting policies, management has made the following judgement apart from those involving estimations, which has the most significant effect on the amounts recognised in the financial statements.

Determining the lease term of contracts with renewal and termination options

The Company determines the lease term as the non-cancellable term of the lease, together with any periods covered by an option to extend the lease if it is reasonably certain to be exercised, or any periods covered by an option to terminate the lease, if it is reasonably certain not to be exercised.

The Company has a lease contract that includes extension and termination options. The Company applies judgement in evaluating whether it is reasonably certain whether or not to exercise the option to renew or terminate the lease. That is, it considers all relevant factors that create an economic incentive for it to exercise either the renewal or termination. After the commencement date, the Company reassess the lease term if there is a significant event or change in circumstances that is within its control and affects its ability to exercise or not to exercise the option to renew or terminate.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. CRITICAL ACCOUNTING JUDGEMENTS AND KEY SOURCES OF ESTIMATION UNCERTAINTY (CONT'D)***Critical judgements made in applying material accounting policies (cont'd)******Determining the lease term of contracts with renewal and termination options (cont'd)***

The Company excluded the renewal period as part of the lease term for leased office premise as management do not expect to renew the lease at this point in time. The periods covered by termination options are included as part of the lease term only when they are reasonably certain to be exercised.

As at 31 December 2024, potential future (undiscounted) cash outflows of approximately S\$1,178,892 (2023 : S\$1,178,892) have not been included in lease liabilities because it is not reasonably certain that the leases will be extended.

Key sources of estimation uncertainty

The key assumptions concerning the future and other key sources of estimation uncertainty at the end of the reporting period that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial year are discussed below. The Company based its assumptions and estimates on parameters available when the financial statements was prepared. Existing circumstances and assumptions about future developments, however, may change due to market changes or circumstances arising beyond the control of the Company. Such changes are reflected in the assumptions when they occur.

(a) *Estimating the incremental borrowing rate for leases*

The Company cannot readily determine the interest rate implicit in the lease, therefore, it uses its incremental borrowing rate ("IBR") to measure lease liabilities. The IBR is the rate of interest that the Company would have to pay to borrow over a similar term, and with a similar security, the funds necessary to obtain an asset of a similar value to the right-of-use asset in a similar economic environment. The IBR therefore reflects what the Company 'would have to pay', which requires estimation when no observable rates are available or when they need to be adjusted to reflect the terms and conditions of the lease. The Company estimates the IBR using observable inputs (such as market interest rates) when available and is required to make certain estimates including its credit rating.

4. REVENUE

The Company revenue is disaggregated primarily by timing of revenue recognition and disaggregation disclosure is shown in the following table in accordance with FRS 115 requirements.

| | 2024 | 2023 |
|------------------------------|-------------------|------------------|
| | S\$ | S\$ |
| Services rendered over time: | | |
| - Management fees | 6,915,157 | 4,463,436 |
| - Fund expense fee | 288,289 | 378,811 |
| - Outsourcing service fee* | 5,464,478 | 3,071,875 |
| | <u>12,667,924</u> | <u>7,914,122</u> |

* The Company receives outsourcing income from CSOP Asset Management Limited and CSOP Indices Company Limited as compensation for providing support services.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

5. OTHER INCOME

| | 2024 | 2023 |
|-----------------------------|----------------|----------------|
| | S\$ | S\$ |
| Grant income ^(a) | 336,088 | 324,800 |
| Foreign exchange gain | 42,218 | - |
| CIT rebate cash grant | 2,000 | - |
| Other income | 20,147 | 2,531 |
| | <u>400,453</u> | <u>327,331</u> |

- (a) During the financial year, government grants amounting to S\$Nil (2023 : S\$7,200) have been received from the Singapore Government for wages paid to eligible employees for the qualifying period up to March 2024 under the Jobs Growth Incentive. The Company recognised the entire amount received in grant income. There are no unfulfilled conditions or contingencies attached to these grants.

MAS introduced the Grant for Equity Market Singapore scheme to support listings in public market and the Variable Capital Grant Scheme to co-fund Singapore-based service providers for qualifying work performed in Singapore in relation to the incorporation of a VCC. The Company recognised S\$336,088 (2023 : S\$270,000) and S\$Nil (2023 : S\$47,600) in grant income respectively.

6. EXPENSES BY NATURE

Significant operating expenses are:

| | 2024 | 2023 |
|---|----------------|----------------|
| | S\$ | S\$ |
| Advertising fees | 436,984 | 401,219 |
| Auditor's remuneration | 34,000 | 33,266 |
| Commission expenses (Trailer fee rebate) | 1,813,358 | 843,140 |
| Employee remuneration | 4,134,866 | 3,960,429 |
| Depreciation of property, plant and equipment | 40,292 | 43,622 |
| Depreciation of right-of-use assets | 369,166 | 369,166 |
| Entertainment expense | 22,935 | 41,687 |
| Fund operating expenses | 951,429 | 1,632,481 |
| Insurance expenses | 45,121 | - |
| Legal and professional fees | 31,600 | 5,156 |
| Travelling expense | 73,173 | 62,998 |
| Outsourcing service fee expense | 916,745 | 871,452 |
| Others | 485,921 | 584,695 |
| | <u>485,921</u> | <u>584,695</u> |

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

7. TAXATION

The major components of income tax expense for the financial year ended 31 December 2024 and 2023 are:

| | 2024 | 2023 |
|---|---------|------|
| | S\$ | S\$ |
| Tax expense attributable to profit is made up of: | | |
| Current income tax | 183,118 | - |

A reconciliation between tax expense and the product of accounting (loss)/profit multiplied by the applicable rate for the financial year ended 31 December 2024 and 2023 were as follows:

| | 2024 | 2023 |
|---|-----------|-----------|
| | S\$ | S\$ |
| Profit/(loss) before taxation | 3,743,478 | (632,640) |
| Tax expense/(credit) at statutory rate of 17% (2023 : 17%) | 636,391 | (107,549) |
| Adjustments: | | |
| Income not subject to tax | (4,642) | (1,224) |
| Expenses not deductible for tax | 5,600 | 10,700 |
| Utilisation of previously unrecognised tax losses | (368,171) | - |
| Tax concessions | (86,060) | 98,073 |
| Income tax expense recognised in profit or loss | 183,118 | - |

At the end of the reporting year, the Company has unutilised tax losses amounting to approximately S\$Nil (2023 : S\$2,165,712) which are available for offset against future chargeable income subject to agreement by the Comptroller of Income Tax.

As at 31 December 2024, Singapore has enacted the Multinational Enterprise (Minimum Tax) Act 2024 and published the related subsidiary legislations to implement the Global Anti-Base Erosion (GloBE) Model Rules (Pillar Two) relating to top-up tax under the Income Inclusion Rule (IIR) and the Domestic Top-up Tax (DTT), both which will take effect from 1 January 2025.

The Company has applied the temporary exception from the accounting requirements for deferred taxes arising from Pillar Two model rules. Accordingly, the Company neither recognizes nor discloses information about deferred tax assets and liabilities related to Pillar Two.

As at 31 December 2024, the Company estimates that the financial impact arising from implementation of Pillar Two on the Company's financial statements is not expected to be material. This information is estimated based on the profits and tax expense determined as part of the preparation of the Company's financial statements, considering only certain adjustments that would have been required applying the legislation. Because the computation of the effective tax rate is on a year-on-year basis and the current financial year is not within the scope of Pillar Two, the actual impact that the Pillar Two would have had on the Company's results upon implementation may be significantly different.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

8. PLANT AND EQUIPMENT

| | Computers and software | Furniture and fixtures | Leasehold improvements | Total |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------|
| | S\$ | S\$ | S\$ | S\$ |
| Cost: | | | | |
| At 1 January 2023 | 136,096 | 15,586 | 226,298 | 377,980 |
| Additions | 17,026 | 6,069 | 52,612 | 75,707 |
| At 31 December 2023 | 153,122 | 21,655 | 278,910 | 453,687 |
| Additions | 3,516 | 1,700 | - | 5,216 |
| At 31 December 2024 | 156,638 | 23,355 | 278,910 | 458,903 |
| Accumulated depreciation: | | | | |
| At 1 January 2023 | 109,200 | 6,632 | 226,298 | 342,130 |
| Charge for 2023 | 15,940 | 3,568 | 24,114 | 43,622 |
| At 31 December 2023 | 125,140 | 10,200 | 250,412 | 385,752 |
| Charge for 2024 | 10,309 | 3,677 | 26,306 | 40,292 |
| At 31 December 2024 | 135,449 | 13,877 | 276,718 | 426,044 |
| Carrying amount: | | | | |
| At 31 December 2024 | 21,189 | 9,478 | 2,192 | 32,859 |
| At 31 December 2023 | 27,982 | 11,455 | 28,498 | 67,935 |

9. LEASES / RIGHT-OF-USE

The Company has lease contract for its office premises with lease term of 3 years.

Set out below are the carrying amounts of right-of-use assets recognised and the movements during the period:

| | 2024 | 2023 |
|----------------------|-----------|-----------|
| | S\$ | S\$ |
| Cost: | | |
| At 1 January | 584,512 | 953,678 |
| Depreciation expense | (369,166) | (369,166) |
| At 31 December | 215,346 | 584,512 |

Set out below are the carrying amounts of lease liabilities and the movements during the period:

| | 2024 | 2023 |
|-----------------------|-----------|-----------|
| | S\$ | S\$ |
| At 1 January | 601,434 | 961,688 |
| Accretion of interest | 17,658 | 32,709 |
| Payments | (392,964) | (392,963) |
| At 31 December | 226,128 | 601,434 |

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

9. LEASES (CONT'D)

| | 2024 | 2023 |
|----------------|----------------|----------------|
| | S\$ | S\$ |
| Current | 226,128 | 375,306 |
| Non-current | - | 226,128 |
| At 31 December | <u>226,128</u> | <u>601,434</u> |

The maturity analysis of lease liabilities is disclosed in Note 18(d).

The following are the amounts recognised in profit or loss:

| | 2024 | 2023 |
|---|----------------|----------------|
| | S\$ | S\$ |
| Depreciation of right-of-use assets | 369,166 | 369,166 |
| Interest expense on lease liabilities | 17,658 | 32,709 |
| Total amount recognised in profit or loss | <u>386,824</u> | <u>401,875</u> |

The Company had total cash outflows for leases of S\$392,964 in 2024 (2023 : S\$392,964).

Reconciliation of liabilities arising from financing activities

The table below details changes in the Company's liabilities arising from financing activities, including both cash and non-cash changes. Liabilities arising from financing activities are those for which cash flows were, or future cash flows will be classified in the Company's statement of cash flows as cash flows from financing activities.

| | 1 January 2024 | Financing cash flows | Interest expense | 31 December 2024 |
|-------------------|-------------------|-------------------------|---------------------|---------------------|
| | S\$ | S\$ | S\$ | S\$ |
| Lease liabilities | <u>601,434</u> | <u>(392,964)</u> | <u>17,658</u> | <u>226,128</u> |

| | 1 January 2023 | Financing cash flows | Interest expense | 31 December 2023 |
|-------------------|-------------------|-------------------------|---------------------|---------------------|
| | S\$ | S\$ | S\$ | S\$ |
| Lease liabilities | <u>961,688</u> | <u>(392,963)</u> | <u>32,709</u> | <u>601,434</u> |

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

10. CASH AND CASH EQUIVALENTS

| | 2024 | 2023 |
|----------------|------------------|------------------|
| | S\$ | S\$ |
| Cash at bank | 1,404,079 | 1,756,030 |
| Fixed deposits | 2,685,120 | - |
| | <u>4,089,199</u> | <u>1,756,030</u> |

As at 31 December 2024, the Company also held fixed deposits with original currency of USD1,000,000 with interest rate of 3.88%, USD600,000 with interest rate of 4.5% and S\$500,000 with interest rate of 2.7%, all with 3 months tenor.

Cash and cash equivalents denominated in foreign currency at 31 December 2024 and 31 December 2023 are as follows:

| | 2024 | 2023 |
|-----------------------|------------------|----------------|
| | S\$ | S\$ |
| Chinese Renminbi | 244,377 | 212,473 |
| Hong Kong Dollars | 1,453 | 126 |
| United States Dollars | <u>2,882,419</u> | <u>483,225</u> |

11. TRADE RECEIVABLES

| | 2024 | 2023 |
|---|------------------|------------------|
| | S\$ | S\$ |
| Management fee and fund expense fee receivables | <u>2,119,477</u> | <u>1,292,687</u> |

Included in the Company's management fee and fund expense fee receivables were debtors with funds under the Company's management which were not yet due and fully performing.

Their recoverability was assessed with reference to the credit status of the debtors, and the expected credit loss as at 31 December 2024 and 2023 is considered to be minimal.

There was no impairment for management fee and fund expense fee receivables as of 31 December 2024 and 2023. The Company does not hold any collateral over this balance.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

12. AMOUNTS DUE FROM/TO RELATED COMPANIES

| | 2024 | 2023 |
|-----------------------------|------------------|------------------|
| | S\$ | S\$ |
| Amounts due from: | | |
| - Related companies | 720,808 | - |
| - Immediate holding company | 4,584,684 | 2,716,342 |
| | <u>5,305,492</u> | <u>2,716,342</u> |
| Amounts due to: | | |
| - Related companies | - | 175,657 |
| | <u>-</u> | <u>175,657</u> |

The amount due from related companies, amount due from immediate holding company and amount due to related companies are trade-related, unsecured, interest-free and repayable on demand.

Their recoverability was assessed with reference to the credit status of the related companies, and the expected credit loss as at 31 December 2024 and 2023 is considered to be minimal.

There was no impairment for amounts due from related companies as of 31 December 2024 and 2023. The Company does not hold any collateral over this balance.

13. OTHER RECEIVABLES AND PREPAYMENTS

| | 2024 | 2023 |
|---------------------|----------------|----------------|
| | S\$ | S\$ |
| Refundable deposits | 206,473 | 206,473 |
| Other receivables | 27,022 | 318,817 |
| | <u>233,495</u> | <u>525,290</u> |
| Prepayment | 88,046 | 96,559 |
| | <u>321,541</u> | <u>621,849</u> |

14. TRADE PAYABLES AND ACCRUED EXPENSES

| | 2024 | 2023 |
|---------------------|------------------|------------------|
| | S\$ | S\$ |
| Trade payables | 2,136,614 | 880,491 |
| Staff cost accruals | 1,572,616 | 1,105,004 |
| Others | 265,481 | 162,556 |
| | <u>3,974,711</u> | <u>2,148,051</u> |

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

15. SHARE CAPITAL

| | 2024 | 2023 | 2024 | 2023 |
|--------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | No. of shares | | S\$ | S\$ |
| <i>Issued and fully paid:</i> | | | | |
| At beginning and at the end of year | 6,500,000 | 3,000,000 | 6,500,000 | 3,000,000 |
| Issuance of ordinary shares | - | 3,500,000 | - | 3,500,000 |
| | <u>6,500,000</u> | <u>6,500,000</u> | <u>6,500,000</u> | <u>6,500,000</u> |

The holder of ordinary shares is entitled to receive dividends as and when declared by the Company. All ordinary shares carry one vote per share without restrictions. The ordinary shares have no par value.

No dividend has been declared or paid by the Company during the financial year.

16. RELATED PARTY TRANSACTIONS

In addition to those related party information disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into transactions with related and affiliated companies on terms agreed between the parties as follows:

| | 2024 | 2023 |
|---|------------------|------------------|
| | S\$ | S\$ |
| Service charge by related companies | 916,745 | 871,452 |
| Outsourcing service charged to/collected on behalf by related companies | <u>5,464,478</u> | <u>3,071,875</u> |

Key management personnel compensation

| | 2024 | 2023 |
|--|---------------|---------------|
| | S\$ | S\$ |
| Salaries and other short-term benefits | 1,043,782 | 524,240 |
| CPF contributions | <u>20,399</u> | <u>14,640</u> |

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

17. FINANCIAL INSTRUMENTS

(a) *Classification of financial instruments*

The following table analyses the financial assets and liabilities in the statement of financial position by the categories of financial instruments to which they are classified:

| | Financial assets at amortised cost S\$ |
|--|---|
| 2024 | |
| Financial assets: | |
| Cash and cash equivalents | 4,089,199 |
| Trade receivables | 2,119,477 |
| Amounts due from related companies | 5,305,492 |
| Other receivables excluding prepayment | 233,495 |
| Total financial assets | <u>11,747,663</u> |
| Financial liabilities: | |
| Trade payables and accrued expenses | 3,974,711 |
| Lease liabilities | 226,128 |
| Total financial liabilities | <u>4,200,839</u> |
| 2023 | |
| Financial assets: | |
| Cash and cash equivalents | 1,756,030 |
| Trade receivables | 1,292,687 |
| Amounts due from related companies | 2,716,342 |
| Other receivables excluding prepayment | 525,290 |
| Total financial assets | <u>6,290,349</u> |
| Financial liabilities: | |
| Amounts due to related companies | 175,657 |
| Trade payables and accrued expenses | 2,148,051 |
| Lease liabilities | 601,434 |
| Total financial liabilities | <u>2,925,142</u> |

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****31 December 2024****17. FINANCIAL INSTRUMENTS (CONT'D)****(b) Fair value**

The fair value of financial assets and financial liabilities of the Company, which include cash and cash equivalents, amounts due from related companies, trade and other receivables excluding prepayments, amounts due to related companies, accrued expenses and lease liabilities, approximate their carrying amount due to their short-term nature.

18. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES

The directors consider that the Company's main risks are credit risk, foreign currency risk and liquidity risk. These risks are managed through an on-going review and monitoring process as summarised below:

(a) Credit risk

Credit risk is the risk that any customers may fail to fulfill its obligations when they fall due and the exposure to credit risk is monitored on an ongoing basis.

The carrying amount of cash and cash equivalents, amount due from related companies, trade and other receivables represent the Company's maximum exposure to credit risk.

Cash and cash equivalents are placed with reputable banks. For amount due from related companies, trade and other receivables, the Company assessed the latest performance and financial position of the counterparties, adjusted for the future outlook of the industry in which the counterparties operate in, and concluded that the ECL is insignificant. There is no financial asset that is past due or impaired, or would otherwise be past due or impaired.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

18. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (CONT'D)

(b) *Foreign currency risk*

The Company is exposed to movements in the foreign exchange rates other than in its functional currency. As a result, the Company is exposed to foreign currency risk since the value of these financial assets and liabilities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in foreign exchange rates.

At the end of reporting period, the currencies that gives rise to this risk are primarily Chinese Renminbi ("RMB"), Hong Kong Dollars ("HKD") and United States Dollars ("USD"). The Company does not hedge this exposure.

The following table demonstrates the sensitivity of the Company's profit or loss to a reasonable possible change in RMB, HKD and USD exchange rate against the functional currency of the Company, with all the other variables held constant:

| | <u>Change in currency rate</u> | <u>Effect on profit or loss</u> S\$ |
|--------------------------------|------------------------------------|--|
| <u>31 December 2024</u> | | |
| RMB | +/- 5% | (13,755) |
| HKD | +/- 5% | 73 |
| USD | +/- 5% | 176,135 |
| <u>31 December 2023</u> | | |
| RMB | +/- 5% | 10,624 |
| HKD | +/- 5% | 6 |
| USD | +/- 5% | 24,161 |

(c) *Interest rate risk management*

The company's interest rate exposures arise mainly from cash and cash equivalents.

The interest rate and terms of repayment of fixed deposits of the company are disclosed in Note 10.

No sensitivity analysis is prepared as the company does not expect any material effect on the company's profit or loss arising from the effects of reasonably possible changes to interest rates on interest bearing financial instruments at the end of the reporting period.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

18. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (CONT'D)

(d) *Liquidity risk*

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty to meet its repayment obligations when they fall due under normal and distress circumstances. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time-to-time. The financial liabilities of the Company comprise of amount due to related companies and accrued expenses. Amount due to related companies and accrued expenses have no contractual maturity but are typically settled within 30 to 60 days from transaction dates.

All financial liabilities in the current and prior years are repayable on demand or due within one year from the reporting date except as disclosed and are non-interest bearing.

| | Carrying Amount S\$ | Less than 1 year S\$ | 1 to 5 years S\$ | Contractual cashflow S\$ |
|-------------------|---------------------------|----------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 2024 | | | | |
| Lease liabilities | 226,128 | 229,229 | - | 229,229 |
| 2023 | | | | |
| Lease liabilities | 601,434 | 392,964 | 229,229 | 622,193 |

19. FAIR VALUE MEASUREMENT

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date, regardless of whether that price is directly observable or estimated using another valuation technique.

The fair value of the financial assets and liabilities of the Company approximate their respective carrying values due to their relatively short-term maturity of these financial instruments.

20. CAPITAL MANAGEMENT

The capital of the Company is represented by the net assets attributable to the shareholder. The primary objective of the Company's capital management is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide investment advisory services. The Company's management monitors the capital structure and makes adjustment to it as needed. As at 31 December 2024, there is no change in the capital structure of the Company.

The Company, being a Capital Markets Services License Holder under the Securities and Futures Act of Singapore, has to ensure that its financial resources does not fall below the amount as stipulated in the Securities and Futures Regulations at any point in time. The Company has complied with all externally-imposed regulatory capital requirements throughout the financial period.

CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
31 December 2024

21. RECLASSIFICATIONS AND COMPARATIVE FIGURES

Certain reclassifications have been made to the prior year's financial statements to enhance comparability with the current year's financial statements. This is in alignment with the group policy that managed funds are not considered related parties to the company.

As a result, certain line items have been amended in the statement of financial position and statements of cash flow, and the related notes to the financial statements. Comparative figures have been adjusted to conform to the current year's presentation

The items were reclassified as follows:

| | 31 December 2023 | |
|---|---------------------|------------------------|
| | Previously reported | After reclassification |
| | S\$ | S\$ |
| <u>Statement of financial position</u> | | |
| Trade receivables | - | 1,292,687 |
| Amounts due from related companies | 4,009,029 | 2,716,342 |
| <u>Statement of cash flows</u> | | |
| Decrease in trade receivables | - | 1,753 |
| Increase in amount due to related companies | (1,988,848) | (1,990,601) |

22. AUTHORISATION OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements of the Company for the financial year ended 31 December 2024 were authorised for issue in accordance with a resolution by the directors on 29 August 2025.

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、随時、ファンド及びサブ・ファンドと、管理会社が運用する他のファンドとの間で競合又は相反する利益に対処する必要が生じる場合があります。例えば、管理会社は、管理会社が運用する他のファンドの一部又は全てに代わって購入又は売却の決定を行う場合があります。ファンド及びサブ・ファンドに代わって同様の決定を行わない場合がありますが、これは、ファンド及びサブ・ファンドに対して同様の投資又は売却を行うかどうかの決定は、サブ・ファンドの現金の利用可能性やポートフォリオのバランスなどの要因に依存するためです。ただし、管理会社は常に、ファンド及びサブ・ファンドの利益に合う公平な行動をとるよう合理的な努力を払うものとします。特に、管理会社が運用する他のファンド並びにファンド及びサブ・ファンドの現金の利用可能性及び関連する投資ガイドラインを考慮した後、管理会社は、売買される有価証券が、ファンド及びサブ・ファンド並びに管理会社が運用する他のファンド間で、可能な限り比例的に配分されるよう努めます。

管理会社、その取締役及び関連会社は、ファンド及びサブ・ファンドに投資することがあります。利益相反が生じた場合には、管理会社は、それが公正に解決され、投資者の利益に合うよう努めます。

利益相反が生じた場合、受託会社は、利益相反を迅速に、かつ受益者の利益に合う公平な方法で解決するよう努めます。受託会社の関連会社（以下「受託者の関連会社」といいます。）は、ファンド及びサブ・ファンドに対し、金融、銀行及び証券仲介サービスを提供するために起用されることがあります。かかるサービスが提供される場合、それはアームス・レングスにて行われ、受託者の関連会社は、かかるサービスに関連して得た利益又は便益について、いかなる者に対しても説明責任を負いません。

該当する場合、受託会社は現在、ファンド及びサブ・ファンドの登録名義書換事務代行会社としても機能しており、保管会社及びファンド管理事務代行会社（受託会社の関連当事者）は現在、ファンド及びサブ・ファンドに対し保管及びファンド管理事務代行サービスを提供しています。これらのサービスはアームス・レングスにて提供され、当該サービスに対する報酬は、本信託証書の規定に基づき、ファンド及びサブ・ファンドの預託財産から支払うことが認められています。

受託会社は、ファンド及びサブ・ファンドとの、又はそれらに対する全ての取引を、アームス・レングスにて行います。

受託会社は、本信託証書上の当事者ではないかのように、サブ・ファンドのユニットを所有、保有、処分又はその他の方法で取り扱うことができます。かかる取引から利益相反が生じた場合、受託会社は公正かつ衡平な方法で利益相反を解決するものとします。かかる取引は、行われる場合には、アームス・レングスにて行われます。

5【その他】

（1）定款の変更等

定款の変更又は管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

（2）事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

（3）出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟及びその他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社及びファンドに重要な影響を与えた事実又は与えらるると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) シティコープ・トラスト(シンガポール)リミテッド(Citicorp Trustee (Singapore) Limited)
(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2025年12月11日現在 2,500,000シンガポールドル(307,900,000円)

(ロ) 事業の内容

シティコープ・トラスト(シンガポール)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、シンガポールにおいて設立された有限責任会社であり、シティグループ・インクの完全子会社です。受託会社は、シンガポールにおいて有限責任会社として設立され、シンガポール証券先物法の第286条に基づくユニット・トラストのスキームの受託会社となる認可を受けています。

(2) シティバンク、エヌ・エイ シンガポール支店(Citibank, N.A., Singapore Branch)(「管理事務代行会社」及び「保管会社」)

(イ) 資本金の額

2025年12月末日現在 177,428,000,000米ドル(27,645,056,680,000円)

(ロ) 事業の内容

シティバンク、エヌ・エイ シンガポール支店は、米国法に基づき組織された銀行組織です。保管会社は、シンガポールの1970年銀行法に基づく免許を受けた銀行であり、シンガポール金融管理局の監督下にあります。シンガポールにおける免許銀行として、保管会社は、証券保管サービスの提供に関するキャピタル・マーケット・サービスの免許の取得を免除されています。シティバンク、エヌ・エイ シンガポール支店は、シティグループ・インク(親会社)の完全所有間接子会社であるシティバンク、エヌ・エイの支店です。シティグループ・インクは、ニューヨーク証券取引所(ティッカーシンボル:C)及びその他の主要な国際証券取引所に上場している登録銀行持株会社兼金融持株会社です

(3) momoo証券株式会社(「代行協会員」及び「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2026年3月末日現在3,750,000,000円

(ロ) 事業の内容

momoo証券は、日本の金融商品取引法に基づく登録金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業に関連する有価証券の売買、有価証券取引の媒介、引受け、募集その他の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

(1) シティコープ・トラスト(シンガポール)リミテッド(Citicorp Trustee (Singapore) Limited)

本信託証書に基づき、受託業務を提供します。

(2) シティバンク、エヌ・エイ シンガポール支店(Citibank, N.A., Singapore Branch)

管理事務代行業務及び資産の保管業務を提供します。

(3) moomoo証券株式会社

日本における代行協会員業務及びファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻業務を行います。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. シンガポール証券先物法の集団投資スキーム（CIS）募集要件

CISのシンガポールにおける全ての募集は、シンガポール証券先物法に従わなければならない、シンガポール証券先物法を管理している規制当局はシンガポール金融管理局です。

CISの募集に関するシンガポール証券先物法の規制体制のうち、シンガポール籍のCISに適用されるものは以下の2つのカテゴリーです。

- (1) シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポール籍のCIS
- (2) (シンガポール籍かオフショア籍かにかかわらず) 募集要件の免除を受けて募集されるCIS

(1) シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポール籍のCIS

() シンガポールCISの構造

シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポールで設立されたCISの大部分は、ユニット・トラストとして組成されます。シンガポールの2018年変動資本金会社法は、資金投資に利用することのできる変動資本金会社という会社の設立について規定しています。シンガポールでは、リミテッドパートナーシップ構成も可能ですが、シンガポールの個人投資家向けに募集されるファンド構造としては用いられていません。

ユニット・トラストでは、管理会社（その主たる役割は、CISの投資を管理することです。）、及び受託者（その主たる役割は、CISのために信託財産を保有し、受益者の権利と利益を守ることです。）が存在します。ユニット・トラストの設定文書は信託証書であり、その証書では受益者、管理会社及び受託者の権利と義務、並びにCISの構造、特色及び運用上の手続きが規定されます。

() シンガポールCISの認可

シンガポールの個人投資家向けに募集されるシンガポール籍のCISは、シンガポール証券先物法の第286条に基づいて、シンガポール金融管理局により認可されなければなりません。

シンガポール証券先物法の第286条に基づいてユニット・トラストとして設立されるシンガポール籍のCISが認可を受けるための主要な要件は次のとおりです。

- ・ ファンドの運営に必要なキャピタル・マーケット・サービスのライセンス（CISが上場不動産投資信託である場合には、不動産投資信託運用のためのキャピタル・マーケット・サービスのライセンス）の保有者である、又はシンガポール証券先物法に基づいて、シンガポールで許認可を有する銀行、商業銀行、金融会社、保険会社若しくは協同組合であるためにファンドの運営に必要なキャピタル・マーケット・サービスのライセンスの取得が免除されており、かつ適正なCISの管理会社が存在しなければなりません。
- ・ シンガポール証券先物法の第289条に基づいて承認されたCISの受託者が存在しなければなりません。
- ・ CISには、管理会社及び受託者により締結される、所定の要件（これらの要件はシンガポール証券先物規則において記述されています。）を満たした信託証書がなければなりません。
- ・ CIS、管理会社及び受託者は、シンガポール証券先物法とシンガポール集団投資スキームコードシンガポール集団投資スキームコードに従わなければなりません。

() 英文目論見書の登録及び更新

認可されたCISの英文目論見書は、シンガポール証券先物法第296条に従い、シンガポール金融管理局に提出され、そこで登録されなければなりません。シンガポール金融管理局は届出期間中にかかる英文目論見書を審査し、それに対する見解を示します。英文目論見書登録のための主要な要件は、かかる英文目論見書が、シンガポール証券先物規則の別紙3に定められた所定の英文目論見書開示要件及びシンガポール集団投資スキームコードにおいて適用される追加的な開示要件を遵守していることです。シンガポール英文目論見書は、英文目論見書における優れたドラフト記述に関するシンガポール金融管理局のガイドライン（2016年2月1日以降にシンガポール金融管理局に提出された英文目論見書全てに適用されます。）にも沿うものとされます。

認可されたCISがシンガポールで募集される限り、かかる認可されたCISの英文目論見書は、再登録のため1年毎に更新し、シンガポール金融管理局に届け出なければなりません（なお、シンガポール証券先物法の下では、登録された英文目論見書は1年間のみ有効です。）。

英文目論見書の有効期間中、CISの募集を行っている者が、かかる英文目論見書に虚偽の若しくは誤解を招く文言が含まれていること、英文目論見書に記載しなければならない情報が遺漏していること、又はシンガポール金融管理局への届出前に発生していればシンガポール証券先物法に従い英文目論見書に記載しなければならなかった、投資家の観点から見て重大な悪影響をもたらすと考えられる新たな状況が届出後に発生したことに気付いた場合、かかる英文目論見書は、補足英文目論見書の発行又は英文目論見書の差替によって修正されなければなりません。

（ ）商品ハイライト・シートの提出

CISの管理会社は、シンガポール証券先物規則及びシンガポール証券先物法第296条Aに従って、シンガポール金融管理局により発布された商品ハイライト・シートに関する業務通達に則った商品ハイライト・シートの作成及び投資家に対する提供もしなければなりません。商品ハイライト・シートは、シンガポール金融管理局に提出されなければなりません。

（ ）受託者

認可されたCISの受託者は、シンガポール証券先物法第289条（シンガポール証券先物規則はこの条項に基づいて、受託者に一定の財務要件及びその他の基準を課しています。）に基づいて承認を受けなければならず、また、管理会社から独立した存在でなければなりません。受託者はシンガポール証券先物規則において規定される運用上の要件に従うこととなります。同規制は受託者に対してとりわけ、CISの全ての財産を保管又は管理し受益者のために保有すること、CISの財産と受託者自身の財産や他の顧客の財産との区別を確保すること、及び受益者の名簿を維持する又は維持させることを求めています。

() 信託証書

認可されたCISの信託証書は、シンガポール証券先物規則において規定される所定の条項（これらには、CISのために帳簿を維持し決算書及び報告書を作成する義務や受託者に帳簿の閲覧を認める義務を管理会社に負わせる条項、並びに受益者の権利及び利益を保護するため全ての相当な注意及び警戒を払う義務や年次決算書の監査を毎年行わせる義務を受託者に負わせる条項が含まれています。）及び特定のその他の規定を組み入れなければなりません。

() 投資ガイドライン

認可されたCISは、シンガポール集団投資スキームコードに定められている、関連する投資及び借入に関するガイドライン並びに制限に従うことになります。

() 継続的な運用上の要件

シンガポール集団投資スキームコードは、とりわけ認可されたCISの管理会社と受託者の各々の継続的な責任と運用上の義務（CISの財産からのマーケティング費用支払いの禁止、関連当事者との取引の制限、受益者に対する償還代金の支払時期、受益者に対する報告書及び決算書の作成と送付に関する要件、受益者に対する重要な変更の通知の送付に関する要件、信託証書の修正のために受益者の会合が必要とされる状況、ファンド資産の評価方法に関するガイドライン、評価エラーに関する補償の要件、現金割戻し及びソフト・ダラーの受領に対する制限を含みます。）について規定しています。

認可されたCISの管理会社と受託者は、CISの信託証書において記述される継続的な要件にも従うこととなります。

() 決算書及び報告書

シンガポール集団投資スキームコードに基づき、認可されたCISの管理会社は下記を作成することが求められ、認可されたCISの受託者は下記を送付すること（又は電子的手段により入手可能にすること）が求められます。

- ・ CISの中間期終了後2か月以内に受益者に送付されるべき、半期報告書及び半期（未監査）決算書。
- ・ CISの会計年度終了後3か月以内に受益者に送付されるべき、年次報告書及び年次監査済決算書。

() 広告

CISの全ての広告は、シンガポール証券先物法第300条及びシンガポール証券先物規則に規定される広告に関する規則に服します。これにはとりわけ所定の免責条項を組み込む要件及び過去の実績値の提示に関する規則が含まれ、関連する商品の「公正かつバランスの取れた視点」を提供し、「虚偽又はミスリーディング」であってはならず、「『現在の』情報を明確に」、「明確で読みやすく」、定められたフォントサイズに従っており、シンガポール金融管理局は当該広告又は公表物をレビューしていない趣旨の所定の記載を含んでおり、所定の要件に従い内部的に承認されたものである必要があります。

(2) 募集要件の免除を受けて募集されるCIS

（シンガポール籍又はオフショア籍であるかにかかわらず）シンガポール証券先物法のパート13、第2部第（4）節に規定される募集要件の免除に従って募集されたCISは、上に述べた認可/認証要件及び英文目論見書登録要件の遵守を免除されます。

シンガポール証券先物法の定めるCIS募集要件の免除の例としては、以下のものがあります。

- ・ シンガポール証券先物法第304条の定める機関投資家についての免除 - これは、機関投資家のみを対象とした募集を免除するものです。
- ・ シンガポール証券先物法第305条の定める適格投資家及びその他の関連する者についての免除 - これは、適格投資家及びその他の関連する者（又は各取引においてユニットが200,000シンガポールドル（又はこれに相当する外貨）以上でのみ取得される募集で、当初取得者としてユニットを取得する者）のみを対象とした制限付募集で、その他一定の要件（CISのシンガポール金融管理局の管理する制限付スキームのリストへの掲載要件及び広告の禁止を含みます。）を遵守した制限付募集を免除するものです。
- ・ シンガポール証券先物法第302条（C）の定める私募発行についての免除 - これは、12か月以内に50名以下を対象として行われ、広告の禁止等その他一定の要件を遵守した私募発行を免除するものです。
- ・ シンガポール証券先物法第302条（B）の定める小規模募集についての免除 - これは、12か月以内に総額5百万シンガポールドル（又はこれに相当する外貨）以下の資金を集め、シンガポールの投資家向けに所定の免責事項の提示要件及び広告の禁止等その他一定の要件を遵守する個人的募集を免除するものです。

2. シンガポール証券先物法の定める、英文目論見書内の誤った又は誤解を招く文言に関する刑事・民事責任

シンガポール証券先物法第296条（第253条とあわせて読む）の下では、シンガポールで募集されるCISの英文目論見書に誤った若しくは誤解を招く文言が含まれる場合、シンガポール証券先物法に従って英文目論見書に記載しなければならない情報が遺漏している場合、又はシンガポール金融管理局への届出前に出現していればシンガポール証券先物法に従って英文目論見書に記載しなければならなかった新たな状況がシンガポール金融管理局への届出後に出現したにもかかわらず、その旨が記載されていない場合、かかる違反の行為者と目される者は、有罪と認められた場合、150,000シンガポールドル以下の罰金若しくは2年以下の禁固刑、又はその両方を科せられます。

シンガポール証券先物法第296条（第254条とあわせて読む）の下では、シンガポールで募集されるCISの英文目論見書に誤った若しくは誤解を招く文言が含まれる場合、シンガポール証券先物法に従って英文目論見書に記載しなければならない情報が遺漏している場合、又はシンガポール金融管理局への届出前に出現していればシンガポール証券先物法に従って英文目論見書に記載しなければならなかった新たな状況がシンガポール金融管理局への届出後に出現したにもかかわらず、その旨が記載されていない場合、責任があると目される者は、英文目論見書の中の誤った又は誤解を招く文言又は遺漏により損失又は損害を被った者に対して賠償する責任を負います。

3. シンガポール証券先物法下でのシンガポール金融管理局の監督権

シンガポール証券先物法下でのシンガポール金融管理局の監督権の例としては、以下のものではありません。

- ・ シンガポール金融管理局は、認可又は認証されたCISの責任者に対し、シンガポール証券先物法の適切な管理のためにシンガポール金融管理局が随時必要とするCISに関する情報又は記録の提供を求めることができます。
- ・ ユニット・トラストとして組成され認可されたCISの管理会社がシンガポール証券先物法又はシンガポール集団投資スキームコードの遵守を怠った場合、シンガポール金融管理局は、認可されたCISの受託者に対し、管理会社の解任及び新しい管理会社の任命を指示することができます。
- ・ シンガポール金融管理局は、例えば、認可若しくは認証申請又はシンガポール金融管理局に提出された関連情報若しくは記録が重要な点において誤りであるか若しくは誤解を招くものであり、又は提出の時点でシンガポール金融管理局が知悉していれば認可若しくは認証を与えなかったであろうと考えられる重要な点が遺漏している場合、シンガポール金融管理局がCISの認可又は認証を維持することが投資家の不利になる又は公共の利益に反すると判断する場合、シンガポール若しくはシンガポール金融管理局が当事者であるCISのクロス・ボーダー募集に関連する取り決めの定めを有効にするため従前認証されたスキームの認証を取り消す必要があるとシンガポール金融管理局が判断する場合、又はCISの責任者が認可若しくは認証の条件を充足し続けることができない場合には、CISの認可又は認証を取り消すことができます。
- ・ CISの認可又は認証を取り消す場合、シンガポール金融管理局は、CISの責任者に対し、自らが適当と判断する命令（投資家からの出資金を全額払い戻すか、又はシンガポール金融管理局の承認する条件により投資家に対して、投資家からの出資金を全額払い戻すか若しくはユニット/持分を償還するかを選択する権利を与えることを含みます。）を出すことができます。
- ・ 認可又は認証されたCISの英文目論見書が既に登録されており、かつかかる英文目論見書に誤った若しくは誤解を招く文言が含まれている、英文目論見書に記載しなければならない情報が遺漏している、若しくはシンガポール証券先物規則により英文目論見書への記載が禁止されている情報が含まれているとシンガポール金融管理局が判断する場合、かかる英文目論見書がシンガポール証券先物法の要件を遵守していないとシンガポール金融管理局が判断する場合、又はそうすることが公益に適うとシンガポール金融管理局が判断する場合、シンガポール金融管理局は、CIS募集者に対し、それ以降のCISユニット/持分の発行又は販売を禁じる停止命令を発することができます。

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書（交付目論見書）及び投資信託説明書（請求目論見書）の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）の投資リスクにおいて、次の事項の記載をすることがあります。
 - ・「サブ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨の記載
 - ・「投資信託は預貯金と異なります。」という記載
- (3) 投資信託説明書（交付目論見書）に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は日本における販売会社に請求すれば当該日本における販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - 為替変動による影響を受けるが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様には帰属する旨。
- (4) 投資信託説明書（交付目論見書）は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (5) ファンド証券の券面は、原則発行されません。
- (6) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。

（訳文）

CSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッドのメンバーに対する

独立監査人の監査報告書

財務書類監査に関する報告

監査意見

私どもは、6ページから33ページ（訳注：原文のページ）に記載の2024年12月31日現在の財政状態計算書、同日をもって終了した事業年度の純損益および包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性がある会計方針情報を含む財務書類に対する注記から構成されているCSOPアセット・マネジメント・プライベート・リミテッド（以下、「会社」という。）の財務書類の監査を行った。

私どもは、添付の財務書類が、1967年会社法（以下「法律」という。）およびシンガポール財務報告基準（以下「FRS」という。）の規定に準拠して適切に作成されており、会社の2024年12月31日現在の財政状態、ならびに同日に終了した事業年度における会社の経営成績、持分変動およびキャッシュ・フローに関して、真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

監査意見の根拠

私どもは、シンガポール監査基準（以下「SSA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。私どもは、シンガポールにおける財務書類に対する私どもの監査に関連する倫理規定とあわせて、会計企業規制庁による「公認会計士および会計事務所のための職業行動規範および職業倫理規定」（以下「ACRA規定」という。）に基づき会社に対して独立性を保持しており、また、これらの規定およびACRA規定で定められる倫理上の責任を果たした。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

2023年12月31日に終了した事業年度の会社の財務書類は他の監査人により監査されており、当該監査人は2024年5月24日付で当該財務書類に対して無限定意見を表明している。

その他の記載内容

経営者は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、1ページから2ページ（訳注：原文のページ）に記載の取締役報告書から構成されており、財務書類および監査報告書以外の情報である。

私どもの監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、私どもは当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営者および取締役の責任

経営者は、法律およびFRSの規定に準拠して真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、ならびに資産が承認された使用や処分による損失から保護され、取引が適切に承認されていること、および真実かつ公正な財務書類の作成を可能とし、資産に関する説明責任を維持するために必要な方法でそれらが記録されていることの合理的な保証を提供するために十分な会計上の内部統制システムを設計し維持する責任を負っている。

財務書類を作成するに当たり、経営者は、会社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、経営者が会社の清算若しくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

取締役の責任には、会社の財務報告プロセスの監視責任が含まれている。

財務書類監査に対する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、SSAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私どもは、SSAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、および内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・経営者が採用した会計方針およびその適用方法の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、会社の継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私どもの結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、会社は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務書類の表示方法が適切であるかどうかを評価すること、関連する注記を含めた全体としての財務書類の表示、構成および内容を検討し、財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私どもは、取締役に対して、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項を報告している。

法令等が要求するその他の事項に関する報告

会社が法律により備えおくことを求められている会計帳簿およびその他の記録は、同法の規定に準拠して適切に保管されていることを認める。

デロイト・アンド・トゥシュ・エルエルピー

公認会計士および勅許会計士
シンガポール

2025年8月29日

() 上記は、英語で作成された監査報告書の訳文として記載されたものです。訳文においては原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBER OF CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.**Report on the Audit of the Financial Statements****Opinion**

We have audited the financial statements of CSOP Asset Management Pte. Ltd. (the “Company”), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the financial year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information, as set out on pages 6 to 33.

In our opinion, the accompanying financial statements are properly drawn up in accordance with the provisions of the Companies Act 1967 (the “Act”) and Financial Reporting Standards in Singapore (“FRSs”) so as to give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of the financial performance, changes in equity and cash flows of the Company for the financial year ended on that date.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing (“SSAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor’s Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Accounting and Corporate Regulatory Authority Code of Professional Conduct and Ethics for Public Accountants and Accounting Entities (“ACRA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Singapore, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the ACRA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The financial statements of the Company for the year ended 31 December 2023 were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those financial statements on 24 May 2024.

Other information

Management is responsible for other information. The other information comprises the Directors’ Statement set out on pages 1 to 2, but does not include the financial statements and our auditor’s report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBER OF CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.**Responsibilities of management and directors for the financial statements**

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Act and FRSs, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from authorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair financial statements and to maintain accountability of assets.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The directors' responsibilities include overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with SSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with SSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBER OF CSOP ASSET MANAGEMENT PTE. LTD.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

Deloitte & Touche LLP

Public Accountants and Chartered Accountants
Singapore

29 August 2025

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。